

平成 27 年第 2 回定例会

鋸南町議会会議録

平成 27 年 3 月 3 日 開会

平成 27 年 3 月 13 日 閉会

鋸南町議会

平成 27 年第 2 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

- | | |
|----------|---|
| 議案第 1 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第 2 号 | 教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の制定について |
| 議案第 3 号 | 鋸南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 4 号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 5 号 | 町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 6 号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 7 号 | 鋸南町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 8 号 | 鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 議案第 9 号 | 鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例の全部を改正する条例の制定について |
| 議案第 10 号 | 鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 11 号 | 指定管理者の指定について（都市交流施設） |
| 議案第 12 号 | 平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算（第 6 号）について |
| 議案第 13 号 | 平成 26 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 議案第 14 号 | 平成 26 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 議案第 15 号 | 平成 26 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 議案第 16 号 | 平成 26 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 議案第 17 号 | 平成 26 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 議案第 18 号 | 平成 27 年度鋸南町一般会計予算について |
| 議案第 19 号 | 平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について |
| 議案第 20 号 | 平成 27 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 議案第 21 号 | 平成 27 年度鋸南町介護保険特別会計予算について |
| 議案第 22 号 | 平成 27 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について |
| 議案第 23 号 | 平成 27 年度鋸南町水道事業会計予算について |

平成27年第2回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号(3月3日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	14
小藤田 一幸 君	14
緒方 猛 君	25
三国 幸次 君	42
散会の宣言	52

第2号（3月4日）

議事日程	53
本日の会議に付した事件	54
出席議員	54
欠席議員	54
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	54
本会議に職務のため出席した者の職氏名	54
開議の宣言	56
議事日程の報告	56
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第18号の上程、説明	105
議案第19号の上程、説明	114
議案第20号の上程、説明	119
議案第21号の上程、説明	120
議案第22号の上程、説明	123
議案第23号の上程、説明	125
散会の宣言	128

第3号（3月13日）

議事日程	129
本日の会議に付した事件	129
出席議員	129
欠席議員	129
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	129
本会議に職務のため出席した者の職氏名	130
開議の宣言	131
議事日程の報告	131
議案第18号の委員長報告、討論、採決	131
議案第19号の委員長報告、討論、採決	137
議案第20号の委員長報告、討論、採決	139
議案第21号の委員長報告、討論、採決	140
議案第22号の委員長報告、討論、採決	141
議案第23号の委員長報告、討論、採決	142
閉会の宣言	144

鋸南町告示第4号

平成27年第2回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年2月27日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成27年3月3日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成 27 年第 2 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 1 号〕

平成 27 年 3 月 3 日 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 一般質問〔3名〕
① 2番 小藤田一幸 議員
② 3番 緒方 猛 議員
③ 12番 三国幸次 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 渡邊 信 廣 君	2番 小藤田一幸 君
3番 緒方 猛 君	4番 鈴木辰也 君
5番 手塚 節 君	6番 黒川大司 君
7番 伊藤 茂 明 君	8番 松岡 直 行 君
9番 笹生 正 己 君	10番 平島 孝 一 郎 君
11番 中村 豊 君	12番 三国 幸 次 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白石 治 和 君	副 町 長 川 名 吾 一 君
教 育 長 富 永 清 人 君	会 計 管 理 者 篠 原 一 成 君
総務企画課長 内 田 正 司 君	税務住民課長 福 原 傳 夫 君
保健福祉課長 渡 邊 昌 廣 君	地域振興課長 菊 間 幸 一 君
教 育 課 長 前 田 義 夫 君	水 道 課 長 山 崎 友 之 君
総務管理室長 福 原 規 生 君	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 増 田 光 俊

書

記 醍 醐 陽 子

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成27年第2回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤茂明）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、
2番 小藤田一幸君、12番 三国幸次君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤茂明）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る2月25日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 渡邊信廣君。

〔議会運営委員会委員長 渡邊信廣君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊信廣君）

皆さんおはようございます。

議長から報告の求めがありましたので、去る2月の25日、午前10時から議会運営委員会を開き、平成27年第2回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について協議をいたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から13日までの11日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案として議案23件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明、及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、本日は散会したいと思います。

明日4日は、午前10時から会議を開き、議案の審査であります。議案第1号から議案第17号までについては、順次上程の上、質疑、討論の後、採決まで。

議案第18号から議案第23号までの平成27年度各当初予算関係については、順次上程の上、当局からの説明を受けるのみといたします。

なお、当初予算の審査については、予算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議をされておりますことを、併せて御報告いたします。

5日から12日までの8日間は、議案調査のため休会といたします。

13日は午後2時から会議を開き、当初予算関係の議案第18号から議案第23号までについての質疑、討論を行っていただき、採決を願いたいと思います。

一般質問でございますが、一般質問一覧表のとおり、今定例会には、小藤田一幸君、緒方猛君、三国幸次君の3名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、一回目の質問は15分以内といたします。

また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での協議の結果を御報告申し上げますとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は本日から13日までの11日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には3名から通告がなされております。

一般質問の時間は60分以内とし、一回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答方式で回数は定めないことといたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 13 日までの 11 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤茂明）

日程第 3 「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、去る 2 月 6 日に行われた全国町村議会議長会定期総会において、中村豊君、平島孝一郎君、笹生正己君、松岡直行君の 4 名が在職 15 年以上とし、全国町村議会議長会自治功労者表彰を受賞されました。本日午後に議場において賞状の伝達を行いたいと思います。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成 27 年第 2 回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用の折、御出席を賜り、厚く感謝申し上げます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は、平成 27 年度の一般会計、特別会計並びに企業会計の予算案、条例の制定・一部改正等、23 議案でございます。

議案の概略を御説明する前に、新年度に向けての、所信を申し述べさせていただきます。

現在、安倍政権の進める『アベノミクス』といわれる経済政策により、株価の上昇、各種の経済指標は上向いております。

日本経済再生と財政健全化の両立に向けて、経済を好循環させる成長戦略の推進にも、大いに期待をするところでありますが、地方への波及効果は限定的で、時間がかかるものだと思います。

一方、日本の人口は 2008 年をピークに人口減少に転じました。

「国立社会保障・人口問題研究所」の公表する「日本の将来推計人口」では、2010年に1億2,806万人であった日本の総人口は、2060年には8,674万人との推計がされており、今後、人口減少が加速度的に進行する見込みとなっております。

本格的な人口減少社会に対応するため、国家戦略として、国の長期ビジョンでは、「人口減少問題の克服」として、2060年に1億人程度の人口を確保すること、東京一極集中を是正するとしています。

また、「成長力の確保」では、2050年代に実質GDP成長率1.5%から2%程度を維持するとしているところでございます。

これらの実現のため、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国において総合戦略の閣議決定がなされました。

地方においても「人口ビジョン及び地方版総合戦略」を策定するものでありますが、雇用の創出、地方への移住、子育て支援など基本目標に基づく施策が示されております。

現在、町が進めている都市交流施設整備事業などは、情報発信拠点、地域経済活性化の拠点、町内外から集まる方々の交流拠点としての機能を有し、地方創生の基本理念に合致する事業であると言えます。

また、今まで町が取り組んできた、地方の安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れをつくる等の施策を、さらに実効性のあるものとし、新たな施策にも積極的に取り組んでまいります。

鋸南町の平成27年度予算編成についてでございますが、平成27年度の地方財政全般については、総務省自治財政局から示された、平成27年度地方財政対策の概要において、『地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、平成27年度においては、地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保』するとしておりますが、本町の財政見通しとして、歳入については、町税収入は減収が見込まれ、地方交付税も伸びが期待できない状況にあり、平成27年度の一般財源は減少することが見込まれます。

歳出については、公債費のピークは過ぎましたが、実質公債費比率は県内で高水準であり、今後、社会保障関係経費の自然増、公共施設の老朽化に伴う改修事業や維持補修費の増が見込まれることから、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。

このため、行財政改革の一環として実施しております、特別職及び一般職の給料削減については、平成27年度においても、給料の削減を継続いたしたく、関連議案を提出させていただきます。

今後とも、財政の健全化に向け、さらに精一杯の努力をいたす覚悟であります。議員各位の御理解と町民の皆様の御協力、そして、職員の皆さんにも御協力をお願いする次第でございます。

それでは、今定例会に、御提案いたします議案の概要について、御説明を申し上げます。

す。

議案の第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会制度が改正されることから、関係条例の整備を行うものでございます。

議案の第2号「教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の制定について」であります。新教育長は特別職となりますが、職務専念義務を要することとされたため、勤務時間、休暇等についての規定を定めるものでございます。

議案第3号「鋸南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。行政手続法の改正に伴い、新たに「行政指導の方式」等にかかる、規定を追加するものです。

議案第4号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。千葉県人事委員会の勧告に伴い、職員給料表等の改正を行う他、現在、実施している職員給料の削減については、職員組合の御理解をいただきましたので、一般職員1%、管理職2%の削減措置を、平成28年3月31日まで、引き続き、お願いをするものであります。

議案第5号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。平成17年度から町長30%・副町長及び教育長は20%それぞれ削減し現在に至っております。

当町の財政状況に鑑み、27年度も継続して、削減をするものでございます。

議案第6号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。特別職となる新教育長の給与を定める他、手当の支給割合を一般職に準じ改正するものであります。

議案の第7号「鋸南町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について」であります。貸付条件及び貸付金の額の改正をするものであります。

議案の第8号「鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例の制定について」であります。現在、保育所関連の条例は2件ございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、条例の整備をするものであります。

議案の第9号「鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例の全部を改正する条例の制定について」であります。現在、3,000平方メートル以上の土地の埋立、盛土、堆積行為については、県の許可となっておりますが、県条例の適用除外規定を受け、500平方メートル以上の埋立等の事業については、全て、町条例の許可対象とするものでございます。

議案第10号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。介護保険法の改正に伴い、第1号被保険者を現行6区分から9区分とするとも

に、平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料率を改正するものでございます。

議案第 11 号「指定管理者の指定について」であります。鋸南町都市交流施設の指定管理者に、株式会社共立メンテナンスを指定しようとするものであります。

議案の第 12 号「平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算・第 6 号について」であります。今回の補正額は、412 万 1,000 円を減額し、補正後の総額を 50 億 1,651 万円にしようとするものであります。

今補正予算では、国の補正予算で決定した、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」にかかる事業をお願いしております。

地域消費喚起・生活支援事業では、プレミアム商品券発行事業補助金 2,600 万円。地方創生先行型事業では、地方版総合戦略策定基礎調査委託、空き家バンクホームページ作成委託など 9 事業、3,671 万 8,000 円を計上いたしました。

また、都市交流施設整備事業など 7 事業については、平成 27 年度に繰り越しをして事業実施するため、6 億 2,172 万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

議案第 13 号「平成 26 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算・第 3 号」についてであります。今回の補正は 1,649 万 7,000 円を増額し、補正後の総額を、13 億 1,107 万 9,000 円にしようとするものでございます。

歳出補正の主なものは、保険給付費 2,669 万 3,000 円を減額する他、財政調整基金 3,365 万 4,000 円を積み立てするものです。

議案の第 14 号「平成 26 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算・第 1 号」についてであります。今回の補正は、24 万 8,000 円を増額し、補正後の総額を、1 億 888 万 5,000 円にしようとするものであります。

補正の主なものは、広域連合納付金、一般会計繰出金を増額するものであります。

議案の第 15 号「平成 26 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算・第 3 号」についてであります。今回の補正は 5,738 万 2,000 円を増額し、補正後の総額を、12 億 5,717 万 9,000 円にしようとするものであります。

補正の主なものは、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費を増額するものであります。

議案の第 16 号「平成 26 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算・第 1 号」についてであります。収益的収入では 140 万 1,000 円の減額、収益的支出では 227 万円の増額を予定いたしました。

資本的収入および支出では、防水工事等事業費確定に伴い、72 万 9,000 円を減額するものであります。

議案の第 17 号「平成 26 年度鋸南町水道事業会計補正予算・第 2 号」についてであります。収益的収入では、21 万 6,000 円の減額、収益的支出では 334 万 1,000 円の増額を予定しました。

資本的収入では、企業債 800 万円の減額、資本的支出では、事業費確定により、755 万 4,000 円減額をするものです。

議案第 18 号「平成 27 年度鋸南町一般会計予算」についてでございますが、本年度の予算額は、40 億 441 万 8,000 円で、前年度当初予算に比べますと、2.6%、9,987 万 5,000 円の増額となりました。

今年度の主要事業では、重点施策として取り組んでいる、都市交流施設整備事業費として、2 億 2,380 万 5,000 円の予算をお願いしてございます。

外構工事費、情報端末等整備工事、太陽光発電システム設置工事等を実施いたします。2 月 26 日に起工式が行われましたが、12 月の開業を目指し事業を進めてまいります。

この他、主な事業を申し上げますと、総務費では、ふるさと納税推進事業、保田倉庫建築事業。民生費では、臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、子ども医療費助成事業では、今年度から通院に対する助成を中学 3 年生まで拡大をいたします。農林水産業費では、勝山漁港・保田漁港の整備。土木費では、住宅取得奨励金交付事業、橋梁長寿命化修繕事業。消防費では、2 カ年継続で実施をしている、地域防災計画策定業務委託。教育費では、幼稚園改築設計委託事業を予定しております。

次に、一部事務組合負担金ですが、安房広域市町村圏事務組合負担金 2 億 1,945 万円、鋸南地区環境衛生組合分担金 1 億 3,150 万 5,000 円を予定しております。

各会計への繰出金につきましては、国民健康保険特別会計等 3 つの特別会計には、合計 2 億 8,358 万 5,000 円、企業会計への繰出金は、水道会計に、8,065 万 4,000 円、病院会計には、5,702 万 3,000 円を計上いたしました。

次に、歳入であります。町税は 7 億 3,428 万 1,000 円で、前年度比 1.1%、794 万 4,000 円の減額を見込みました。

交付税と臨時財政対策債では、合計 18 億 8,000 万円を見込みましたが、前年度から 3,000 万円の減額となります。

繰越金は 1 億円を計上し、予算調整の結果、不足する一般財源は、財政調整基金から 2 億 8,634 万 8,000 円を繰り入れすることといたしました。

当初予算後の財政調整基金の残高は、5 億 492 万 1,000 円となる見込みでございます。

議案第 19 号「平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」についてであります。本年度の予算額は、前年度比 12.9%増の、14 億 5,946 万 6,000 円を予定いたしました。

主たる歳出である保険給付費は、8 億 6,393 万 5,000 円を見込んでおります。

また、共同事業費拠出金は、3 億 1,254 万 8,000 円で、前年度比で 1 億 8,535 万 4,000 円の増額となっておりますが、事業の適用対象の拡大により、大幅な増額となったものであります。

歳入では、保険料を、前年度比 0.6%減の、2 億 7,880 万 6,000 円、制度に基づく国庫支出金及び支払交付金の他、共同事業交付金では 3 億 1,693 万 4,000 円を見込んでおり

ます。一般会計からの繰入金は 8,991 万 3,000 円、繰越金は 2,500 万 1,000 円を計上する他、財政調整基金からの繰入金 2,500 万円を予定いたしました。

議案の第 20 号「平成 27 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。本年度の予算額は、前年度比 1.5%減の 1 億 695 万 9,000 円を予定いたしました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 148 万 8,000 円で、歳出総額の 94.9%を占めるものであります。

歳入では、医療保険料は、6,848 万 1,000 円及び一般会計繰入金 3,505 万 3,000 円が主たるものでございます。

議案第 21 号「平成 27 年度鋸南町介護保険特別会計予算」についてでございますが、本年度の予算額は、前年度比 0.3%減の 11 億 6,867 万 9,000 円を予定いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費で、11 億 2,361 万 9,000 円を予定しましたが、歳出予算額の 96.1%を占めるものでございます。

歳入は、制度に基づく国・県・支払基金の他は、介護保険料 2 億 2,008 万 9,000 円、町一般会計からの繰入金 1 億 5,861 万 7,000 円、介護給付費準備基金からは、169 万 2,000 円の繰り入れを予定しております。

議案第 22 号「平成 27 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」についてでございますが、収益的収入では、一般会計繰出金 1,530 万 9,000 円、財団からの負担金 100 万円及び文書料 324 万円等で、合計 2,263 万 2,000 円の収入を予定いたしました。

収益的支出は、企業債償還利息 500 万 3,000 円、減価償却費 3,407 万 3,000 円、指定管理者交付金 1,100 万円が主なもので、5,362 万 2,000 円を予定しました。

資本的支出では、医療機器整備費 3,200 万円、企業債償還元金 4,171 万 4,000 円の合計 7,371 万 4,000 円を予定いたしました。

資本的歳入では、企業債 3,200 万円及び一般会計出資金 4,171 万 4,000 円を予定いたしました。

議案の第 23 号「平成 27 年度鋸南町水道事業会計予算」についてであります。収益的収入は、4 億 8,402 万円を予定いたしました。

収益的収入のうち、給水収益は 2 億 8,259 万 6,000 円、一般会計繰入金 8,065 万 4,000 円、県総合対策事業補助金 7,700 万円を予定いたしました。

収益的支出では、前年度比 2.5%減の、4 億 7,635 万 1,000 円を予定いたしました。そのうち南房総広域水道の受水費は、1 億 4,924 万 2,000 円を予定しております。

資本的支出では、建設改良費 4,878 万 1,000 円及び企業債償還元金 1 億 1,976 万 5,000 円、合計で 1 億 6,854 万 6,000 円を予定いたしました。

資本的収入においては、建設改良に伴う、企業債 4,600 万円を予定いたしました。

平成 27 年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた、町の予算総額は、歳出・支出ベースで、前年度比 1 億 8,131 万円増の、75 億 1,175 万 5,000 円となるものでござ

います。

以上、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、副町長、担当課長をして、説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、鋸南町表彰条例による表彰について、申し上げます。

去る、2月2日に表彰審議会が開かれ、渡邊開夫さん、湧田美奈子さん、高名幸子さん、川名豊さんの4名の方々を功労表彰として、また、豊藏清正さん、山口廣子さんの他、匿名を希望されております個人の方が2名、団体1団体の方々を善行表彰として、平成26年度鋸南町表彰を受賞されることとなりました。

誠におめでとございます。

なお、表彰式は、本日、午後1時15分から、この議会議場において、開催させていただく予定でございます。

次に鋸南病院の医師の異動について申し上げます。

現在、内科医として御勤務いただいております「能重美穂」医師におきましては、3月をもって退職となります。後任として、4月1日から、自治医科大学卒業の内科医「内藤裕史」医師をお迎えすることとなりました。

能重医師におかれましては、平成18年から9年間にわたって町民に対し、親身に診察診療していただきましたことを深く感謝申し上げますとともに、内藤医師の今後の御活躍を御期待申し上げます。

次に、鋸南町健康福祉まつりについて申し上げます。

社会福祉大会と共催して今回で7回目となりましたが、「健康と福祉、介護予防を考える場」といたしまして、1月31日土曜日中央公民館において開催をいたしました。

当日は、13グループによる介護予防活動の実践発表や社会福祉大会による表彰・福祉作文の発表をはじめ、鋸南病院・保健推進員協議会・食生活改善協議会の皆様による活動発表や抽せん会など、盛り沢山の内容で、多くの方々の御参加をいただきました。

今後もこのようなイベントを通じて、町民の皆様の健康づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、都市交流施設について申し上げます。

去る2月26日木曜日に、旧保田小学校において、議会議員、区長さん、関係者の皆様の御臨席を賜り、都市交流施設増改築工事の安全祈願祭が開催されました。

また、当施設の名称も「道の駅保田小学校」とし、12月のオープンに向け準備を進めてまいりますので、関係各位の御協力をお願い申し上げます。

次に、花観光について、申し上げます。

初めに、花まつりの第一章でもあります「水仙まつり」は、12月20日土曜日から2月

8日曜日までの間実施し、全体的には好天に恵まれたものの、開花が平年より約2週間早く、また、元日には降雪にみまわれ、倒れてしまった水仙も見受けられました。降雪により、来訪を予定していた団体客や一般客のキャンセルもございまして、期間中の入り込みといたしましては昨年を下回る9万9,000人となりました。

この水仙まつりの期間中のイベントとして、1月5日から2月8日までJRのびゅー商品として、保田駅周辺で利用できるクーポン券付きの「水仙を見に行こう」も行われ、多くのお客様に来訪していただきました。

第2章となります「頼朝桜まつり」は2月の21日土曜日から3月の15日曜日を期間とし開催しております。期間中は、JRにより、保田駅をスタート・ゴールとする、保田川沿いの頼朝桜をめぐる「駅からハイキング 鋸南頼朝桜ハイキング」も開催しております。

また、期間中のイベントとして3月7日土曜日には、権現橋から天王橋の間の頼朝桜の下で、毎年好評を得ております「保田川竹灯籠まつり」が開催される予定となっております。

また、花まつりの最終章となります「桜まつり」は3月21日土曜日から4月12日曜日を期間とし開催いたします。

期間中の4月5日曜日には佐久間ダム公園で「にぎわいイベント」を開催いたします。

今後も地域の皆様と協力して多くの観光客をお迎えできるよう努めてまいります。

最後に教育委員会関係について申し上げます。

鋸南海洋センタープール改修工事について申し上げます。

昨年9月より行っておりました改修工事ではありますが、2月末現在、プール上屋、プール塗装、更衣室等の工事がほぼ終了し、新年度からのプール再開に向けて、工事は最終段階を迎えております。3月29日には、B&G財団をはじめ関係者をお招きして、リニューアルオープン式典を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

この際、報告事項ではありますが、何か確認したいことがありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

特になしと認めます。

以上で、諸般の報告を終了いたします。

ここで10時50分まで暫時休憩といたします。

…………… 休憩・午前10時41分 ……………
…………… 再開・午前10時50分 ……………

◎一般質問

◎2番 小藤田一幸君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり3名から通告がなされております。

初めに小藤田一幸君の質問を許しますので質問席をお願いします。

〔質問席に移動〕

○議長（伊藤茂明）

2番 小藤田一幸君。

〔ベルが鳴る〕

○2番（小藤田一幸君）

入札も終わりました、いよいよ改修工事の方、道の駅が始まるわけですがけれども、一農家として去年はスイカだとか枇杷、それからサニーレタスだとか、梅だとかいろんなあれを出荷したんですが、そういう中で私が一番嫌だなと思うのは売れ残ることなんです。直売所の方から電話がきて売れ残ったから、あるいはちょっと腐っちゃったから、葉っぱがしなびたから、大根なんか夏だと2、3日すると葉っぱがしおれちゃうんですが、そういう電話が来るのが一番嫌なんです、この度鋸南町が保田小学校に道の駅をつくるにあたってぜひ成功してほしい、出荷した農家が全部売れるような施設をつくってほしい。そんな気持ちでいます。

したがってそういう私の経験がある中で、まあ、今日もいろんな指摘をさせていただきます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

都市交流施設の運営等について、4点質問させていただきます。

まず1点目、この施設の収支計画では、利用人数28万人、売上高2.4億円を目指すとの説明を受けた。その中で平成27年に町が支払う指定管理料2,320万円の内訳と、4年目の指定管理料はゼロ円になる見込みの説明があったが、公共物の光熱水費を町から出すということはないのか。

2点目、重点道の駅の候補とされ、地域活性化の拠点として期待の大きい都市交流施設ですが、数多くある他の道の駅との差別化や、集客増につながるような特徴ある機能

は何か。

3 点目、これまで事業計画の策定や、産直組合の設立等に関して、コンサルタント会社に業務を委託してきたが、それらの事業費の総額は。また、27 年度以降も業務委託をする予定があるのか。

4 点目、町内には民間の宿泊施設や農産物直売所、また飲食店がある中で、町は 12 億 8,000 万円の総事業費により新たな商業施設を整備することとなった。この事業により、町内全体に対してどの程度経済波及効果や地域活性化の効果が期待されると想定しているのか。

以上 4 点、お答え願いたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

小藤田一幸君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

小藤田一幸議員の一般質問に答弁をいたします。

御質問の 1 点目の、「平成 27 年度に町が支払う指定管理料の 2,320 万円の内訳と、4 年目の指定管理料はゼロ円になる見込みの説明があったが、公共物の光熱水費を町から出すということはないのか」についてであります。昨年 12 月の定例議会におきまして、鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例を議決をいただいたところでございます。

この条例におきまして、施設の管理を指定管理者に行わせること、そして施設の利用料金を指定管理者の収入とすることを定めております。

したがって、指定管理者は、施設全体の利用料金や売上収益、また町からの指定管理料を収入とし、自社の直営店舗も含めた施設全体の運営管理費用を賄っていただくこととなります。

御質問の平成 27 年度指定管理料の内訳ですが、先般の小学校跡地等利用検討特別委員会におきまして御説明を申し上げましたとおり、指定管理者が試算した収支計画をもとに、売上等の総利益から営業費用を差し引いた額 2,320 万円について、指定管理料として平成 27 年度の当初予算に計上をいたしました。

営業費用の主な内訳は、施設全体の管理や直営店舗の運営に係る人件費、光熱水費、初期投資費用、消耗備品などでございます。一方、利益の主な内訳は、直売所等における売上収入や販売手数料、直営店舗の売上収入、施設、宿泊施設や入浴施設、各テナント等からの利用料金収入であります。

続きまして、4 年目での光熱水費の負担の有無ですが、ただいま御説明申し上げましたとおり、指定管理料は、施設全体の費用と収益を差し引いた額を町が負担することと

しております。

現段階での収支計画では、開業後4年目の平成30年度には営業利益を生ずる見込みとなっておりますことから、指定管理料は発生しないものとしています。

平成27年度の指定管理料の予算額、そして平成32年度までの債務負担行為額は、現段階の収支計画を基に算定して計上したものでございます。町と指定管理者との協議を重ね、可能な限り削減に努めるとともに、施設運営では集客力や収益率を高めることも重要でありますので、関係者も含め検討を重ねてまいりたいと存じます。

なお、各年度の指定管理料は、各年ごとに、年度ごとに締結する協定により定めるもので、決算の収支結果に応じて補填を行うものではありません。

御質問の2点目、「数多くある他の道の駅との差別化や、集客増につながるような特徴ある機能は何か」についてであります。この御質問に関しましては、昨年の6月の定例議会で小藤田議員から、そして9月定例議会では笹生議員から同様の質問をお受けしております。その際と重複した答弁となりますが、あらかじめ御了承願います。

建物の特徴ですが、校舎と体育館、そして校庭を里山のイメージに統一すること、そして、温室に見立てた体育館は長狭街道の新たなランドマークとして、来訪者への大きな目印になるものと考えております。

また、従来からの道の駅とは異なり、立ち寄り施設から滞在できる施設、居心地の良い、快適な空間づくりが特徴と言えます。

機能面では、道の駅の必須機能のほか、直売所や物販、飲食店舗など、典型的ではありますが利用者からの要望の高い機能を導入いたします。さらに、特徴的な機能として、宿泊機能や入浴施設、子供の遊び場スペースなど、滞在型の機能を導入いたします。

また、町内外の観光等の情報提供や貸しスペースなど、行政的なサービスも行うこととしております。

この施設では、初期の段階から申し上げまして、申し上げておりますとおり、町が施設を整備し、町民の皆さんを中心として、施設の活用がなされ、経済的な効果が発揮できることが理想でございます。

昨年11月には出荷組合が設立をされ、直売所の開設に向け、栽培や加工などの研修、先進地への視察や役員を中心とした運営方法等の協議も行われております。

また、既に公表しておりますとおり、町内の事業者が飲食あるいは物販の、物産の販売を目的として、テナントの出店を計画しております。

さらに、商工事業者の中からも直売所への出品などの参加意向を受けております。

町と指定管理者が中心となって、関係する事業者や関係団体の創意工夫の取り組みによって、施設運営の特徴として現れ、他の施設との差別化が図られるものと考えております。

また、この施設は、施設自体の集客のみならず、周辺地域や町全体へ誘導するような

センター機能も果たすべき役割であります。町内の団体や地域との連携によりまして、イベントの開催や迅速な情報の発信、体験の受け入れ窓口、移住定住に向けた相談窓口など、町内に波及することのできる施設を目指してまいります。

御質問の3点目、「コンサルタント会社に業務を委託した事業費の総額は。また、27年度以降も業務を委託をする予定があるのか」についてであります。平成24年度に基本調査を委託してから、平成26年度までに、調査や計画策定、業務系の委託費の総額は、3,016万9,000円であります。なお、この費用には増改築工事に関わる調査、設計、監理業務や、情報発信の、情報発信等のための委託業務は含んでおりません。

次に、27年度以降の業務委託の予定ですが、施設整備のための設計業務や活動PRのための業務委託経費を予算計上しておりますが、コンサルタント会社への業務の発注は予定しておりません。

御質問の4点目、「この事業により、町内全体に対してどの程度の経済波及効果や地域活性化の効果が期待されると想定しているか」についてであります。まず、経済波及効果に関してですが、一般的には生産誘発効果などを産業連関分析によって試算するようですが、今回、今回の経済波及効果額は、町民の皆さんや町内の事業者に対し、どの程度の収益が見込まれるかを算定してお示しをいたします。

施設の増改築工事は町内事業者が受注をされましたが、今後発注予定の関連工事や備品購入などについても、町内事業者の受注が想定されます。施設全体の整備費に対し、仮設の条件により町内事業者の受注額を想定し、その額にそれぞれ業種ごとの売上総利益率を乗じますと、2億円程度が町内事業者の粗利益になるものと算定いたしました。

次に、開業後の直接的な経済効果を、来年1月から平成33年3月までの5年3カ月で算定した額は、概ね6億8,000万円でございます。

この内訳は、雇用の所得額として3億2,000万円、農産物等の売上利益で2億1,000万円、テナント店舗の売上利益で1億2,000万円、施設やテナント店舗における仕入品や消耗品、業務委託などで2,000万円でございます。

それぞれ指定管理者の収支計画をもとに、この施設の開業によって、町民の皆さんや町内事業者がどの程度増益となるかを算定したものでございます。

開業前及び開業後5年3カ月を合算した直接的な経済効果の合計は、概ね8億8,000万円で、さらに、新たな来訪者の町内消費を間接的な経済効果として試算をした1億5,000万円を加えますと、概ね10億3,000万円が効果額と想定をされます。

一方、施設に対して、対する町財政の負担額ですが、事業費の総額は現在のところ約12億8,000万円で、うち町の一般財源は3億円、そして過疎対策事業債の後年度負担額が1億5,000万円、さらに事業を担当する職員の人件費、指定管理料を積み上げますと、事業全体での町財政の負担額は5億4,000万円と見込んでおります。

先ほどお伝えをいたしました町内への全ての経済効果額と試算した10億3,000万円か

ら、町財政の負担額を差し引きますと、概ね4億9,000万円となります。

また、直接的な効果額と試算した8億8,000万円からの差し引いた額は概ね3億4,000万円となります。

次に、地域活性化の効果ですが、この事業の財源として活用している農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を受ける際に策定した「保田地区活性化計画」では、地域内の人口減少率を7.2%から、町全体の5%減少に抑制することを目標としています。

この施設を拠点とした移住定住の取り組みを推進することにより、地域や地場産業への波及効果も期待をされます。

また、地域の構成員が多様化することや滞在する人の増加によって地域に活気をもたらすこと、さらには、都市住民との交流によって、高齢者が生き甲斐づくりを見つけ、地域で埋もれている空き家などの有効活用も期待をできます。

町では指定管理者とともに、可能な限り町外からの集客に努め、また窓口での案内業務や、利用者に対するサービスや体験メニューなど提供できる機能やサービスの充実に努めてまいりますので、地域や施設に関わる皆さんには、その立場や志向に応じた多様な取り組み、積極的な施設利用をお願い申し上げます。

以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

小藤田一幸君、再質問ありますか。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

今町長の答弁の中で、この指定管理料の2,320万円、これがですね、売上等の総利益から営業費用を差し引いた金額だと。営業費用の主な内訳は施設全体の管理、直営店舗の運営に係る人件費、光熱水費、初期投資費用、消耗備品だと、こういう説明がございました。で、4年後には収益が挙がるんで町からの持ち出しの金がゼロになると。この計算の仕方は非常に現在の安房の指定管理者をやっている直売所から見ると、一歩も二歩も進んでいる形なんです。町が出さなくて、4年後には出さなくていいと。ただちょっと調べたらば大多喜の方にそういうのがあるらしいんですけども必ずしも良くないという話を聞いたんで一応確認の意味でもう一度あれしたいと思います。

その前にあの、指定管理者っていうのは一般の指定管理者を取った所ではいわゆるパブリックスペース、いわゆる公共施設、トイレだとか、まあ、保田小学校は子どもの遊ぶスペースだとか、それから情報を発信する行政スペース、そういうあの、収益にならない部分は普通は指定管理料として業者に支払うんですよね、毎年ね、それが指定管理料としてなっているわけですが、鋸南町の場合はそれも含めて全部指定管理者が支払うという形でこの前の2月の全協では説明がございました。

それでよろしいかどうか、間違いはないかどうか、確認したいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（内田正司君）

先ほどあの、町長の答弁の中にもありましたけれども、指定管理ですね、業務に関する指定管理については、今回後ほど議案で提出されますけれども、共立メンテナンスさんをお願いをするということでございます。

その中で当然利用料金制ですね、また、直営店舗等の収入をもって充てるということでございます。その中で当然子ども広場、あるいは情報管理、トイレ等のもの一切を含めてもですね、管理をするということを前提で指定管理を受託していただくものでございます。

その中で後、先進的に進んでいるというお話がありましたけれども、その管理料自体はですね、共立から提案のありました5年間、5年6カ月の収支を基にしてですね、とりあえず、限度としての算定をさせていただきました。

ですから、それら、今の提案の中ではですね、町からそういう費用を指定管理料で、その部分で指定管理料を払うということでは、協議は、あの、今のところそういう協議ではなく、全てお願いするというところで進んでおります。

○議長（伊藤茂明）

はい、小藤田一幸君再質問は。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

では、1点目は確認だけです。

続いては2点目に入りたいと思います。

いわゆる保田小学校の道の駅の特色というか、それはどんなものかという質問をしたんですが、まあ、いろいろ答えていただきました。立ち寄り施設から滞在できる施設。まあいろいろ、ランドマークだとかいろいろありましたけれども。

現在潮風王国に行くと路地の花狩りでたくさんの観光客が訪れています。駐車する場所がないほどですね。

それから、枇杷倶楽部は、枇杷の季節になると、枇杷が全部売り切れる状態です。私が見た時には4Lの一番大きいのが4,000円という値段がついていました。もうそれしか品物がなかったんです。

それから、富樂里の場合は、あそこはもう野菜と花ですね。午前中に大体売り切れるほど盛況です。

この、保田小学校の道の駅はなんで売するのか、買いに来る人はなにを買いたいかで来ると思うんですが、まあ、これと同時に今一番私がショックを受けたのは2月にこの館山道の、館山に行く料金所のあの、道楽園ですね、あの反対側に「きよっばち」ができ

る。そういうのが房日に載っていたり、あるいは、2月21日の日経新聞を見るとやはり同じ「きよっぱち」ができるという、こういう新聞が出ていました。

これについて町長は御存知ですよ。どんな感想をもつかちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

先日の日経新聞の記事は多分議会の事務局の方にコピーが回っていたと思いますが、これは私がですね、見て、議員の皆さん方にそれは見ていただこうと思ってですね、コピーを何枚か事務局の方にお願いをさせていただきました。

まあ、そういうものを見させていただいて、当然まだチャンスがあるというような考え方の中でそれぞれが起業化していくものだと思います。そしてですね、民間の皆さんも我々もそうなんですけれども、チャンスがないとすればですね、それは、やらないわけでありますから、チャンスがあると、そして、小藤田議員が数多い道の駅でというような話を何度かされましたが、その中でやっぱり魅力を付けて、お客様に認知をしてもらうという努力をさせていただければ、当然我々の道の駅もですね、魅力のあるものに、魅力のある道の駅になろうと思いますので、そういう努力はこれからもですね、皆で、参加をしていただく方々全員でですね、それに取り組んでいくことが必要だろうと、そう思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

今町長の答弁で魅力ある施設、ということなんです、初めての方もいると思うのでちょっと読んでみます。日経新聞です。浜焼き店が大型複合施設、競争激化、個人に的、食材、直売所、ライブ会場もということでもって。房日の方では敷地面積7,000坪、そして売り場面積が600坪、年間来客数が100万人を予定していると。

そして、売上、初年度の売り上げが全体で15億円。これは相当な額ですね。これは「きよっぱち」の親会社っていうのは名古屋の会社で、まあ、詳しいことは言いませんが、年間売上高が400億という、巨大な企業です。

で、現在あの、いわゆる浜焼きで、「きよっぱち」は売っているわけですが、えー、まあ、年間、観光業者800社と提携する同社の店舗は、ほとバス、こういう団体客がいままであれしてたんですね。それが今度は個人までやろうという。

で、オープニングキャンペーンで生産者販売手数料は15%、出展者販売手数料は10%。つまり、安房郡全体から出店を希望している。まあ、相当なあれですね。で、あの、料

金所の右側、ね、道楽園、左が「きよっばち」、まあ「きよっばち」がずいぶん大きくなるわけですが、これは高速の入口出口に両店舗出されるってのは結構あの、鋸南の保田小学校の直売所に対してデメリットがあると思うんですが、だからこそ、なんか売りがなきゃいけないと思うんですよ。保田の直売所行ったらなにがいいのか。野菜だけじゃやっぱり駄目なんですね。やっぱり隣がもう野菜だけで 4.1 億円売ってますからね。富楽里が。魚だけで 1.6 億売っているんですよ。ね、アジを山盛りにして。あるいはアラを山盛りにして。1.6 億、魚だけで。だからあのねえ、どうしたってこの安房に来る観光客っていうのは野菜だけじゃなくて魚介類が、やはりそういうものがなければいけない。だけど、まだ、わからないんですよ、この共立メンテナンスがどんな店舗を出すのか。で、前回の質問の時に一体農家の野菜を並べるスペースは何坪くらいかって言った時にまだ、ねえ、この、指定管理者が決まらないからわからないという答弁があったんですが、これは本気にならないと置いていかれるんじゃないか。富楽里だって 50 万人、枇杷倶楽部だって 50 万人のお客が今あれしてて、まあ富楽里の場合は 12 億円、枇杷倶楽部は 5 億円ですけども、ちょっと差がついているんですがね。すぐ隣にそれだけのものがある。本気になって今から考えるということでは、なかなかあるいはあの、共立のね、メンテナンスに、指定管理者だから全部任せるようじゃ。

私が一番これ恐れているのは、共立メンテナンスってこれ大企業ですよ。一部上場やった大企業、5 年間の契約があるけど、じゃあ 5 年後一体どうするのか。もし、収益が挙がらなかったら出て行っちゃいますね、大企業ですからね。そういうあれもあるんで、我々必死にならないと。この折角この、12 億 8,000 万かけたこの直売所、できましたうまくいきませんで、ああこれまずいと思いますので、ぜひあの、あらゆる英知を傾けてですね、成功させなきゃいけないと私は思います。

とにかくね、4,000 億の売り上げがある企業がこれ出てくるわけですので、まあ最後にえー、町長にもう一度お伺いしますけれども、鋸南の道の駅、ああ、鋸南じゃない、あの、保田小の道の駅はなんで売ったらいいと思いますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

小藤田議員がですね、なんで売ったらいいのかというお話がありますが、私は人で売ればいいと思います。人で売ることが一番重要なことだと思います。

人はいろんなことを考えますから、なんで売る、品物で売るわけじゃないんですよ。人が品物をつくるんですよ。で、人が品物を探すんですよ。人がいろんなことを企画をするんですよ。ですから、人で売るという考え方を私は基本的にもっているわけでありまして、当然あの小藤田議員がですね、今おっしゃっていただいたこともですね、小藤田議員の人ですから、その発言がいろんなことで波及がある。そういうことが人で売る

ということの原点だと、人と人とのかわりですから、人で売ると。

正に、今回ですね、我々の道の駅がですね、国交省からまだ計画の段階で施設もなにもできておりません。その道の駅がですね、これからつくろうとしている道の駅が重点道の駅の候補という形になったわけですから、いかに我々の考えていることがですね、国交省の方で認めてくれたかということだと思います。そのこともやはり、魅力のあるという捉え方をしてくださった結果だと思いますので、これからも一生懸命、全勢力を挙げてですね、素晴らしい道の駅にしていかなければならないと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

えーと、2番目の質問はこれで終わります。

3番目、コンサルタントの質問です。3,016万円コンサルタント、えー、払ったそうですが、今の特色のことにも含まれているわけですが、先日私はあの、テレビの「ガイアの夜明け」というのを見てましたら、ある道の駅で支店長になった人が必死になってなにを売るか、目玉をなににするかということを一生涯懸命考えて、あるものを考えて売り出して成功した。そういうことをやっていました。

私もいままでこの直売所のことで何回か質問をさせてもらって、確か3年前はこんなあの、この直売所、農産物の売り上げの質問をしたらば、7,000万という売り上げがあるという答えが返ってきたことがあります。

で、まあ、どこからそれが出てきたのかというのを質問した時にまあ調べてみますということでそのまま終わっちゃったんですよ。えー、まあ、ねえ、7,000万。で、去年の6月の一般質問で町長はこう答えています。「全国の直売所の農家の平均の売り上げが100万、で100軒農家が集まれば1億円の売り上げがある」と、そういう答えと同時に数字では3.7億という売り上げを出していましたが、今度の共立メンテナンスの指定管理者は2.4億という数字を出してました。

つまり、コンサルタントによってあれが違うんですね、いろいろね。まあ、それはそれでかまわないと思うんですが、えー、先ほど言いましたように隣が富楽里があって、4.1億の売り上げが農産物であって、1.6億の魚介類、魚の売上がある。そういう所とやっぱり競合していかなければならない。それを考えた時に、後は共立メンテナンス、今度は指定管理者がああの体育館の売り場になにをもって並べるのか。それがちょっと心配なんですよね。まだそれが出てこない。果たして海産物を並べるのか、それとも農産物でも隅の方に追いやられちゃうのか。もう少しスペースはあるのか。そういうことをですね、具体的なことをお聞きしたいんですけども、えー、まったくまだ答えられますか。まだ出てきていないでしょうか。その答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

あの、体育館の、体育館の直売所になる部分のお話はもう共立とですね、あるいは生産者組合等々ですね、常に協議をしております。概ねのレイアウトができて、最終的な決定がまだこれから協議を要するというところでございます。

それと後一つですね、その、道の駅ということが非常に私どももそういう説明をしてきたところがございますけれども、本来のその、農山漁村活性化プロジェクト交付金ですね、導入の経緯といたしましては、あそこをですね、保田小学校が廃校になると、地域のコミュニティの核であった場所が、その機能を失われてしまうのではないかと、いうようなところからまず始まったわけですね。

その中で、交流施設ということの中で、地域の新しいコミュニティの再生等、それと、いろいろございますけれども、当然町の行政課題といたしまして、定住人口、移住等の問題等もございますので、そういうことを総合的に解決するためにですね、基本的な考え方等はコンサルに業務委託いたしまして、その中ですでに御報告等してあると思えますけれども、五つの基本機能をもった、基本計画がなった。その中で、それであれば具体的な事業をどうしていくのかということでございますので、その目的がですね、もちろんその、道の駅としての機能も有して、内包しているわけでございますけれども、本来はそういうことを、機能を活用した中で交流人口の増、それが、ひいてはですね、町の定住化促進あるいは地域の活性化につながればということでございますので、最初からその、道の駅をつくるのが目的でこの事業がスタートしているわけではございませんので、単純にその売り上げが多い少ない、もちろん大事なことなんで、これは継続的に経営していかなければなりませんので、その1点のみでですね、なんて言うんですか、その事業の評価ということにはつながらないかなと思っております。

総合的に町の施策の中での事業の取り組みということで御理解いただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、小藤田一幸君。

○2番（小藤田一幸君）

まあ、総合的という言葉を使いましたけれども、3年前、私はこの、直売所、道の駅のことについて2月の全協でしたか、突然こういうあれのをつくるんだと、それに対してこの3月議会で一般質問をしました。

えー、町長のどういう考えでこれをつくるんだという、1番目は、房総のランドマークという言葉を使いましたよね、ランドマークになるような施設をつくるんだと。で、

2番目3番目4番目があるんですが、その中でやはり農業を振興を図るためにつくるんだと、それから、ね、定住人口を増やすためにつくるんだと、そういう言葉があったんですね。やはり農業の振興というのは大事な4本の柱のうちの一つですので、やはり直売所というのは大事にしていかなければいけないと、私は思います。

で、まあそういうあれでまあ、答えは具体的な共立メンテナンスの具体的な売り場の設計図は今回聞かなかったんですが、わかり次第また、教えていただければと思います。

とにかく、まったくすごい「きよっばち」ができちゃったんで、えー、流れが、高速道路の流れが変わってしまうと思うんですね。

3年前は保田小のあれは3,000台、国道が1万台ということで大体5%ということで、入るといって国交省のデータがあるんで、それをもって質問したんですが、その時の答えは、高速道路から降りてくるお客がいるからという答えがあったんですけども、やはり「きよっばち」が一つできたおかげで結構流れが変わってくる。

それからあの、館山は館山で、また九重の方にね、また道の駅をつくるという計画があるんで、で、安房博は、安房博のところへとね、あの、直売所があって、結構混んでますねあそこもね。そういうことでもって、えー、差別化を図って、やっぱり本気になって周知、いろんな人のあれを集めてあれしていかないと、共立メンテナンスっていうのは大企業ですからね、儲けなきゃいけないんで、まごまごしたら土地のものをこれ儲からないから出ていってこれって言われちゃう可能性もあるんで、ぜひ最初の段階で町と、こういうことは大事だからこうやってほしいという、そういう共通理解だけはおさえていただければと思います。

私もね、枇杷が出れば枇杷を売りたいんで、片や4,000円、こっちは2,000円で売っても売れないんでね。

ぜひあのそこを、お願いしたいなと思います。

で、じゃあ4点目、最後、いきたいと思います。

今いろいろ答えていただきました。

まあこの、12億8,000万の施設をつくって、他のあれと競合しないかというちょっとあれが、周りから聞こえてきたんで、宿泊施設、民宿組合もあります。それから直売所だって3カ所あるんですね他にね、で、そういうところと競合しないか、あるいはね「なぶら」もあるし、いろいろあります。そういう意味でもし高速から降りてこないとなると小さい杯をね、お互いに町と他の業者で分け合うことになっちゃうんで、それはやはり避けたいと思いますので、ぜひあの、全部が共生していけるような、そういう施設にできたらなと考えておりますんで、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、答弁を終わりたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

以上で、小藤田一幸君の質問を終了します。

ここで休憩します。

なお、鋸南町表彰式が午後1時15分から議場で行われますので、時間に、時間前に参集願います。

…………… 休 憩 ・ 午前 1 1 時 3 3 分 ……………
…………… 再 開 ・ 午後 1 時 4 1 分 ……………

◎一般質問

◎3番 緒方 猛 君

○議長（伊藤茂明）

3番 緒方猛君。

[ベルが鳴る]

○3番（緒方猛君）

えっと、あの、午後の一番になりました。

あの、私は今回ですね、ちょっと項目的には多いかなという内容で質問をさせていただきます。

というのもですね、まあ、来期はどうなるのかわかりませんので、このところで私が、私の立場で町民の一人として疑問に感じているところをここで議論をしたいなということについて質問をさせていただきたいというふう、具合に思っております。

一つ目、人口減対策に数値目標を、というので一つ目を書きました。

これはですね、小売店や町の人口減から来る活力減退をですね、実感をしているという人がだんだん出てきています。とりわけ、山間中、さん、さん、中山間地に行きますとですね、買い物に大変だと、2週間に1回しかいけないと、木更津から子どもさんが、子どもさんって言ったって60過ぎなんですけど、そういう人が来た時に初めて行けるというようなのが実態だという話も聞いております。直に聞きました。その人たちを含めると、将来不安を聞くようになったと、都市型交流施設の建設は、町長がですね、任期中に人口減を食い止める筋道を立てる、いや、立っているという答弁をされてきたという具合に記憶をしております。

しかし、人口に対するですね、人口減をなんとか食い止めようということなわけですが、人口減に対する数値目標的なものについてはですね、必ずしも明確になってないなという具合に思っています。

振り返ってみるとですね、民間企業ではこういうことはとても許されないわけです。

投資はする。どれだけ売り上げがあつて、どれだけ利益が出るか、そんなのわからねえ、やってみないとわからねえという話では具合が悪いわけで、そのステージでですね、町民に大いに活躍してもらうんだと、その趣旨は私は良いと思うんです。で、その結果がどうなるんだということなわけですね。その数値目標を持つべきではないかというのが私の主張でございます。

そこで一つ。町の総合計画の「将来人口の見通し」は、平成 22 年の 9,310 人が、32 年には驚きですね、マイナス 20%、7,442 人になります。これを修正するか否かということの一つは伺いたいと思います。

それから二つ目、交流人口の先にですね、移住や定住の可能性があると、言うのが 12 月の議会の私に対する答弁だったという具合に理解をしております。

しかし、同種の施設研修や近隣の、近隣市の実績からいって、ゼロではないと思えますけれども、人口に対するですね、多くは、多くの結果は、多くの好ましい結果を求めるといふことはいずれもできてはいないという具合に思っております。よって、さらなる取り組みのですね、必要性を感じている、というのが私の気持ちです。それをどう感じていますかということです。

今ここで言葉を代えるとですね、何回も私は言いますけれども、坂道を転げ落ちるように人口が減っていると、これはもう簡単には止まりません。止まらないけれども少しでも傾斜を緩くするための活動がですね、えー、行政として取る道が、えー、道の駅だけとは言いませんけれども、それが主体のですね、活動だけでいいんだろうかと。もっと、いろんなこともやっていかなければいけないんじゃないか、という具合に感じております。

それから三つ目、去年の移住世帯の数とですね、また、人口減は何人でしたかというのを教えてもらいたいという具合に思います。

それから二つ目、空き家バンクの事業の進捗はどうなってますかということです。

空き家はですね、住民の生活環境や新たな移住者条件に対し、全国的にも大きなマイナス要因となつて、最近メディア関係で報道されております。5 年前検討すると答弁しながら、実際には具体的な動きは残念ながらできておりません。一方、多くの自治体がですね、これを移住のプラス材料として実績を挙げているというのをこれまた現実の話です。私もいくつかのところのですね、説明をさせていただきました。

そこで伺います。

空き家の実態調査はどのようになりましたか。

この間全員協議会で、一部、一部と言いますか報告はもらいましたけれども改めてここで説明をしていただきたいという具合に思います。

それから二つ目、今後の組織立った事業計画と、実行タイムスケジュール、これをきちっと示していただきたいというのが二つ目です。また 5 年前のみたいな、ような形に

ならないようにということで、きっちりした、えー、タイムテーブル上です、いつからいつまではなにをする。いつからいつの事業計画はスタートはいつにする。その間には、どういう団体とどういう協議会をつくってやるんだと、いろいろあるんだと思います。それを明確にしてくださいというのが二つ目です。

それから三つ目、空き家を手放す、または貸し出す側の情報がですね、この事業をやっている所に聞くと粗方少ないという具合に聞きます。いっぱいあってなかなか売れない、つかないんじゃないかと、出してくれる人が少ない。これはもう今すでにわかっていることです。これにどういう形で挑戦していきますかっていうのが三つ目です。

それから三つ目の大きなやつで、町の議会録作成の考えを問うということで、これは大変僭越なんですけれどもね、ここではっきり私はさせておきたいという具合に思っております。

水害対策のインフラ整備は、生活環境上最重要課題の一つだ。二級河川の新たなインフラ整備は、県土木を含めた対策会議を積み上げた上に、積み上げた先にしかですね、予算は付かないというのが現実でございます。私も13年間一番初めは堂本さんに頼むことから始めました。

その間、縷々ありましたけれども、こういったことが現実だという具合に思っております。

そこで質問します。

まずは対策会議を行い、仮に両者ですね、あの、行政サイドの県と町ですね、担当が代わるということがあっても議論の内容が共有化でき、共有でき、いわばどういう議論をどのような段階でしているんだ、じゃあこの次はここからいけばいいなという、いわばですね、議事録は、証拠となる議事録を作成し続けなければいけない。その事業が終わるまでですね。そうじゃないといつも振りだしから戻っちゃう。過去にもそれはいくらかありました。申し送りができてない。いつもスクラッチから始まるわけです。そういうことのないようにはっきりした議事録をつくるということを、このことについてどう思いますか。

それから二つ目、そのためには、どのような内容の、どのようなことに、どのようなことが書かれたものにしておかなければならないと思いますかというのが二つ目です。

それから四つ目、来年度の新規採用について。

来年度、鋸南町の一般行政職の採用人数はですね6名だという具合に新聞に載っておりました。

一方、近隣市の同職種ですね内定数は、館山市が7名、鴨川市が5名で、南房総市は3、4名、あ4名、4名ということになっておりました。

そこで伺います。

一つ、単純にですね、近隣市との比較はできないということは私も十分わかっており

ます。だがしかし、鋸南町の採用人数はですね、3万人・5万人・4万人いるところよりも少なくはない、という現実が今回あったわけですね。現職員の、そのためにはですね、業務仕分けだとか、多能工化だとかいうことを私どもは民間で散々やってきました。5年経つとですね、全部の、全員の、えー、事務スタッフの、えー、業務仕訳、多能工化を進めていきます。ここにしか事務業務のですね、生産性の向上はないんです。あったら僕は教えていただきたいと思う。私もこのことについては相当研究をしてきました。しかし、今言った二つのことをおいてですね、生産性を上げるということはなかなかできないのが現実であるはずですよ。ならば、このことをやった上で、なおかつこれだけが足りないんだということだったら私は諸手を挙げて賛成をします。そういうことをやりましたか。やった結果なんですかということをお尋ねしたいと。

それから二つ目、内定者のそれぞれの評価はですね、まあ例えばの話ですが、発信力等々ですね、何に優れているから、Aさんを採用したんですか。なにが優れているからBさんを採用したんですか。この町でなにがその人が使えるという具合に判断したから採用したんですか、ということをお尋ねしたいという具合に思います。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

3番 緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

緒方猛議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「人口減対策に数値目標を」についてお答えいたします。

御質問の1点目、「町の総合計画の「将来人口の見通し」は、平成22年の9,310人が、平成32年には驚きのマイナス20%、7,442人である。これを修正するの可否か」についてであります。現行の町の総合計画では、基本構想の中で将来人口の見通しを示し、議員御指摘のとおり、平成32年には町の人口を7,442人と推計をしております。

将来人口の推計値と実績値を平成26年で比較をしますと、推計値が8,591人に対し、実績は8,673人で、82人、約1%の上方修正となりました。

また、65歳以上の高齢化率につきましても、41.3%の推計に対し、実績は41.2%と、0.1ポイントの減少となっております。

御質問にある修正の可否であります。基本構想、基本構想にお示しをした将来人口の見通しは、過去の傾向をもとに推計した結果であり、現時点では大きな乖離はありませんので、修正を行うことは考えておりません。

しかしながら、今回政府は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を閣議決定をし、この長期ビジョンを勘案をした「地方人口ビジョン」の策定を各地方公共団体に要請を

しております。

この地方人口ビジョンでは、総人口や年齢構成がどのように変化をしてきたか、その要因も含め分析を行い、さまざまな仮定のもとでの将来人口推計を行う「人口の現状分析」と、地域住民の結婚・出産・子育てや、移住に関する意識・希望等、地域の実情に応じた調査・分析を行った上で、目指すべき将来の方向を提示をする、提示をする「人口の将来展望」を提示することとなっております。

地方人口ビジョンの策定にあたっては、人口移動の実態や出生数等の推移、就業状況や雇用状況など、人口動向を分析するための基礎データが国から提供されることとなっておりますので、これらを十分に活用した上で、人口の将来展望を策定をしまいたいと考えております。

この将来展望は、基本計画策定の基礎資料として活用するほか、基本構想に示している将来人口の見通しと比較掲載するなど、後期基本計画の策定段階で、活用や周知の方法を検討してまいりたいと考えております。

御質問の2点目、「交流人口の先に移住や定住の可能性がある」というのが12月議会の答弁だった。しかし、同種の施設研修や近隣市の実績からして、多くは望めないとの結果が出ていると思う。よって、さらなる取り組みの必要を感じるかどうかについてであります。ドライバーの休憩施設として生まれた「道の駅」は、まちの特産物や観光資源を活かして「ひと」を呼び、地域に「しごと」を生み出す核へと進化してきたと思われて、言われています。

今まさに政府が重要課題として取り組んでいる地方創生の拠点として、地域での重要な役割を担っているものと思います。

この拠点施設によって、地方創生のための課題となっている「ひと」が集まり、「しごと」が生み出されるわけですから、移住や定住に大きな影響を及ぼすものと考えております。

今回、国土交通省は、地方創生の拠点となる先駆的な取り組みを支援する重点道の駅構想を導入し、道の駅“保田小学校”は重点道の駅候補として選定をされました。

従来型からさらに機能強化を図ることによって地方創生の拠点として、この施設が活力を呼び、雇用を創出をし、地域の好循環をもたらす効果に大きな期待が寄せられています。

緒方議員が提唱してきた人口減少問題は、日本創成会議の「地方消滅」を発端に、その課題解決に向けた取り組みが急速に高まり、国は、長期ビジョンや「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定をした上で、緊急経済対策に基づく補正予算を盛り込み、地方創生に向けて講ずべき施策等が示されたところでございます。国の総合戦略では、地方創生は「ひと」が中心で、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要があると提唱しております。

す。

課題解決に当たっては、悪循環を断ち切り、地方に「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立をし、活気にあふれる「まちづくり」によって、しっかりと地域に根付かせていくことを目指すとしております。

そのような観点から、閉校した保田小学校を増改築をして開業する道の駅保田小学校は、立地条件などから地方創生の拠点となり得る施設であり、廃校利用という全国的なモデルケースになる施設であります。地域の皆さんや参画をする関係者の皆さんと効果的、効率的な運営に向けて、十分に協議を重ねてまいります。

また、今回の総合戦略では、雇用の創出や地方への移住、子育て支援、地域間連携といった基本目標に基づいた政策パッケージが示され、地方の特性に合わせた効果的な取り組みが行えるようになっております。

緒方議員の御指摘のとおり、道の駅の取り組みのほかに、今まで取り掛かることのできなかった人口減少対策について、地方版総合戦略の策定を機会に、国県の支援を仰ぐ中で、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、このような先駆的な取り組みにあたっては、町職員の人材育成や意識改革、推進体制の構築など、役場内の課題解消も必要となってまいりますので、併せて取り組んでまいり所存でございます。

御質問の3点目、「去年の移住世帯と人数、また、人口減は何人か」についてですが、昨年平成26年1月から12月までの1年間の転入世帯は113世帯、199人でございます。移住世帯か否かの個別確認は行っておりません。

また、同期間での建築確認申請における町外者と思われる方の申請件数は7件ございました。参考までに、平成26年度に住宅所得、取得奨励金を交付させていただいた方のうち転入世帯は4世帯ございました。

次に、人口減少数ですが、平成26年1月の住民基本台帳人口が8,744人に対し、平成27年1月は8,563人で、前年対比で181人、2.1%の減少となっております。

2件目「空き家バンク事業の進捗は」についてお答えをいたします。

御質問の1点目、「空き家の実態調査結果はどのようになっていたのか」についてでございますが、昨年12月に、各区の空き家の状況について、区長さんに調査をお願いをいたしましたところ、大変お忙しい中、全ての区長さんから回答をいただきました。

調査結果では、町全体で672件の空き家があるとの回答をいただき、そのうち利活用可能な空き家は68件となっております。

御質問の2点目、「今後の組織だった事業計画と実行タイムスケジュールを示されたい」についてでございますが、今後のスケジュールですが、まずは、区長さんから報告をいただいた空き家について職員が現地の調査を行い、国からの「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用する中で、空き家管理システムに登録を行い、危険家屋など

を含めた、総合的な空き家情報管理を確立をしてみたいと考えております。

その後、所有者に対して、空き家バンクとしての利用に関する意向調査などを行い、御了解をいただいた空き家については、情報提供としてホームページなどに掲載をしてみたいです。

空き家バンクは、空き家所有者と移住希望者とのマッチング作業となりますが、契約関係については、不動産取引事業者に委ねる考えであり、業界団体などとの協約締結に向けた作業に取り組んでまいります。

実際の空き家バンクの稼働ではありますが、現地調査・意向調査の実施、ホームページへの掲載及び空き家バンクの体制づくりを年内に整え、来年、平成28年早々を目標としています。

御質問の3点目、「空き家を手放す、あるいは貸し出す側の情報が少ないと聞く。どのように考えているのか」についてであります。近隣市では、広報誌やホームページ、固定資産税納税通知書の封筒に印刷をするなどの方法で募集しているとのことですが、問い合わせはあるものの、登録まで至らず、なかなか物件情報が集まらないのが現状と伺っております。

空き家バンクへの登録物件を増やすためには、空き家所有者にできるだけ多くの成功例を提供するなどアプローチの方法を多面的に考える必要があると考えております。

3件目の「町の会議録作成の考えを問う」についてお答え、お答えをいたします。

御質問の1点目、「まずは対策会議を行い、仮に担当が代わっても議論の内容が共有できる、いわば証拠となる議事録を作成し続ける必要があると思うがどうか」についてありますが、会議には、定例議会の本会議のように、規則で会議録の記載事項を定めているものや、監査委員会議のように規程により会議の概要、出席委員氏名等必要な事項を記録することを定めたもの、委員会のように条例で概要、出席委員の氏名等の記録のほか、委員長の記名押印まで定めた会議もございます。

その他に、意見交換会、説明会、担当者同士による打合せ会議など、特段会議録について定めのないものも多数ございます。

議員御質問の対策会議ですが、二級河川のインフラ整備に関する河川管理者である県担当職員との会議でありますので、重要であると考えてはおります。その中で話し合われる、県の管理計画や公共事業に関する方針等については、職員が内容を把握するとともに、町として共有すべき事項であり、復命書等により報告を受けております。

また、異動等により担当職員が代わる場合には、鋸南町役場処務規程に定められておりますとおり、事務引き継ぎ書の作成により後任者に引き継いでおります。

御質問の2点目、「そのためには、どのような内容のものにしなければならないと思うか」についてであります。町では、毎年、千葉県安房土木事務所長に対し、河川管理等に関する要望書を提出しておりますが、地域の考えを的確に反映させることや県に事

業要望を行っていく観点からも、会議の記録は大切であると考えております。

記録については、会議を重ねますと、議題からそれたり、同様の話が繰り返されたりすることもあると思いますので、これらの部分を整理し、概要や要点などを簡潔かつ明瞭に記述しておくことが重要と認識しております。

4件目の「来年度の新規採用について問う」についてお答えいたします。

御質問の1点目、「単純に近隣市との比較はできないが、鋸南町の採用人数は多いのではと感じる。現職員の業務仕分けや多能工化などを行っての結果なのか」についてですが、鋸南町では5年を周期に策定をしている定員管理計画に基づき、職員の採用を行っております。

直近の定員管理計画は、平成25年7月に平成25年度から29年度の5年間の計画を策定をし、議会にも報告をさせていただきました。

従来の計画は、厳しい財政状況の中で職員削減の計画でしたが、定年退職者の推移を見た中で、地方分権に伴う権限移譲等による事務事業の増加が見込まれること、また、県内の同規模自治体との比較で、人口1万人当たりの職員数が県内では最も少ない状況であることなどを踏まえ、職員増員の計画といたしました。

平成25年度の職員数100名を起点とし、平成27年度に3名、平成28年度に2名を増員をし、平成29年度は105名の職員体制となる計画を策定したところでございます。

平成27年4月1日の採用につきましては、平成26年度末で6名の退職が見込まれていたことから、障害者手帳取得者1名を含む一般行政職7名と保育士職1名の募集を行いました。

しかしながら、障害者手帳取得者の応募がなかったため一般行政職6名と保育士職1名、計7名の採用を予定をしており、結果として定員管理計画を下回る状況となる見込みであります。

御質問の2点目、「内定者のそれぞれの評価は発信力等何に優れていると、どのように評価をしたのか」についてですが、職員の採用については、3市1町等の合同で実施している一次試験と鋸南町単独で行っている二次試験を経て決定しております。

一次試験では、学力試験と作文試験、また、二次試験では面接を行い、総合的に判断し、決定しております。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君、再質問はありますか。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

はい、どうもありがとうございました。

えっと、冒頭言いましたように、私の今回の質問はですね、多岐にわたっていますの

で、本当は、えー、何回も何回も繰り返してます、1番の人口減対策、これなくして町の存続はあり得ないわけですね。だから、このことについて僅かな時間ですけれども議論を深めたいという具合に思っておりますけれども、えー、2番・3番・4番はですね、もう二度と話をしたくないという内容ですので、こちらを先に片づけさせてもらいたいという具合に思います。

まず、最後から言います。

4番目、えー、来年度の新規採用について、改めてお尋ねをいたします。

役場ですね、人数は、ここが5人、あそこが10人、あそこが8人、なんだかんで全部で110人だとか105人。何人減ったから何人だというのは、まあ、それも一つのいきかただと思います。

で、中小企業の親方さんなんかはそんなやり方をしますよね。だけど、私は今の人数がですね、120人になったって、極端に言ったらですよ、130人になったって、立派な仕事ができるんだったらですね、それで効果が上がる人員を増やした以上の効果が上がるんだったら、それはそれでまた一つの、えー、いき方だと、それも一つの効果だと思っ

んですね。で、そこに行く前にですね、さっきからくどいんですけれども、事業仕訳とですね、あ、業務仕訳と、多能工化はですね、進めないと、本当はなににもわからないはずなんですよ。これでどうしてですね、あそこは何人か足らなくなっちゃうから何人入れようということになるのか、どうも回答がなかったと。何人だという計画になっているから何人にしたんだと、ということのようですが、改めて回答をいただけますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

ただいまあの、緒方議員の御質問の内容につきましては、町といたしましてはすでにですね、すでに行財政改革ということで各課の事業事務内容等含めてですね、整理・精査をして整理させていただいた結果が今になってきておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

えーと、それではあの、業務仕訳だとかですね、多能工の推進だとか、これはやる気持ちはないわけですね。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

あの、業務仕訳っていう言葉が適正かどうかはわかりませんが、まあ、会計年度が毎年4月から翌年3月という一つの会計年度をもっていて、その中で一般会計については事業展開等々、事務処理をしているわけでありまして。

そういう部分では、年度当初、当然その辺についてですね、内容等の精査をし、そして事務分担等を決めていくということに、これはもう恒常的にやっております。

そういう部分で大きな意味での、その、事業仕訳的なものにつきましても、これは毎年行うということは現実的には、えー、過ぎるんじゃないのかと、こういう思いをしておりますので、適時ですね、やはりそれは見直しをする時は見直しをしなければならないということで対応をさせていただいているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

なんか丸まった話ですけどもね、私毎年やってくださいとは言っていない。えー、どう頻繁にやったってですね、精々5年単位でいいと思います。

それで、あの、今日はまあ、できるできないの事をここで言ってもしょうがありませんけれども、1回真剣にやってみてください。業務仕訳を。

緒方猛なら緒方猛が朝から晩までですね、どういう業務をやっているのかと、今日はどういう業務、明日はどういう。日にち単位でやる仕事もあります。週単位でやるものもあります。月単位でやる仕事もあります。

行政だから、半年単位、1年単位っていうのがあると思います。それを全部模造紙に書き出すんです。それで第三者が本当にこの仕事をね、この間でやらなきゃいけないの。これやった先はどこにいつているの、他のところでファイルしているだけだ。そういうのだからあるわけですよ。それをちゃんとやるのが5年に1回はやってくださいということなんです。

それから多能工化っていうのはですね、今更言うことはないと思いますけれども、とりわけ町長さんは、なんて言いますかね、えー、民間と同じような仕事のやり方を行政やってくれよということ、冒頭ですね、就任当初言われたという話を間接的に聞いていますが、まさにそのことなんですね。やっぱし、縄張りをつくりがちだと。それを、縄張りをとっばらってですね、ちゃんとやるということを考えないと、生産性は上がりません。

ちょっとあの、横道に逸れますが、5・6年前に、えー、時間短縮がありましたね。3分間の時間短縮、あ、15分か。7時間、8時間だったやつを7時間45分にしました。15分間ずつ減るとですね、皆の時間を足すと二人分か三人分になるということでここで

議論した議員さんがいました。長年勤めた議員さんが。そうすると、30人、あー、3人も減るとですね、足すと3人分だな、3人分だなと。すると3人も減ると、町民に対するサービスが悪くなるんじゃないかということだから、その、3人は減らすことが駄目なんじゃないのと、いうことを、ある議員さんがこちらから言いました。

そしたら時の総務課長がそのとおりですと、なんとか、3人はですね、改めて入れなきゃならんというようなことを言っていました。

仮にそれを是とします。

じゃあ110人にですね、皆15分間ずつ時間が少なくなったのを3人入れてどういう具合に110人にばらまきますか。ばらまく方法はないはずなんですよ。5人入れたってない筈なんですよ。だからそこを多能工化で、多能工化でクリアしてくださいと。

私なんか業界で、もう散々やってきた答えですから。30年も40年も前に、だから言っているんです。だろう、かろうだったら言いません。

それから、えー、業務仕訳については、えー、民間じゃなくてですね、館山市会が、館山の職員が、えー、館山市議会の職員が、えー、業務仕訳についてはかなり挑戦をしていますので、勉強をしていただきたいという具合にお願いをしておきます。

もう回答は要りません。

それから、ここでちょっと関係することで一緒に言わせてもらいますとですね、えっと、人口減のところと関係するんですけども、人口減と高齢化の社会でですね、えー、公共の福祉が、あー、社会参加としてもですね、だんだん重要になってきているという具合に思っております。もっと極端に言ったら日本版CCRSです。で、これはですね、えー、あの一、私が、あの、過去に例を挙げた、あの、極端な例がですね、大分県の豊後高田市の学びの21世紀塾、これは250の方がボランティアで子どもたちの塾をやっています。一銭も取っておりません。

いっぱいありますこういうのは。えー、鴨川市においても人材バンクっていうのをやっています。人材バンクの中には英語を教えられるという人までいます。ここでですね、教育長さんにも聞きたいんですが、えー、学びの21世紀だとか、それからですね、えー、ここにちょっと資料があるんですが、過日、えー、あの一、教育長さんの所には持って行って見せたやつですけどね。これは夷隅ですね。夷隅市と、それから勝浦市と大多喜町と御宿町、これが若者にね、若者に出るか残るか、と、討論会をさせているんです。出るか残るか、出るっちゅうのは、えー、この町におれないと、だから出て行っちゃうと。本当は残りたいと、残るにはどうしてくれという討論会をやるんですね。それを4市長さんと、4市長さん、町長さんがちゃんと聞いてて、それぞれに答えを出してあげる。

それで答えがすぐ出るとは限りません。100点のものが出るとは限りません。だけど、子どもたちは子どもたちで、事前に検討会をしてその場に臨みます。そういう、あの一、

過去にはですね、カリキュラムがあるからちょっと難しいだとか、それから、子どもさんたちには町のあまり好ましくないところは教えたくないというような話がありましたけれども、私は逆でね、そんなモヤシの子どもを卒業させてですね、えー、世の中において、大きく羽ばたいていくんだという具合におっしゃるんですけども、そんなこと僕はできないと思うんですよ。やっぱしこの段階はこの段階で、そういうシビアな厳しいですね、段階を踏んでいって、初めて正しいあれに、えー、成長していくんじゃないでしょうかね。改めて、僕は絶対これやってもらいたいと思うんですが、あの、御意見いかがでしょうか。御解答ください。

やれるかやれないかということ。

○議長（伊藤茂明）

あの、緒方議員、一般質問の通告したものとかなり逸れていると思いますけれども。通告内容と。

質問の方を変えていただけませんか。

それと、質問を簡潔にお願いします。

○3番（緒方猛君）

えー、今の件は考えておいてもらいたいと思います。

あの、ぜひそういういき方をですね、とってもらいたいなど、いう具合に思います。

それから、えっと議事録のところに行きます、それでは。

えー、3番です。

これは、過去にですね、えー、県土木との打ち合わせも何回もやりました。えー、間が空くこともあります。で、今回も議事録を出してくれ、出してくれって言って出してもらいましたけれども、必ずしも十分なものではなかったということです。で、えー、担当課長に伺いますが、後ですね、んー、要するに、担当、担当者が代わった時に、代わったとしてもですね、その議事録が、えー、活かせる、共有がされて活かせるという内容にしておくためにはですね、どういう内容の議事録にしておかなければならないのかということについて改めてお答えください。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課（菊間幸一君）

えー、会議につきましては、役場の職員につきましては、町長答弁にありましたとおりですね、事務引き継ぎ等を一つの規定に基づいてやっております。そして、担当職員から担当職員の引き継ぎにつきましては、それぞれファイル等をですね、要するにファイル等を囲んだ中におきまして、直接それぞれで話し合っておりますね、そして、課題、疑問点、あるいはこれからやらなければならない内容等をですね、引き継ぐというような対応をとっているところでございます。

議事録につきましては、先ほど言いましたとおり、要点等をしっかり書いて、記録して、そして、今後の課題等もですね、整理しておくというような対応をとっているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

今の答弁でですね、あの、会議をやったことについての要点をですね、担当が変わっても引き継ぎをすると、いう話がありましたけれども、私が13年前来てからですね、えー、ずっとやってきた過程で、担当が、主の担当が、室長さんになったり課長さんになったりいろいろ代わりました。御案内のとおりだと思います。

えー、ざっくり数えても7・8人は代わっています。はっきり申し上げて、1回も引き継ぎはありませんでした。引き継ぎはされておられません。

で、少なくともですね、議事録で最低書いていただきたいのは、開催日、それから出席者、出席者の名前、発言要旨、決定事項、会議録の作成者、発行先。これらがないと、誰が発言したのかわからない。なにが決まったのかわからない。誰と誰に配ったのかわからない。

私は今回の議事録をですね、隣の区長さんに聞きに行ったら、名前を書かなくていいだろうって言ったから、いいよって言ったと。議事録が来てるのって言ったら来てないって言う。どうなってるんですかね。

だけど、こうやって文章にすると立派なこと書くんですね。

だから私はこの辺はですね、町長さんと副町長さんをお願いしたいんですが、えー、あの、菊間さんは過日の水害のあの、えーっと、増水した時のですね、写真を、私は撮りましたけれども、えー、担当者が行った者にはね、写真を撮れとは言わなかったと。だからこの間の県土木との打ち合わせは地域振興課から資料は1枚も出ませんでしたよね。なんもね。資料を出したのは私と県なんですよ。

だから、えー、最低限の仕事ができるようなですね、人材の育成と、えー、言葉は本当に申し訳ないんだけど、井の中の蛙にならないようなですね、指導をしてもらいたいという具合に思うんですが、改めていかがでしょうか。

私はこんな質問をね、したくはないんです。する必要もないんです。ちゃんとやっておいてくれれば。そのことを配慮しながら答弁してください。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 川名吾一君。

○副町長（川名吾一君）

今緒方議員の質問の中で事細かく私も承知してない部分もございます。

その中におきまして、今議事録というお話をされておりますが、町長の答弁にもありましたように法令・規則等に則った、規定されているものに対する議事録と、それから関係する方々での打ち合わせ、あるいは協議と、あるいは意見交換とか、そういうものがあるわけでございますので、それを全て一緒にですね、対応するということは、これはできかねない部分もございます。

まず最初、議事録については記録として、記録として残すということは、当然これはしているわけでございます。そういう中で職員間の異動あるいは課長の異動等についてはですね、それらを含めて事務の引き継ぎという形でもって、これは行っているのが現状でございます。

併せまして、議事録というものは、やはり公文書になればですね、滅多やたらに町が、こう、出すものではなくて、必要な方、必要な人が求めてくると、こういう制度になっておりますので、その辺も御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

あの冒頭のですよね、議事録に関する町長の答弁で、えー、私がお願いしている、今回の増水対策、県土木を呼んで、町と我々と議員とですね、区長さんが入った打ち合わせをした。その議事録ですよ。なんかずいぶんあの、大上段からの議事録にはこんな種類があるな、あんな種類があるんだって言った、言っていましたけれども、回答にありましたけれども、そんなことは私はなんも聞いてはいないんです。私が聞いた範囲の質問、あ、答えをしてくれればいいんです。

今のお話の中でもね、えー、あの、私が言った項目が入ってなかったら役に立ちませんよこれ。いつ開催したのか、来たってなにもこれ、日にちも書いてない、出席者も名前も書いてない。発言要旨も書いてない。決定事項も書いてない。会議録の発行者の名前も書いてない。配布者も書いてない。これで議事録なんですかね。

もう1回答弁してください。

○議長（伊藤茂明）

はい、川名副町長。

○副町長（川名吾一君）

ただいまあの、特定のもの、保田川、なんでしたっけ、二級河川の保田川の対策会議に質問されておりますが、その部分についての議事録という、限定をされているわけですか。でしょうか。

それにつきましてはですね、当然あの、県が、県が主体でやっておりますので、町が本来でならば議事録をつくるということではできかねません。それは県がつくってですね、

町として残っているのはあくまでも、こういう協議をした場所の意見が出たということ
で記録として残っているわけでありまして、それをですね、求めるということになれば、
当然県の方に求めていただかなければ正式な議事録というものは、お手元の方にですね、
いかないと、このように思っています。

○議長（伊藤茂明）

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

えー、天王橋の下ですね、町長さんが言う一番厳しい所。平成元年に水があそこ、
オーバーフローしたと、あそこについては私が議事録を書きながら、えー、県の、えー、
水産、えー、水、えー、河川、えー、河川海岸課長かな。河川海岸課長さん。それから、
えー館山の土木事務所の所長さんとか次長さん等々、もちろん近くの、当時は清水さ
んだとか、区長さん、に入って、私が議事録を書いたんです。だけど、県の次長が、緒
方さんいつまでも書いてるのおかしいじゃないのと、町が書きなさいよと言って町にバ
トタッチをしてからストンと駄目になっちゃったんですよ。

体質全然変わってないんですよ。

だから副町長さんは立派なこと言われますけれどもね、そうになってないんですよ。ち
ゃんと今回の議事録だって見たんですか、私は散々言ったから、私の所には1枚来まし
た。そしたらさっきの内容なんですよ。

で、あの、区長がどうだこうだって、区長は名前書かなくていいって言うからって言
って、区長の所に行きました。そしたら区長はね、電話を受けたのは、名前を書くな、
書かなくていいだろって言って言われたと、だからそんじやあいいよって言ったって
うだけなんですよ。だけど、議事録は行ってませんよ。

やっぱし、そのくらいのことをやることをね、考えないで、我々の環境を良くしよう
っていうのはですね、ちょっと押しが太いんじゃないですかね。やっぱし、骨を折って
みて、それで県の土木にもね、そっぽ向かせないようにして初めて何年か、3年か5
年経って初めて予算が付くんですよ。途中で500万円ついてですね、岩崎さんって
いう次長なんだけど、500万円ついて、少しでも50メートルでも伸ばしたいと言った時
に区長さんが護岸をつくるのにインフラが、セメントの色が嫌いだということでできな
かった、できなくなったんですよ。だからそういうことがあるから、やっぱしきちっ
としたものをぜひつくってもらいたいという具合に思います。

じゃあちょっと時間なくなりましたがけれども、えー、人口の問題に入ります。

えっとこれはですね、私の感じるのはですね、まあいっぱいあるわけですがけれども、
要はですね、町長さんが、えー、交流施設の建設で、任期中にですね、人口減を食い止
める筋道を立てる、あるいはもう立ったという具合にあれを、えー、建設することによ
ってですね、立ったということ、過去に答弁されました。

で、12億いくらかの今回投資をするわけですが、投資とした、そのことによりですね、総合計画の数値目標は、えー、今回は見直さないと、いずれ、あの、えー、地域、あの、国を、国から出てきているですね、えー、改めてもう同時並行的にやらなければ恐らくいけないんだと思いますけれども、南房総市と館山の方はもうスタートしております。

で、それで、えー、どうか、どうにか変わるとのことだと思っておりますけれども、ただ私は考えるとですね、あの、ここの保田の小学校の設備をつくることによって、人口減がプラスになるということはないと思っておりますけれども、いくらかでもね、ブレーキがかかるよということを町長さんはおっしゃりたかったんだと思っておりますよ。

そこのところのね、実績というのはその次の、えー、プロジェクトとね、一緒に出すんだっちはね、僕はいかがなものかと思っておりますよ。

あの、最後はまとめても良いですよ。だけど、今回の分で、ね、1年で180人減るのが100人で止まるよという見通しができるよと、そういうものは出ないんですか。

それおっしゃっていたんじゃないんですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

今の緒方議員の御質問のですね、えーそういう言い方をおっしゃっていただきたいというような話であります、それは非常に難しい話だと思います。

まだ稼働しておりませんし、計画の段階でありまして、今から手掛けてですね、完成に向けて12月の、12月の末くらいにオープンというようなことになっているわけでありまして、先ほどから答弁の中でも言わせていただいたんですが、人が仕事をつくり、仕事人がつくると。そういう流れの中で、少しでもですね、人口は減ることをですね、えー、普通になにもしなければ、どんどんどんどん減るというようなことを少しでも抑制しようという考え方をもっているわけでありまして、決してその施設をつくったことはですね、増加方向につながるということはなかなか難しいと思います。

先ほどから豊後高田の話が出ておりますが、あそこもやっぱり最盛期と言いますかね、一番人口が多い時はですね、約5万人近くいたわけでありまして、現在は2万5,000人くらいの市ということになっているわけであるんでしょうけれども、けれども、その中でもですね、一生懸命努力をなさっているということだと思っておりますから、我々も一生懸命努力をしていきたいと、まあ、そういうことでの答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

再質問。

緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

えー、あの、私はえー、保田の施設をつくることによって、だいぶブレーキがかかるよということを、大いに主張されていたわけですから、えー、それを、なんて言いますかね、あの、壮瞥してですね、将来のことはまた1年かかって計画をつくるわけですよ。いつになるかわからんわけですよ。だから、えー、とりあえずは、えー保田小学校の施設ができることによって、こういう見直しをすることができるよというものが、えー、ぜひ出せたら出してもらいたいなという具合に思います。それからこの関係についてですね、元名の行政説明会の中で、えー、町長さん記憶があると思うんですが、それだけで本当に人口減だとかね、雇用だとか生まれるのかいということを行った人がいたと思うんです。

私はその人に後から聞きに行きました。貴方なにが言いたかったのと言ったらですね、道の駅をつくただけではやっぱし、ね、人口はそれほどブレーキがかかるとは思わない。雇用がないから皆出て行っちゃうんじゃないかと。それでそんなに雇用が出るのと。だから同時並行的にもっといろんなことをね、総合的にプロジェクトをつくってやっていかなきゃいかんのじゃないのと。

私はプロジェクトをつくれれば合格点が取れるとは思っていません。だけどそれも挑戦の一つの方法だなと、いう具合に思っています。それで、僕はここでお願いをしたいのは、日本版C C R C、この検討をぜひ進めていただきたいという具合に思います。

それはお願いにしておきます。

それからいつもですね、私の質問で、わからないという数字が出てきちゃうんですけども、えー、人口減少がこの町はいくらあったんですかっていう質問ですけども、1の3ですよ、26年には181名減ったというようなことですよ。でも百何人かも移住してきている人がいるわけですよ。差し引いたら逆にかなり増えているということになるわけですよ。だけど本当は、そういう人は病院に来たとか、えー、なんて言いますかね、あの、えー、中学校の前の施設に来たとか、そういう人たちが入ってるんですね、毎年の話が。だからそういう人はまあ、除かなきゃいかんわけですよ。

で、人口減が最大の課題なわけですから、毎年毎年の人口減と、入って来た人と、それから減っていった人、これはあの、えー、町の最高のですね、首長さん町長さんが、毎年毎年管理するね、最大の管理項目じゃないかと思うんですよ。だから私にいったら、町長室にこのグラフ貼っていてもいいと思うんです。私なんかの部長だとか課長はそれは貼っています。自分の管理項目を、それで下がってきたら。

○議長（伊藤茂明）

緒方議員、残り1分切りました。

○3番（緒方猛君）

はい。

貼ってきたらね、その筋に対してどうしようかと、どう考えているんだということをやるわけで、その気持ちはありませんですかね。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

我々の仕事はですね、これはあの、地域社会のですね、さまざまな住民の方々のサービスを提供すると。

で、役に立つ場所というような仕事をやっているわけでありまして、緒方議員がですね、いままでの経験の中でですね、物を生産するという形の仕事ではございませんので、その辺のところはですね、緒方議員の捉え方とですね、我々の捉え方は違うかもしれません。

が、しかし、おっしゃっていることはよくわかりますんで、少しでもですね、良い方向に町が、そしてまた地域がですね、良くなる方向をですね、皆さんと一緒にですね、協議をしていかなければならない。そしてまた住民の皆さんにも参画をしていただかなければ。

[ベルが鳴る]

○町長（白石治和君）

ならないと、そう思っております。

○議長（伊藤茂明）

以上で緒方猛君の質問を終了します。

ここで、午後 2 時 50 分まで休憩といたします。

…………… 休 憩・午後 2 時 4 1 分 ……………
…………… 再 開・午後 2 時 5 0 分 ……………

◎一般質問

◎ 1 2 番 三国幸次君

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

次に三国幸次君の質問を許します。

1 2 番 三国幸次君。

[ベルが鳴る]

○12番（三国幸次君）

私は、介護保険の新しい制度への移行についてと国の補正予算「地域支援交付金」の活用について、2件の質問をします。

1件目は介護保険の新制度への移行についてです。

2013年の9月議会で介護・医療・年金・保育の改革プログラム法案について質問しました。

そして、介護分野については2015年度に実施なので計画的に準備するように、と指摘しました。

介護保険の「要支援1と2」の高齢者向けサービスを介護保険から外して市町村による別のサービスに移行させる制度が2015年度からスタートします。これまでヘルパーなど介護専門職が行ってきたサービスを、ボランティアなど非専門職による安上がりのサービスに置き換えるものです。移行の最終年度は2017年です。

そこで、3点質問します。

一つ目、鋸南町での移行の準備の現状はどうか。

2点目、近隣の自治体の状況はどうか。

3点目、綿密な準備をして、移行によって困る人が出ないようにする必要がありますがどうか。

次に2件目の国の補正予算「地域支援交付金」の活用についてです。

政府は、緊急経済対策として、2014年度補正予算案に、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」4,200億円、2種類を盛り込みました。

一つは、地域消費喚起・生活支援型として2,500億円、もう一つは、地方創生先行型として1,700億円、というもので、各自治体に対して2月第1週の実施計画案の事前提出、2014年度補正予算案への計上を求めております。、年度内に各自治体への交付決定を通知したいというふうにしています。

このように、各自治体には短期間で事業計画を出させて2014年度の補正予算に計上しろ、というものです。

この交付金については国会でもいろいろ議論されていますが、物価上昇などに苦しむ住民の生活と地域経済に対する支援の財源となりうるものなので、知恵を出して、住民生活を少しでも支援するためにも、地域経済の活性化のためにも、有効に活用する必要があります。

そこで、3点質問します。

国に、あ、一つ目、国に提出した事業計画の内容は。

2点目、高齢者福祉や介護の分野でも利用できるように知恵と工夫をと。

3点目、住宅リフォームにも活用できると考えるがどうか。

以上で一回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（伊藤茂明）

1 2 番 三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の「介護保険の新制度への移行について」お答えをいたします。

御質問の介護保険の新制度への移行に関しましては、平成 26 年 6 月 18 日に成立いたしました「医療・介護総合確保推進法」により、制度改正となったところでございます。

利用者に大きく影響を与えると考えられる改正点 3 点につきまして、まずは御説明をいたします。

1 点目は、1 割負担で利用していた介護サービスを一定以上の所得がある方は、平成 27 年 8 月からは 2 割負担となります。

2 点目は、特別養護老人ホームへの新規の入所者は、原則、要介護 3 以上の高齢者に限定されます。

3 点目は、議員からの御質問にございます要支援者を対象とする、訪問介護と通所介護については、介護保険の予防給付から市町村が実施をする地域支援事業に移行することになります。

移行時期については、平成 27 年 4 月からとされていますが、地域の実情に応じて平成 29 年 4 月までに実施をすることとされています。

御質問の 1 点目、「鋸南町での移行の準備の現状はどうか」についてであります。今回の制度改正により、要支援認定を受けている方に対する介護予防給付サービスの一部である、訪問介護と通所介護が保険給付から外され、市町村が行う地域支援事業に移行することとなります。

移行後もサービスの低下を招かないようにしなければなりません。

今回の改正では、医療、介護、予防、住まいと生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が一層重視、重要視されており、地域ケア会議の推進、在宅医療、介護の連携強化、認知症施策などを進めていくうえで、医療、介護、福祉などの関係機関の連携を図る必要があると認識をいたしております。

町では、平成 27 年度から 3 カ年の第 6 期介護保険事業計画を策定中ではありますが、平成 27 年度はニーズの分析と情報収集にあて、平成 28 年度は事業所との具体的な調整を行い、新制度への移行は、平成 29 年 4 月からを予定し、介護支援認定の有効期間が終了する方から順次、地域支援事業に移行していただく計画としております。

御質問の 2 点目、「近隣の自治体の状況はどうか」についてであります。要支援者向けの通所介護と訪問介護の地域支援事業への移行につきましては、鴨川市が平成 27 年度

から、館山市、南房総市は当町と同様に、平成 27 年度はニーズの分析と情報収集、平成 28 年度は事業所との具体的な調整を行い、平成 29 年 4 月からの移行を予定していると聞いております。

御質問の 3 点目、「綿密な準備をして、移行によって困る人が出ないようにする必要がありますがどうか」についてであります。今回の制度改革では要支援者の多様な生活支援のニーズに対して、市町村により地域の特性に合った多様なサービスを提供できるよう、さまざまな事例が国から示されているところであります。

今まで全国一律の基準で提供されてきたサービスに対し、今後は、鋸南町がサービスの内容に応じた単価や利用料を設定することになっております。

さらには、生活支援の担い手となるボランティアなどの養成や既存の介護事業所の活用などにより、サービスの質の低下を招かないようにしなければならないと考えております。

鋸南町では、既に要支援者向けのサービスを利用している方が大勢おりますので、利用環境の変化によって不利益とならないよう、現在利用している介護保険のホームヘルプサービス事業所やデイサービス事業所に業務を委託する予定でおります。

なお、制度改革の周知につきましては、広報やホームページはもちろんでありますが、各地域での説明会を開催する予定でおります。

加えて事業へ移行する前には該当者に個別の周知をし、誤解のないようケアマネジャーと協働し、円滑な移行を目指していきたいと考えております。

2 件目の「国の補正予算「地域支援交付金」の活用について」お答えいたします。

御質問の 1 点目、「国に提出した事業計画の内容は」についてお答えいたします。

今回、国から示された交付金は、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に支援する「地域消費喚起・生活支援型」と、地方版総合戦略の策定とこれに関する優良施策等の実施に対し支援する「地方創生先行型」の 2 つに区分され、各々交付をされる見込みでございます。

鋸南町に対する交付限度額は、消費喚起型が 2,114 万 9,000 円、地方創生先行型が 3,118 万 9,000 円で、併せて 5,233 万 8,000 円の交付が予定をされています。

それでは、国に事前提出を行った事業メニューを説明いたします。

なお、この計画は国と事前相談を行っている最中でありまして、確定したものではありませんので、あらかじめ御留意を願いたいと思います。

まず、消費喚起型ですが、国が消費喚起として想定しているプレミアム商品券発行事業を計画をいたします。

千葉県下全ての市町村が今回の交付金を活用して発行を計画しており、千葉県からも上乗せの補助金交付が予定されています。事業費は 2,600 万円で、商品券の発行総額を 1 億 2,000 万円、1 万円の購入金額で 1 万 2,000 円分の商品券を購入することができ、

2,000円分のプレミアム、お得な商品券を発行する事業であります。

詳細は今後の協議となりますが、町商工会に補助金を交付して事業を実施していただく予定で、1万2,000円の商品券のほか、多くの町民の皆さんが購入できる仕組みとして、1,000円お得な6,000円綴りの商品券の発行も検討してまいりたいと考えております。

続いて、地方創生先行型の事業メニューですが、9事業、事業総額は3,671万8,000円を見込んでおります。

一つ目は、「地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定事業」で、事業費は973万7,000円、平成27年度中に策定する必要がある総合戦略等の基礎調査等に要する費用でございます。

二つ目は、「都市交流施設開設準備等補助金」で、事業費は800万円、直売所等の開設、販売促進等に要する費用を補助しようとするものであります。

三つ目は、「結婚相談委員事業補助金」で、事業費は72万2,000円、婚活支援セミナー及び移住体験ツアー開催等に要する費用を補助しようとするものであります。

四つ目は、「狩猟エコツアー事業補助金」で、事業費は150万円、有害鳥獣被害対策を活用したエコツアーの実施に要する費用を補助しようとするものであります。

五つ目は、「観光振興事業」で、事業費は181万2,000円、観光宣伝用のノベルティ等作成に要する費用であります。

六つ目は、「商店街活性化事業補助金」で、事業費は400万円、商店街の活性化拠点の施設改修費用及び講演会等の開催に要する費用を補助しようとするものであります。

七つ目は、「空き家対策事業」で、事業費は135万円、空き家情報を管理するためのシステム導入経費及び情報発信のためのホームページ開設に要する費用でございます。

八つ目は、「子ども・乳幼児のための防災備蓄品購入事業」で、事業費は110万円、子ども、乳幼児のための防災備蓄品の購入に要する費用で、子育て家庭等への周知、指導を行おうとするものであります。

九つ目は、「電子黒板システム導入及び運用支援委託」で、事業費は828万2,000円、電子黒板やタブレット端末、デジタル教科書等の購入及び運用支援員派遣に要する費用でございます。

御質問の2点目、「高齢者福祉や介護の分野でも利用できるように知恵と工夫を」、3点目の「住宅リフォーム助成に活用できると考えるがどうか」についてであります。国や千葉県から示されております、事業の実施方法や考え方によりますと、地域の消費喚起と併せ、地域経済を支える中小事業者等の振興が重要であり、中小店舗等での利用が図られるよう、また、利用可能な店舗等が小売業に限らず、他の職種への拡大も、地域毎の工夫によって対応することが求められております。

御質問の「高齢者福祉や介護の分野でも利用できるよう知恵と工夫を」また、「住宅リフォーム助成に活用できると考えるがどうか」についてであります。示されている事

例や通知から判断をいたしますと、活用は可能と考えております。

今後、事業実施をお願いする予定の商工会とも、利用可能な店舗や業種が増えるよう、よく協議をさせていただき、また行政としても、関係者への働きかけを実施してまいりたいと考えております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

1件目の1点目ですね、まず、前回私が質問してから以降、鋸南町でどれだけのよう
な取り組みをしてきたのか、あるいは準備をしてきたのか。鋸南町では介護予防の活動
についてはね、かなり評価され、他からも視察に來たりとかという実績も挙げている内
容だと思います。

そういう意味でいけば、介護予防とか支援とかっていう点では、鋸南町の場合はかな
りきちっとした対応が取れていくのかなというふうに思いますけれども、この間の取り
組みなど、お答えできたらお願いします。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

はい、お答えいたします。

鋸南町では現在高齢化率が42%を超えておりますけれども、介護予防について、認知
症予防に重点を置いた介護予防の取り組みを強化してまいりました。

併せて男性にも参加を促して普段から足腰を鍛えるため、ポールウォーキングに取り
組み、高齢者の方々が生き生きと活動する多様な介護予防や健康づくりに取り組んでき
たところでございます。

介護予防の効果も着実に表れておりまして、平成22年に、ただいま議員さんおっしゃ
いましたとおり、全国国保地域医療学会で優秀研究に選ばれ、23年度には、チヨダ地域
保健推進賞を受賞したことから、現在でも全国から年間5回から6回の視察の受け入れ
を行っておるところでございます。

また、地域包括システムを構築するため、平成25年9月に鋸南町地域ケア会議を安房
地域の中ではいち早く設置をいたしました。この地域ケア会議を活用し、医療・介護・
福祉など、関係機関と連携を図り、情報を共有していく中で個々の対応策や施策を協議
しております。

以上でございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

えー、その取り組みも活かしながらですね、この以降にあたって抜かりのないようにやっていってほしいというふうにまずは要望しておきます。

そして、答弁で、平成29年4月からの移行を予定しているというふうにありましたがけれども、もう少しこの移行の仕方、具体的にはどういうことなのかわかりやすく説明、お答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

はい、要支援者の方が対象となります訪問介護と、通所介護につきましては、介護保険の予防給付から町が実施いたします地域支援事業に移行することとなりますけれども、ただいまおっしゃいましたとおり、鋸南町では平成29年度からの移行を予定しております。介護認定機関が個々違うことから、平成29年4月1日以降に認定された方から、これはあの、新規の方、更新の方いらっしゃいますけれども、随時地域支援事業の方へ移行していただくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

順次、あ、有効期限が終了する、終了した方から順次というふうにお答えがありましたけれども、最終的に全ての該当者が移行を完了するのは、まで、どのくらいかかる見込みですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

現在の予定ですと、一番遅い方でも、29年度末には移行が完了すると考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

そうすると29年度中には全ての該当者が移行するというふうに理解してよろしいです

ね。

それでは、2点目、3点目の関係なんですけど、移行以降のことになりますけれども、サービス内容に応じた単価や利用料を設定するということですが、具体的な検討しているのかどうか。

あるいはこれから検討して決めていくということなのか、その辺はどうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

はい、あの、現在のところ金額についてまだ決定しておりませんが、全国一律の基準で決められておりましたサービスに対しまして、今度は鋸南町が単価や利用料を設定することになりますけれども、今後の国や県の動向を注視しながら、他の市町村とも連携を図りながら検討をしていきたいと考えておりますけれども、ただ、現在すでに要支援者向けのサービスを利用している方にとって、大きく環境が変わることなく利用されている方の不利益とならないよう、そこいら辺を配慮しながら決定していきたいと考えます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

担当課長から不利益にならないように検討していきたい、という答えがありました。私からもぜひその点をお願いしたいと要望します。そして、鋸南町の地域支援事業の内容がね、決まりましたら教えていただきたいと要望します。

次に2件目の質問にいきます。

1点目の地域消費喚起生活支援型の事業は、プレミアム商品券の発行という答弁がありました。そして、答弁の中でも、千葉県下全ての自治体がこのプレミアム商品券の事業をやるというお答えでした。

これは考えてみればあまりにも国が決めてから事業計画出すまでの間が短すぎていろんなことを考える間もなく、とにかく国から示されたその一番目玉のプレミアム商品券を各自治体が入れたという結果ではないかなと、いうふうに思います。

私はもうこの、一つ目のその、地域消費喚起生活支援型の場合、これから新しいものを付け加えていくっていうのは、内容的にはかなり無理があると思います。

そういう意味でいって、そのプレミアム商品券の鋸南町での発行額は1億何千万とか答えがありましたよね。これ相当大的な、金額なんです。

そういう意味でいけば単なる買い物などで使うというだけでは消化できないんじゃないかなというふうにも思います。そういう意味からも言いまして、このプレミアム商品

券を高齢者福祉や介護など、サービスでも使えるようにできるのではないか。これは国会の答弁なんかでもね、使えますというふうに答えられている内容です。

それからそういうサービス、いろんな、まあ、介護・福祉もそうですけれども、品物じゃなくてサービスに対する支払いでもプレミアム商品券を使えるように知恵を出して、あるいは関係業者と相談しながら協力を得ていけばできると思いますね。

それから、これは大工さんや電気屋さん、いろんな業種がかかわりますけれども、小さな家の修理とか、あるいは、ちょっとした困ったことなどでもね、そういうものの支払でもプレミアム商品券を支払いに使えばさらに商品券を使う場面が広がると思います。

そういう意味で、前回やったプレミアム商品券ではとにかく地元商店で買い物をしてくださいという内容だったと思います。単にそれだけでは今回のようにこの大きな金額のものをね、鋸南町の中でやっていくという点ではね、無理があると思いますんで、ぜひとも使える、使い方、使える範囲を知恵を出して、鋸南町の経済に波及効果があるような形でね、実施できるようにやってほしいと思うんですが、その辺どうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

今御指摘の関係につきましてはですね、内閣府のホームページ等でもですね、プレミアム商品券の利用できる分野等で挙がっておりまして、病院とか旅行代理店、自動車整備あるいは建設会社、学習塾等々ですね、例もありますので、それらの方で使えるような関係で対応をしていきたいと思っております。

それにはですね、それらの業者の方々にいろんな面で協力をさせていただかなければならないということの中で、多方面に声掛けをしていきたいと思っております。

また、事務局の方を、商工会等を予定しておりますので、御協力を仰いでいきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

今前向きな答弁がありました。

ぜひ検討して取り組んでいきたいということですのでね、これやはりこの、今回はとにかく1億数千万という全体の金額が大きいんで、ですので、できるだけその、鋸南町の経済に波及効果が大きいように工夫をやって、取り組んでいってほしいと思います。

次に、なんだったけな。地域、創生型の方。

地方創生先行型という、の方の事業で九つの事業が答弁がありました。

この中では、とにかく普通だったら町の他の通常やらなきやいけない事業なんかも織り込まれています。新しいものもいくつかあるようですけれども、短期間でよくこれだけメニューを揃えて計画したなど、これは評価したいと思います。

私の要望としては、住宅リフォームのこの九つの事業の中のどこかに付け加えるなり、とか、工夫してでもね、そういうのができないかどうか。新規に追加となると大変かと思えますけれども、九つの事業の中、よく見て検討すればね、なんとかなるんじゃないかなという気もしますけれども、その辺どうでしょう。検討できる余地のある事業はあるかどうか、どうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

あの、御質問のですね、リフォームの関係につきましては、今回の庁内で検討したメニューには入っておりません。

それで事業のスキーム、組み立てというようなことはですね、今後検討の余地があるかと思えます。それにあの、地域総合戦略の計画策定というようなことが今後進んでいくわけでございますので、その中で取り入れる事業、べき事業というようなことであればですね、また次の5カ年の計画の中で、そういうこともメニュー化していけるように検討はしていきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

町長の最初の答弁でもね、この計画は国と事前相談を行っている最中で確定したものではありませんという答えがありました。

私はあの、この、住宅リフォームは経済的な波及効果の大きいものなんで、なんとかこのメニューの中にね、折り込む工夫、知恵を出して、やってほしいなというふうに思います。

再度その点をお願いして、まあ課長からもこれからまだ検討する中に折り込んで検討したいという答えがありましたのでね、再度強く要望して、質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、以上で三国幸次君の質問を終了します。

三国幸次君、自席へお願いします。

[質問席に移動]

○議長（伊藤茂明）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日4日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前までに御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 3 時 3 1 分 ……………

平成 27 年第 2 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 2 号〕

平成 27 年 3 月 4 日 午前 10 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 鋸南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 鋸南町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 指定管理者の指定について（都市交流施設） |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 平成 26 年度鋸南町一般会計補正予算（第 6 号）について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 平成 26 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 平成 26 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 平成 26 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 平成 26 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第 1 号）について |

日程第17	議案第17号	平成26年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号） について
日程第18	議案第18号	平成27年度鋸南町一般会計予算について
日程第19	議案第19号	平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第20	議案第20号	平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第21	議案第21号	平成27年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第22	議案第22号	平成27年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第23	議案第23号	平成27年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡邊信廣君	2番	小藤田一幸君
3番	緒方猛君	4番	鈴木辰也君
5番	手塚節君	6番	黒川大司君
7番	伊藤茂明君	8番	松岡直行君
9番	笹生正己君	10番	平島孝一郎君
11番	中村豊君	12番	三国幸次君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石治和君	副町長	川名吾一君
教育長	富永清人君	会計管理者	篠原一成君
総務企画課長	内田正司君	税務住民課長	福原傳夫君
保健福祉課長	渡邊昌廣君	地域振興課長	菊間幸一君
教育課長	前田義夫君	水道課長	山崎友之君

総務管理室長 福原規生君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 増田光俊

書

記 醍醐陽子

…………… 開 議・ 午前 10 時 00 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さん、おはようございます。

第 1 日目に引き続き議員各位には御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、12 名です。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 1 議案第 1 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 前田義夫君。

[教育課長 前田義夫君 登壇]

○教育課長（前田義夫君）

議案第 1 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

平成 26 年 6 月 20 日に公布をされました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。

教育委員会制度が大きく見直しされ、地方教育行政における責任体制の明確化、地方公共団体の長と教育委員会における連携の強化等、抜本的な改革が行われることになっております。

このことによりまして、改廃を要する5本の関係条例について、本整備条例において、一括して上程をさせていただくものでございます。

第1条「鋸南町議会委員会条例の一部改正について」御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧願います。

第1条関係でございますが、今回の法改正により、現教育長の教育委員としての任期満了とともに、現教育委員長の任期も同日満了となりまして、教育委員長の職が廃止されます。その翌日から、新たな教育長が教育委員会を代表することとなりますことから、現行第18条中、「教育委員会の委員長」の部分で、「教育委員会の教育長」と、改めようとするものでございます。

第2条「鋸南町特別職報酬等審議会条例の一部改正について」御説明申し上げます。

第2条関係新旧対照表を御覧願います。

今回の法改正によりまして、新教育長が地方公務員法上の特別職となりますことから、現行の第3条中、「町長若しくは副町長」の部分で、「町長、副町長及び教育長」と、改めようとするものでございます。

続きまして第3条関係、第3条「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

第3条関係新旧対照表を御覧願います。

第1条で御説明いたしましたけれども、今回の法改正により、新たな教育長の設置とともに、教育委員長の職が廃止となります。このことによりまして、本条例の別表中、「教育委員会の委員長の報酬年額の規定部分」を削り、「教育委員の年額」の規定に、改めようとするものでございます。

続きまして、第4条「鋸南町教育委員会委員定数条例の全部改正について」御説明いたします。

第4条関係新旧対照表を御覧願います。

今回の法改正により、教育長が教育委員でなくなり、教育委員会の構成が「教育長及び教育委員3名」となりますことから、全部を改め、「教育委員会の組織に関する条例」と規定し直そうとするものでございます。

第5条「鋸南町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の廃止について」御説明申し上げます。

現教育長の身分は、地方公務員法上一般職であります。教育公務員特例法第16条におきましては「教育長の給与・勤務時間等の勤務条件については、他の一般職公務員とは別に、条例で定める」と規定されておりますことから、本条例が制定されております。

今回の法改正によりまして、特例法の当該規定部分が削除されましたことから、本条例制定の根拠がなくなったため、廃止をしようとするものでございます。

以上、各条例について申し上げますが、附則におきまして本整備条例は、平成27年

4月1日から施行し、経過措置として、附則第2項から第4項におきまして、「現教育長の教育委員としての任期が満了する日までは、改正又は廃止前の各条例の規定による」旨、規定しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第2 議案第2号「教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 前田義夫君。

〔教育課長 前田義夫君 登壇〕

○教育課長（前田義夫君）

議案第2号「教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第1号と同様、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成27年度から教育委員会制度が新しくなります。

今回の改正に伴い、「新教育長に係る職務専念義務等の特例条例」を定める必要が生じたため、本条例を制定しようとするものでございます。

地方公務員法上、特別職は一般職の職員とは異なり、地方公務員法の服務に関する規定は適用されませんが、改正法の第11条第4項で教育長が常勤とされ、第5項におきまして教育長の職務専念義務が規定されました。

このことに伴い、教育長の職務専念義務の範囲を明確にするため、本条例におきまして「教育委員会の定めるところにより、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による」旨、定めようとするものでございます。

なお、附則でございますが、本条例は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に任命された教育長について、適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第3 議案第3号「鋸南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第3号「鋸南町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧願います。

目次ですが、現行条例には、目次がないことから、新たに目次を付すものでございます。

第3条は、第4章の2が追加規定されたことに伴いまして、条文の整理をするものでございます。

第33条第2項につきましては、新たに追加規定されるものでございますが、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が行政指導をする際に、当該権限を行使し得る旨を示すときは、行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該権限の根拠となる法令の条項や当該権限の行使が当該条項に規定される要件に適合する理由等を示さなければならないとするものでございます。

これによりまして、行政指導の手続きの透明性を高め、第32条に規定する不適切な行政指導を防止し、行政指導の相手方の権利・利益の保護を図ることを目的とするものでございます。

新旧対照表の2ページ目をお願いいたします。

第34条の2でございますが、「行政指導の中止等を求める」ことについての規定を新たに設けるものでございます。

「行政指導の中止等の求め」は、法令に違反する行為の是正を求める行政指導でありまして、その根拠や要件が法律に規定されているものについては、行政指導の相手方に大きな不利益が生ずるおそれがあることに鑑み、相手方からの申し出によりまして、当該行政指導をした行政機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律の規定に違反する場合には、その中止等の措置を相手方の権利、求める、講ずることができるという規定でございまして、相手方の権利・利益の保護を図ることを目的とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

第 34 条の 3 の規定につきましては、「処分等の求め」でございますが、処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する指導機関が、法令に違反する事実を知る者からの申し出により、必要な調査を行いその結果に基づき、必要があると認めるときは、是正のための処分又は行政指導を行うこととするものでございます。

これにつきましては、行政運営の公平の確保と透明性の向上を図り、相手方の権利・利益の保護を図ることを目的とするものでございます。

なお、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 4 議案第 4 号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

議案第4号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明を申し上げます。

一般職の給料条例の改正は、千葉県人事委員会の勧告等に基づき、所定の改正を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第22条の2は、管理職員特別勤務手当の支給に係る規定でございます。

現行の規定では、特別勤務手当が支給されるのは、土日祝祭日のみに災害等の対応で勤務した場合に限り、勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲で支給されるものでございますが、平日の午前零時から午前5時まで同様の勤務をした場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲で支給する規定を新たに設けるものでございます。

第24条につきましては、勤勉手当の規定でございます。

新旧対照表の2枚目を御覧いただきたいと思っております。

昨年12月議会において、100分の82.5と支給割合が改定されたわけでございますが、この割合を100分の75に改めるものでございます。

これによりまして、年間の支給率につきましては、6月・12月とも同様の支給割合になりまして、年間の支給率につきましては、変更はないものでございます。

2項目につきましては、再任用職員についての同様の規定でございますが、100分の32.5を100分の35に改めようとするものでございます。

附則の改正でございますが、給料の減額に関する規定でございます。

現在の給料削減の期間は平成27年3月31日までと規定されていますが、引き続き、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、一般職員の給料を1%、管理職手当支給対象職員にあっては2%の給料削減をするものでございます。

附則の第9項でございますが、附則第8項の給料削減の規定にかかわらず、職員が退職、失職、死亡した日における給料月額、本則の、削減前のもので、給料月額とするものでございます。

附則の第10項ですが、現行、55歳以上の7級職員の給料は1.5%削減されており、期間につきましては「当分の間」という定めとなっておったものでございます。これを1.5%削減の期間につきましては、「当分の間」から、「平成30年3月31日までの間」に改めるものでございます。

新旧対照表3ページの方お願いいたします。

附則の第13項につきましては、7級の55歳以上の職員が公務上の負傷、疾病等により休職している者の勤勉手当支給の際に、減額する額の算定にかかる率を100分の1.125を100分の75に改めるものでございます。

附則第14項は、管理職手当、時間外勤務手当及び期末勤勉手当を算定する給料月額、給料の削減期間中、削減前の本則の給料月額とする規定でございます。

給料表の改正でございますが、国の給与制度の総合的見直しに準じ、給料表を2%から4%の引き下げを行うものでございます。

別表の第1、一般行政職給料表から9ページにつきましては、別表第2、医療職給料表の規定でございます。

若年層の給料体系は現行を維持することから、行政職1級の全号給及び2級の一部号給と、医療職給料表(一)を適用するドクター、医師の給料については引き下げを行わないとするものでございます。

本条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございますが、この条例の施行の際に、現に在職する教育長がある場合は、従前の規定によるものとする、経過措置を設けること。

また、給料表の切り換えにおいては、その者が受けている給料月額が、同日に受けていた給料月額に達しない場合ですね、その差額分につきましては、平成30年3月31日までの3年間、その差額相当額を給料として支給する、いわゆる、現給保障の経過措置の規定を設けるものでございます。

以上で、説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第5 議案第5号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

[総務企画課長 内田正司君 登壇]

○総務企画課長（内田正司君）

議案第5号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入ります、新旧対照表を御覧願います。

本特例条例は、町長の給料月額について30%、副町長及び教育長については20%削減する内容で、本年3月31日までの期限付きでございましたが、現在の財政状況から、さらに1年、平成28年3月31日まで削減期間を延長いたしたく、条例の改正をお願いするものでございます。

本条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものですが、この条例の施行の際、現に在職する教育長がある場合は、従前の規定によるものとする経過措置を設けるものでございます。

以上で、説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第6 議案第6号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第6号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入ります。新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

まず、第1条でございますが、教育委員会制度の改正に伴い、新教育長は特別職に位置づけることから、「町長、副町長及び教育長」に新たに、改めようとするものでございます。

第3条につきましては、期末手当の支給に関する規定でございますが、一般職の支給割合に準じ、6月の支給割合につきましては、現行100分の190を、100分の197.5に改め、12月の支給割合につきましては、現行100分の220を、100分の212.5に改めるものでございます。

附則の第5項でございますが、議案第6号におきまして、町長30%、副町長20%の給料月額を減額するものでございますが、減額の期間の間にですね、支給される期末手当の算定におきましては給料月額を、減額前の本則に定める給料月額とするものでございます。

別表第1、裏面でございますが、別表第1につきましては新教育長の給料月額を、現在の給料月額と同額の58万3,000円に定めようとするものでございます。

本条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございますが、この条例の施行の際、現に在職する教育長がある場合は、従前の規定によるものとする、経過措置を設けるものでございます。

以上で、説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第7 議案第7号「鋸南町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 前田義夫君。

〔教育課長 前田義夫君 登壇〕

○教育課長（前田義夫君）

議案第7号「鋸南町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

現在、経済的な理由で、就学に困難な学生に対し、奨学資金の貸し付けを行っておりますが、近年、利用される方が減っている状況となっております。

そこで、より多くの方に利用していただけるよう、本貸付基金条例の改正をお願いしようとするものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表をお願いいたします。

改正の内容でございますが、現行第4条中、第3号の規定部分を削り、併せて、第6条に規定をしております「貸付金額」について「別に定める」と改め、規則において金額について規定させていただこうとするものでございます。

貸付を受ける方の制限を緩和し、併せて貸付額の増額を図ることによって、より多くの方に当基金を活用していただけるよう、お願いするものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第8 議案第8号「鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 前田義夫君。

〔教育課長 前田義夫君 登壇〕

○教育課長（前田義夫君）

議案第8号「鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本年1月23日に政令が公布され、「子ども子育て支援法の施行日が、平成27年4月1日」と決定されましたことから、平成27年度から、「子ども・子育て支援新制度」に移行をいたします。

現在鋸南町におきましては、「保育所条例」と「保育の実施に関する条例」2本が制定されておりますが、この法の施行に併せ、改正する必要性が生じたので、「保育所条例」の全部を改め、「鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例」と、制定し直そうとするものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表をお願いいたします。

改正の内容であります。構成を10条建てとするものでございまして、第1条は、本条例の制定の趣旨の規定。第2条におきましては、名称と位置と定員の数の規定。第3条におきましては、保育所の開所時間及び保育時間について、規則で定める旨の規定。第4条におきましては、入所の対象については、「子ども子育て支援法に基づいた小学校就学前のこども」という表現で定める旨でございます。第5条につきましては、短時間保育の認定を受けている者が延長保育を受ける場合においても、町長の許可を受けなければならない旨の、入所許可についての規定でございます。第6条では、保育料の納付義務、及び、保育料の額については規則において定めるとすることでありまして、第7条におきましては保育料の減免規定を定めるものでございます。第8条では入所こどもが、感染症その他、支障ある場合には、通所を停止するということの規定。第9条におきましては入所許可の取消し。10条は、委任規定でございます。

以上を定めようとするものでございます。

なお、本条例は、平成27年4月1日から施行し、併せて、「鋸南町保育の実施に関する条例」を廃止をさせていただこうとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑が。

はい、3番 緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

あの、ちょっと確認、教えてほしいんですけども、えーこれなんだろう。

改正案の8条、8条で、入所または、えーっと、措置、入所子どもが次の各号のいず

れかに該当する時はその保護者に対し当該入所または措置入所子ども保育所の通所の停止を命じることがある、のですね、1番の感染症の疾患にかかった時っていうのは、これはわかりますね。他の人に感染をさせるかもわからないということで、停止を求めるんだと思いますが、括弧2の方のね、前号に掲げるものの他、保育所の管理上支障があるという、管理上支障があるというのは具体的にはどういうことを意味しているんでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

この第2号におきましてのこの管理上の支障がある場合というのは、まあ考えられることとして御理解いただきたいと思いますが、例えばあの、子どもさんがですね、非常にあの、その施設の中での行動等、また支障がある場合等については、一時的に保護者の方の御理解をいただいて、えー、その、通うことについて、御遠慮いただくということが考えられると。

例えば物をですね、大きく破損させてしまうような行動ですとかですね、あの、そういう場合があった場合にはということで、このような規定を設けさせていただいているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

再質問。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

えっと、大体おっしゃることはわかるんですけどもね、私もこの主旨が、反対するわけではありません。だけど、えーっと、停止をさせる、あの、悪ガキが子どもの中にはいますからこういうこともあろうかと思うんですけどもね。

あのー、んーっと、入所を、要するに、通ってくることを停止させる以前にね、あの、教育者側と、親御さん側のね、えー、あるいはその関連者の、あのー、なんて言いますかね、措置って言うか、努力って言うかね、ちゃんと通わせるために子どもに対していろんな指導だとかね、なんかを図って、単に子どもを、あの、通所させるということを選考するんじゃなくて、親の、大人の方のね努力が、努力義務がもっとあってもいいんじゃないかなと、いう具合に私は思うんですよ。

そういう項目はここにはなんも書いてないんで、その辺の努力がむしろ僕は必要じゃないかなと、いう具合に思うんですね。

飛躍しますけど、あの、先だつての川崎の事故だつてですね、大人の方が知ってたことがいっぱいあるわけですよ。後から一斉に花を持っていったってしょうがないわけですよ。だから、気が付いた時に気が付いたことをやると、というのが僕は大人のね、大

人の役割だと思うんですよね。

だから単純に子どもを通院させないと、通所させないということを先行するんじゃないくて、もっと大人のやることが先生を含めてね、あの一、え一、保護者を含めてやることがないんですかと、いう項がどうして入ってないのかっていうのが私は疑問です。

入れてもらいたいってことです。

○議長（伊藤茂明）

教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

今の議員さん、おっしゃられたとおりの大事なことだと思っております。

この条例の制定の仕方につきましては、国が示す、あの一、条例の準則に基づきましてこのような形でさせていただきました。細かいことにつきましてははですね、え一、11条の引用の中でもさらに町長が別に定めるということでございますので、自主的な、あの、現場の対応、または保護者の御理解等についてはですね、え一、またあの、これを受けての規定を内部で決めていきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

再質問。

最後です。

○3番（緒方猛君）

これで最後にしますけれども、大抵事故があったりですね、なんかすると、親の問題だとか、それから教育委員会がですね、後から、え一、分析解析情報を集めて、今後処置をしますと、今後二度とふたたびこういうことが起こらないようにしますというのが、まあ、あの、なんて言いますかね、え一、通例の話になりますよね。だから僕はこの段階で教育委員会の、え一、働きっていうのをね、具体的に明文化しておくべきだという具合に私は思います。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（伊藤茂明）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第9 議案第9号「鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長 菊間幸一君。

〔地域振興課長 菊間幸一君 登壇〕

○地域振興課長（菊間幸一君）

議案第9号「鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例の全部を改正する条例の制定について」御説明を申し上げます。

現在、町内で残土や山砂などにより埋立てや盛土を行う場合、500平方メートル以上3,000平方メートル未満の事業については、町の条例で規制し、3,000平方メートル以上の場合には県条例での規制となっております。しかしながら、県内の地域毎に実情が異なるため、地域独自に施策を講じる場合は、県残土条例の適用除外を受け、3,000平方メートル以上の事業も町条例での規制が可能となっているところであります。

鋸南町においては、稼働中、未廃止併せて7カ所の岩石採取場を町内に有するという、特有の事情があり、大規模な埋立て事業の可能性のある場所として、広大な用地での事業展開に災害の発生や環境の汚染が危惧されております。

町民の生活の安全確保と生活環境の保全のため、県残土条例の適用除外を受け、鋸南町の実情にあった形での条例改正をしようとするものであります。

本改正条例は、全42条で構成しております。

第1条は、目的でございまして、埋立て等の監視及び規制を行うことにより、町民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全することを定めています。

第2条は定義でございまして、埋立する区域の面積が500平方メートル以上の全ての事業を規定しております。そして、500平方メートル以上3,000平方メートル未満の事業を「小規模事業」、3,000平方メートル以上の事業を「特定事業」として規定しています。

第3条は土砂等の埋立て等に関係する者の責務でございまして、これまでの事業主の責務の他に、土地所有者・運搬事業者・発生元事業者の責務についても規定しています。

第4条は町の責務でございまして、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、監視体制の整備に努めてまいります。

第5条は安全基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止でございまして、埋立て等を使用される土砂等の安全基準を環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準及び水質の汚濁に係る環境基準に適合しない土砂等を使用してはならないことを規定しています。

第6条は埋立て事業の許可等でございまして、事業区域ごとにあらかじめ許可を受けなければならないことを規定しています。また、許可をするに当たっては規則で定める協議会で調査を行ってまいります。

第7条は埋立て事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意でございまして、事業区域の土地に係る地上権や永小作権、地役権などの権利を有する者の同意を得ることを規定しています。

第8条は周辺土地所有者等の承諾でございまして、事業者等は周辺土地所有者に対し、事業の内容について説明し承諾を得ることを規定しています。また、特定事業では、説明や承諾を必要とする範囲を規則で事業区域から300メートル以内の居住者の8割の承諾と当該区域の区長の承諾が必要と定めてまいります。

第9条は事前協議でございまして、埋立て事業を行おうとする事業者には事前協議の義務付けを規定いたします。

第10条は土砂等の発生状況等の調査でございまして、町は、土砂等の性状、発生場所、排出状況、運搬経路等の調査ができることを規定しています。

第11条は許可の申請でございしますが、埋立て事業の許可を受けようとする者は、申請書の他、土砂等の搬入予定経路図や土砂等の予定量の計算書など、規則で定める書類及び図面を添付して申請することを規定しています。

第12条は申請の制限でございしますが、許可期間は、特定事業は3年以内、小規模事業は1年以内と規定しまた、町残土条例による措置命令を受け、必要な措置が完了していないときは新たな許可申請はできないことを規定しています。

第13条は許可の基準でございしますが、許可の適合基準の項目を規定しています。主なものを申し上げますと、第1項第1号では、埋立て事業に使用される土砂等が千葉県内から発生し、かつ、採取場所が特定されていること。

第2号では、埋立て事業に使用される土砂等の運搬過程において、別の発生元の土砂等が混入しないこと。

第3号では、埋立て事業に使用される土砂等の性質が規則で定める基準に適合すること。

第4号では、申請者が暴力団員でないこと。

第9号では、埋立て区域の表土が安全基準に適合していること。

第11号では、搬入計画において土砂等の発生場所が特定されていること。

第13号では、事業区域内で採水を行うために必要な措置が図られていること。などを規定しています。

第14条は警察の意見の聴取でございますが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に係る事項の意見を警察に聞くことができることと規定しています。

第15条は環境審議会の意見の聴取でございますが、安全基準及び構造基準の規定、変更、廃止をしようとするときは、鋸南町環境審議会の意見を聞くことができると規定しています。

第16条は変更の許可等でございますが、許可を受けた埋立て事業の内容を変更しようとするときの手続きについて規定しております。また、氏名や名称、住所の変更など、軽微な変更については、規則で定めてまいります。

第17条は許可の条件でございますが、町は、埋立て事業の許可に条件を付すことができることを規定しています。第18条は埋立て事業の着手の届出でございますが、埋立て事業に着手したときは、届け出ることを規定しています。

第19条、土砂等の搬入の届出でございますが、土砂等を搬入しようとするときは、発生場所ごとに発生元の確認や安全基準への適合が確認できる書類を添付し、届け出ることを規定しています。

また、規則で搬入日の7日前までに土砂量 5,000 立方メートルごとに搬入届を提出することを定めてまいります。

第20条、土砂等管理台帳の作成等でございますが、土砂等の発生場所ごとに土砂管理台帳等を作成し町長に報告すること、また、規則で1カ月ごとに土量等を報告しなければならないことを義務づけてまいります。

第21条、地質検査等の報告でございますが、事業区域の土壌について地質検査及び水質検査の結果報告をすることを義務づけております。

第22条は、関係書類等の縦覧でございますが、埋立て事業に関係する、あ、関する関係書類を住民等の縦覧に供することを規定しております。また、規則で近隣住民等の範囲について定めてまいります。

第23条は標識の掲示等でございますが、埋立て事業場内に、標識や境界を明らかにする表示を行うことを規定しています。

第24条は、埋立て事業の廃止等でございますが、埋立て事業を廃止、中止するときの、届出を規定しております。

また、事業者は土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じてから事業の廃止または中止をしなければならないとも規定しています。

第 25 条は埋立て事業の完了等でございますが、埋立て事業を完了するときの、届出を規定しております。事業者は土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じてから事業の完了をしなければならないとも規定しています。

第 26 条は譲受けでございますが、埋立て事業を譲り受けようとする者は、許可を受けなければならないことを規定しています。

第 27 条は相続等でございますが、埋立て事業を相続あるいは合併、分割によりその地位を継承した者は、届出が必要であることを規定しています。

第 28 条は措置命令でございますが、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときや、災害の発生を防止するために緊急の必要があるときは、直ちに必要な措置を命ずることができること。

また、無許可で埋立て事業を行った者や許可条件に違反した者に対し、土砂等の撤去等、必要な措置を命ずることができるよう規定しています。

第 29 条は許可の取消し等でございますが、違反して事業を行った者等に許可の取消しまたは事業の停止を命ずることができることと規定しています。

第 30 条は廃止・完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令でございますが、廃止、完了、取消しの規定に違反した者に対し、災害の発生及び土壌の汚染を防止するために必要な措置を命じることができることと規定しています。

第 31 条は知事への通報でございますが、土砂等の埋立て等の区域の土壌が汚染され、またはそのおそれがあるときは、知事に通報することを規定しています。

第 32 条は聴聞でございますが、許可の取消しをしようとするときは、事業主等から聴聞をすることを規定しています。

第 33 条は関係書類等の保存でございますが、関係書類等の写しと土砂等管理台帳を 5 年間保存することを規定しています。

第 34 条は報告の徴収でございますが、町長は、必用に応じ、業務に関する報告を求めることができる規定でございます。

第 35 条は立入検査でございますが、町長は、必用に応じ、現場事務所・事業場に立入り検査を行い、帳簿、書類や関係者への質問等ができることを規定しています。

第 36 条は違反事実の公表でございますが、改善命令又は撤去等の命令に違反したときは、その事実を公表することができることを規定しています。

第 37 条は手数料でございますが、許可申請手数料は、500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満は 2 万円、3,000 平方メートル以上は 4 万 8,000 円、変更申請手数料につきましては、500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満は 1 万円、3,000 平方メートル以上は 2 万 8,000 円、譲受け許可申請手数料は 2 万円となります。

第 38 条は委任でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、施行規則で定めることを規定しています。

第 39 条・第 40 条・第 41 条では罰則規定でございますが、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金となります。

第 42 条、両罰規定でございますが、法人の代表者、法人または人の代理人、その他従業者等がその法人または人の業務に関し違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても罰金刑を科すことを規定しております。

なお、附則でございますが、本条例は周知期間を設け、平成 27 年 10 月 1 日から施行しようとするものでございます。

ただし、事前協議につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上、雑駁ではございますが説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、9 番 笹生正己君。

○9 番（笹生正己君）

この条例の全部改正っていうことは、全員協議会でも説明があつて、私も質問をしました。その質問と重複するところがあるかもしれませんが、協議会があくまでも協議会なんで、この公の場で質問することをお許し願いたいと思います。

3 点質問します。

現在県の規制になっている 3,000 メートル、あ、3,000 平方メートル以上の土地についてもこの条例で縛るといふことであると認識しておりますが、千葉県の条例と、千葉県安房郡鋸南町の規制、条例が、規制が著しくかい離している。すなわち、極端に厳しくする場合、訴えられたら負ける可能性が高いと、法律に詳しい人から伺ったことがあります。その点十分に審査したのかどうか伺います。

二つ目に、1 年前に 14 市 2 町ですか、その県の条例、適用除外を受けているということです。君津市もそうですけれども、専門的な知識をもった職員を置いていると聞いています。この点を協議会で伺ったら、これから講習等を受けさせて教育するとのことでした。法律関係を含めた知識が必要だと思いますけれども、どのような教育を考えているのか。

それともう 1 点、説明にもありましたけれども、今この審査しているこの条例にはありません。規則によるものと思いますけれども、近隣の同意について、もう一度詳しく説明願います。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

それでは、まず初めに1点目の十分に精査したのかということですが、法律の解釈につきましては人それぞれいろいろあってしかるべきだと思っているところがございます。

今回の改正にあたりまして、町では近隣市等の状況を調べるとともに顧問弁護士さんに相談もし、御意見もいただいたところがございます。

その中で適用除外につきましては、県残土条例第30条の規定により除外申請を行うこととなります。ただし、今後埋立てに関する問題が起きた場合につきましては、これまで県で対応していた部分を町の責任で、おいて行うということが出てまいります。

次に、周辺土地所有者の承諾など、財産権の制約・規制問題についてでございますが、住民の生活の安全・安心の目的のため、制約という手段を用いるのは、憲法や法律の規制を超えない範囲であれば可能との見解の下で今回の条例で範囲を定めまして承諾を求めるとしているところがございます。

次に、県外発生土の規制についてですが、船舶による県外からの土砂搬入は船積みの際に他の土砂等混じる可能性や陸揚げ後に他の土砂が混入する可能性が否定できません。現場や発生元からどのような経路で現地に運搬されるかを職員がチェックする体制を構築したく、その範囲を県内とさせていただいたところがございます。また、条例の適用除外を受けている県内16市町のうち、12市町が住民の安全・安心を確保するため、周辺土地所有者や近隣住民の承諾を義務付け、独自の条例で対応する判断をしております。鋸南町におきましても、同様に判断させていただきまして、今回の条例改正案を提出させていただいたところがございます。

続きまして2点目の教育関係でございますが、適用除外をしました市町に何軒かお伺いいたしましたところ、許可申請に平面図・断面図や埋め立てする場合の構造上の基準等の書類審査がありまして、その関係で土木関係の専門知識が必要とのことで土木技術職員を配置していると聞いているところがございます。

鋸南町におきましては、担当課であります地域振興課におきまして土木・環境、両方を受け持っておりますので、連携した形で対応をして、その辺を補っていきたいと考えているところがございます。また、環境の知識の向上につきましては、県内市町村等で構成しております千葉県自治研修センターでの環境行政研修や、千葉県環境行政連絡協議会水質保全地質環境部会研修会などが開催されておりますので、出席いたしまして、知識の習得に努めていきたいと考えております。

また、その他にもですね、研修等がありましたら積極的に対応していきたいと考えているところがございます。

3点目の近隣等の同意ということですが、条例第6条では埋め立て事業の許可として埋め立て事業を行おうとする事業者等は事業区域ごとにあらかじめ町長の許可

を受けるものとしております。この許可申請をする際には、条例第8条及び第9条で規則で定める範囲の土地所有者及び近隣の住民に対し説明し、承諾を得なければならないことを規定し、その基準については規則で定めてまいります。まず、事業区域の10メートル以内の周辺土地所有者に対しましては小規模事業及び特定事業に関わらず事業説明をし、承諾を得なければなりません。3,000平方メートル未満の小規模事業につきましては、10メートル以内の周辺土地所有者へ説明、承諾のほか、50メートル以内の居住者の皆さんへの説明を定めてまいります。

また、3,000平方メートル以上の特定事業につきましては、先ほどから申してます10メートル以内の周辺土地所有者の説明・承諾の他、300メートル範囲の居住者への説明と8割の承諾及び当該区域が属する地域の区長からの承諾を得ることを定めてまいりたいと思っております。

以上で説明。質問に対する回答といたします。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

1点、ああ、2件質問します。

1点目の問題ですけれども、他の課で申し訳ないんですけれども、最近ですから、入札が不調になるんじゃない、あ、あちこちなってるよって聞いたら大丈夫ですって答えてそれが不調になったこともありますよね。

この条例で再度伺うんですけれども、この条例で問題になることとか、訴えられた場合、負けるようなことはないですね。

それを再度確認します。

それともう1点ですけれども、3問目に聞いた質問です。

統合中学の建設予定地は2カ所の採石場跡地で、綱引きされて今の場所になったと私は認識しております。その、今ある採石場の跡地は自衛隊が整地したりしてできて、それで有効に使われていると、皆さん方も思っているかと思えます。

もう一方の跡地ですけれども、かなり広い面積をある団体が所有しています。仮の話で申し訳ないんですけれども、十分考えられることなんで伺います。ここを大規模な開発をしようとした場合、同意が取れないと300メートル以内、80%ですか、それが取れないで駄目になる、そういう場合も十分考えられます。

極端な言い方かもしれませんが、この町で開発行為ができなくなることを私は懸念します。今始まる保田小学校でも危惧する声や反対の意見は少なからずあります。もちろん同意は必要なものと思っておりますが、安房管内で一人の地権者の方が反対して道が完成しなかった例とか、他の建物、施設ができなかった場合もいままでありました。

この同意の位置づけについて伺います。

2点答え、求めます。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

まず1点目の、大丈夫かということでございますが、条例改正をするにあたりまして、先ほどから申し上げましたように、ますとおり、弁護士や検察庁と協議を行い、またパブリックコメント等、町民の皆さんの意見もいただく中で慎重に対応してきたつもりでございます。

このような中での現在の判断として大丈夫というような判断をさせていただいているところでございます。

次に同意の関係でございますが、近隣住民の方々の賛成は、事業を行う上で大切なものであると認識しておりまして、やはり多くの方々の承諾ということの中で、80%とさせていただいたところでございます。

なお、条例の適用除外を受けている県内16市町のうち、12市町は近隣住民の方々の承諾を求めているということ先ほど申しましたが、そのうちの11市町は80%というような基準でございますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、最後です。

笹生正己君。

○9番（笹生正己君）

この3,000メートル、平方メートル以上、すなわち特定事業について、条例ではちょっと、今審査している条例でわからないんで伺いますけれども、一つの事業計画区内、そこで掘削と土盛り、例えて言うなら元鋸南二中がそうだったかと思っております。結構土盛りの方も広がったと私は記憶しております。

同一区域内の場合、一般的に考えて適用除外が普通かと思うんですけれども、これは、条例でわからないんで質問します。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

条例の第6条の第1項、第4号で町長が許可の必要がないと認める事業については規則で定めるということになっております。その中で、規則の中です、適用除外というような形の中で土地の整地を行う場合であって製品による盛り土または当該整地を行う区域以外からの土砂等の搬入を伴わない盛り土を行う事業については適用除外という

形を考えておりますので、事業区内での関係につきましては、適用除外という方向で今考えているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

はい、1番 渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

私の方から1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

まずその前にですね、この本条例については、鋸南町はですね、先ほど課長から説明があったように採石場等非常に多い中で、法にはかからないこの事業をこの条例で縛るということについては、非常に重要なことだというふうに認識をしております。

そういう中において、前回全協の中でですね、1点質問をさせていただきました。それはですね、その盛り土に対しての発生元の件について質問をしました。それは許可条件あるいは変更許可の中で網羅されてないという中でですね、規則で定めるというようなお話がありました。この条例の中では19条で土砂等の搬入の届け出ということは規定をされておりますけれども、例えば11条の許可申請あるいは16条の変更許可の中でその発生元等についてのことが明確になっておりませんが、それをですね、前回の全協の中では、規則でというような話がありましたけれども、その辺について、どのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

まあ、軽微な変更等については対象は規則で定めるということで考えておまして、今御質問の発生元の変更につきましては、今現在軽微な変更ではなくてですね、対象にしていきたいと考えております。ただ、軽微な変更の中では、例えば発生元のルートがですね、変わった場合等については、軽微な変更で対応するというようなことを考えておりますので、その辺につきまして規則で定めていきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

再質問、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

まあ、今課長の方からですね、軽微な変更ではなくてというようなことがありましたので、これはあの館山でもいろいろ問題になっております。そういう状況の中でですね、この辺については、重要なことだと思いますので、しっかりとその規則の中で定めていただいて、重要な変更というんですかね、その辺の対応ができるようお願いをしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 休 憩・午前 11 時 08 分 ……………
…………… 再 開・午前 11 時 20 分 ……………

◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 10 議案第 10 号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第 10 号「鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、介護保険法施行令が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から

施行されることに伴い、第1号被保険者の保険料率を現行の6区分から、9区分とするとともに、平成27年度から始まります、第6期介護保険計画の策定に伴い、保険料率を改正しようとするものでございます。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第3条では、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とするものでございます。

第1号では、世帯員全員非課税で、合計所得が80万円以下の方を規定しておりますが、年額が3万3,600円に、第2号では、世帯員全員非課税で、本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の方は5万400円に、第3号では、世帯員全員非課税で、本人の年金収入等が120万円を超える方は5万400円に、第4号では、世帯課税で本人は非課税で、合計所得が80万円以下の方は6万500円に、第5号では、世帯課税で本人は非課税で、合計所得が80万円以上の方は6万7,300円に、第6号では、本人が課税され合計所得が120万円未満の方は8万700円に、第7号では、本人が課税され合計所得が120万円を超え190万円未満の方は8万7,400円に、第8号では、本人が課税され合計所得が190万円を超え290万円未満の方は10万900円に、第9号では、本人が課税され合計所得が290万円以上の方は11万4,400円と規定するものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございますが、経過措置といたしまして、平成26年度以前の保険料は、なお従前の例によるものでございます。

また、新たな事業の介護予防や日常生活支援総合事業等につきましては、平成27年4月1日からは実施せず、現行の事業を実施しながら、平成29年度までに実施しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 11 議案第 11 号「指定管理者の指定について（都市交流施設）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

[総務企画課長 内田正司君 登壇]

○総務企画課長（内田正司君）

議案第 11 号「指定管理者の指定について」御説明を申し上げます。

去る、2 月の 9 日に、鋸南町都市交流施設の指定管理者選定委員会を開催いたしました。

本委員会において、指定管理者の候補者として決定いたしました、株式会社共立メンテナンスを指定管理者として指定いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設は、鋸南町都市交流施設でございます。

指定管理者となる団体は、東京都千代田区外神田二丁目 18 番 8 号「株式会社 共立メンテナンス」代表取締役社長佐藤充孝。

指定の期間は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まででございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行ないます。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第12 議案第12号 「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

○総務企画課長（内田正司君）

議案第12号「平成26年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）」について御説明を申し上げます。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ412万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,651万円とするものでございます。

各費目とも決算を見込んでの補正となっております。

それでは、歳出から御説明をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項、第1目、一般管理費でございます。13節豊かなまちづくり寄付金業務代行委託料113万8,000円の減額につきましては、寄付金180万円、寄付件数120件と見込み、減額の補正をお願いするものでございます。

第24節でございます。南房総広域水道企業団出資金につきましては事業費確定によりまして189万1,000円を減額するものでございます。

財源として、一般会計出資債200万円の減額を行うものでございます。

第4目企画費でございます。鋸南町まちづくり支援事業補助金、19節でございますが、20万円の減額となります。予算上は5団体への助成を見込みましたが、実績といたしまして3団体への助成となりましたので、減額をお願いするものでございます。

その下の諸費でございます。市町村、広域市町村圏事務組合負担金660万8,000円の減額につきましては、常備消防費の負担金の減額により、よるものでございます。

18ページをお願いいたします。

第9目の、都市交流施設整備事業費でございますが、事業の確定見込みによりまして、2,146万1,000円を減額するものでございます。

なお、充当する過疎債でございますが、内示額が4億6,000万円となったことから5,440万円の減額の補正をお願いするものでございます。

第10目、第11目につきましては緊急支援交付金充当事業でございますが、総務費に二つの目を新たに新設し、予算計上させていただきました。

第10目の地域消費喚起型・生活支援事業費でございます。これにつきましては、プレミアム商品券発行事業補助金で2,600万円の予算の計上をお願いいたしました。鋸南町商工会に事業の委託をするものでございます。

続きまして11目の地方創生先行型事業費でございます。3,671万8,000円を、予算をお願いいたしました。国庫補助金は3,118万9,000円でございます。実施しようとする事業の概要でございますが、8節の総合戦略推進委員報償51万3,000円、委員は15名の委託を予定しておりまして、4回の会議の予算をお願いしてございます。

11節の需用費でございます。消耗品181万2,000円につきましては、観光宣伝用のノベルティグッズや観光宣伝の半纏等の購入費用でございます。

防災備蓄費105万5,000円につきましては、粉ミルク、紙おむつ等子ども・幼児用の防災備蓄品等の購入を予定しております。13節の委託料でございます。地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定基礎調査業務委託費918万円、空き家バンクホームページ作成委託等につきましては55万円。これにつきましては、18節のですね、備品購入でございます。空き家情報管理システム備品80万円と併、空き家情報を発信するためのデータ収集、ホームページを開設し、情報の発信をしていこうとするものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

一番上でございますが、電子黒板システム導入及び運用支援業務委託789万3,000円につきましては、小学校4年生から6年生までの6教室と多目的室に電子黒板の導入をするものでございます。第19節の都市交流施設開設準備等補助金800万円、商店街活性化事業補助金400万円につきましては、勝山港通り商店会に助成するもので、商店街の一角にあります施設の整備を行うものであります。

結婚相談委員事業費補助金72万2,000円につきましては、婚活及び移住体験等のイベントを補助するものでございます。狩猟エコツアー事業補助金150万円につきましては

狩猟体験等を通じ農村集落の魅力を紹介しながら交流人口の増加を図っていく、図り、地域活性化につなげようとするものでございます。

以上申し上げました事業につきましては、今補正のためですね、全て 27 年度に事業を繰り越して実施するものでございます。

その次に選挙費でございますが、衆議院選挙費につきましては、実績によりまして、95 万 4,000 円の減額をするものでございます。

20 ページをお願いいたします。

第 3 款民生費でございます。一番上ですね、繰出金でございますが、国民健康保険特別会計繰出金 938 万 8,000 円につきましては、制度改正による軽減対象の拡大によりまして、基盤安定繰出金が増額となるものでございます。

21 ページをお願いいたします。

これも一番上の節でございますが、後期高齢者医療特別会計繰出金 222 万 1,000 円の減額、これにつきましては、保険基盤安定繰出金の減額によるものでございます。

第 7 目でございます。通所介護サービス事業費でございます。備品購入費、803 万 5,000 円の減額となりました。これにつきましては、特殊浴槽購入のですね事業費の確定によりまして減額をするものでございます。

22 ページをお願いいたします。

10 目の臨時福祉給付金給付事業でございます。実績によりまして、218 万 2,000 円の減額をするものでございますが、給付実績といたしましては、臨時福祉給付金 2,480 万円、件数といたしまして 1,357 件、給付対象人数は 1,833 人でございました。

23 ページをお願いいたします。

第 5 目でございます。子育て世帯臨時特例給付金給付事業費でございます。これも事業確定によりまして、98 万 8,000 円の減額をお願いするものでございます。

給付の実績につきましては給付金 616 万円、件数で 389 件、給付人数は 616 人でございました。

24 ページをお願いいたします。

3 目の環境衛生費でございます。修繕料 59 万 4,000 円につきましては谷田浄化槽ブロワーポンプの交換修理費にかかる費用をお願いするものでございます。

その他 19 節、合併浄化槽設置事業補助金等につきましては、実績により減額をお願いするものでございます。

第 5 目の病院費につきましても、繰出金 221 万 1,000 円の減額でございますが、防水工事等事業費確定により減額をお願いするものでございます。

第 5 款の農林水産業費でございます。3 目の農業振興費、19 節でございます。下から 2 番目ですね、被災農業者支援補助金 152 万 3,000 円の減額でございます。

昨年 2 月の大雪によります農業施設被災者に対する支援補助金につきましては 5,457

万 7,000 円を見込みましたが、実績事業費が確定いたしましたので減額をお願いするものでございます。なお、この事業にあたりまして、11 経営体で再建された施設が 14 施設、修繕をした施設が 2 施設、その他撤去等をした施設が 20 施設の実績となっております。

26 ページをお願いいたします。

土木総務費でございます。19 節の、住宅取得奨励金でございますが 390 万円の減額となりました。当初 30 件の予定でございましたが、実績が 20 件の見込みとなり減額するものでございます。今年度の奨励金の交付は 1,130 万円となるものでございます。

27 ページをお願いいたします。

第 8 款消防費、第 2 目の消防施設費でございます。昨年 10 月の台風によりまして B & G の玄関前に設置しておりました防災備蓄庫が損害をいたしました。本体そのものは工事保険で対応していただくものでございますが、この度教育委員会との協議によりまして、設置場所を西側の駐車場の方に移設をすることとなりました。移設にあたりましては確認申請の許可が必要なことから、確認申請手数料 13 万 7,000 円等をお願いするものでございます。

28 ページをお願いします。

第 9 款教育費、3 項中学校費、第 1 目の学校管理費でございます。工事請負費 183 万 6,000 円の減額につきましては、太陽光発電システム設置工事の事業の確定によりまして減額をお願いをするものでございます。

29 ページをお願いいたします。

民俗資料館費でございますが、18 節備品購入費につきましては、美術品の取得がなく減額をするものでございます。

6 項、保健体育費、3 目の町民体育施設費でございます。8 節の報償費でございます。記念式典講師謝礼 30 万円及び、その下需要費でございますが、消耗品費 38 万 5,000 円につきましては海洋センタープールの竣工記念式典におけます経費、合計で 68 万 5,000 円をお願いをするものでございます。

11 節の修繕料 112 万 9,000 円につきましては、プール暖房器具の修繕、建物表示文字修正等に係る費用をお願いをいたしました。

15 節の工事請負費でございますが、プール改修工事費確定によりまして 460 万円の減額をお願いするものでございます。

30 ページをお願いいたします。

10 款の災害復旧費でございますが、事業費確定によりまして、道路災害復旧工事費 494 万 1,000 円の減額をお願いいたします。

次、11 款の公債費でございますが、町債償還金の確定によりまして、償還元金につきましては 36 万 6,000 円の増額、償還利子につきましては 254 万 9,000 円の減額をするものでございます。

12 款の諸支出金でございます。財政調整基金積立金につき、11 万円につきましては、基金の運用利子を積み立てをするものでございます。豊かなまちづくり基金積立金 26 万 2,000 円につきましては納税寄付金の実績等によりまして減額をお願いするものでございます。

4 目の教育施設等整備基金積立金 100 万円につきましては、町内 1 名の方からの御寄附を頂きまして、それを基金に積み立てをするものでございます。

31 ページをお願いいたします。

奨学資金貸付基金積立金 100 万円につきましても町内の 1 名の方からの寄付金を財源といたしまして基金に積み立てをするものでございます。

その他美術品取得基金積立金 17 万円につきましても、寄付金を財源に積み立てをするものでございます。

続きまして歳入の方の御説明を申し上げます。

10 ページをお願いいたします。

第 1 款の町税でございますが、収入実績を見込みまして、町民税から町たばこ税まで合計で 2,857 万 4,000 円の増額をするものでございます。

11 ページをお願いいたします。

15 ページをお願いいたします。

16 款の寄付金でございますが、先ほど基金のところでも申し上げましたが、豊かなまちづくり寄付金につきましては、実績等勘案いたしまして 26 万 2,000 円の減額をお願いしてございます。教育振興費の寄付金 200 万円につきましては、それぞれ基金の財源として活用させていただきました。

17 款の繰入金でございます。1 目の財政調整基金の繰り入れでございますが、3 月の予算調整の結果、4,712 万 3,000 円が不要となりましたので、繰入額を減額するものでございます。なお、今補正後の財政調整基金の残高は 7 億 9,126 万 8,000 円を見込んでいます。

その他基金からの繰り入れにつきましては、事業の確定等によりまして、減額の補正をお願いするものでございます。

第 17 款、失礼いたしました、19 款でございます。諸収入でございますが、雑入、6 目雑入、後期高齢者医療給付費負担金返還金 731 万円につきましては前年度の精算分の返還金となっております。

16 ページをお願いいたします。

第 20 款町債につきましては、事業費の確定によりまして、合計で 6,420 万円の減額をお願いするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費でございます。記載のございます 7 事業、合計で 6 億 2,172 万円と

なりますが、27年度へ繰り越しして事業を実施するものでございます。

7ページを、お願いいたします。

第3表は地方債の補正でございます。補正の限度額合計で6,420万円の減額となるものでございます。

32ページをお願いいたします。

地方債に関する調書であります。表の右下にございます、46億256万5,000円が平成26年度末の起債残高となる見込みでございます。

前年度と比較いたしまして、2,725万8,000円の減額となるものでございます。

33ページから34ページまでは給与明細書となりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

よろしく、御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑がないようですので。

あ、はい、3番 緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

あの、え、あの、理解不足の点もあるかもわかりませんので、その点を含んでいただいて、あの聞いていただきたいんですけども、18ページですね、えーと、目で言ったら11番、地方創生先行型事業費というのがありますね。これで今の御説明だと適用のところですね、総合戦略推進委員報酬、あ報酬、ほう、報酬って言うのかな。これで、15名で4回の会議をやるという具合に確か説明があったかと思うんですけども、えーと、どういう内容のことを考えられているのかね、えー、その説明のところの5行目あたりで、空き家バンクホームページ作成の委託、で、918万ですか、これも相当のお金を使うというようなことで、委託料としては、えーと1,011万ということですから、かなりのことですが、これはコンサルタントかなんかにお願いするのか、その辺をちょっと取りまとめて説明していただけますか。

そしたらその次の質問をもう1回します。

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

まずあの、委託料の地方人口ビジョン及び地方版総合戦略作成基礎調査業務の委託の関係でございますけれども、国から示されております手順で申し上げますとその人口ビ

ジョンですね。まずその、地域の現状分析と、将来展望等を行うと、それらを基にした中ですね、資料、それらのビジョンを踏まえた中で地域の実情に応じた今後5カ年の地方版の総合戦略、のですね、目標や施策を基本方向、基本的な施策をまとめるということの手順になっておりますので、その際にですね、いろんな先行事業等含めた中で、その事業として施策として取り入れることとなろうかと思えます。

それで、その総合戦略を決めていくにあたりまして、15名の方の委員さんをお願いして取りまとめをしていくと。

基本構想、基本計画等を作成する際に議員さんをお願いした経緯がございますので、その地方総合戦略版ということで御理解をいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

○3番（緒方猛君）

質問が答えられてないから。

委託料はどこにいくんですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

総合戦略、計画の策定につきましては、委託を考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、緒方猛君。

○3番（緒方猛君）

あの委託料がどこにいくのかっていうことについてはまだ今回答がなかったと思うんですね。コンサルタントに最終的なこのビジョンのですね、作成っていうのを、総まとめをしてもらうということなんだろうと思うんですが、えー、それがコンサルタントにあって、最終的なですね、この町の総合戦略なり、地方人口ビジョンの作成、まあ、私のあの、昨日の質問と関係があるからちょっと聞いているんですが、えーっと、会議ですね、15名で4回の会議をやると、えー、この推進委員がですね。この会議はですね、あの私は過去に今ありますあの、昭和、平成か、平成22年からの、10年間の総合計画を、町の総合計画をつくってますよね。あの懇談員に私はあの、公募でならさせていただきました。その説に13名の懇談員で5回の会議をやりました。基本的には2時間です。だけど実質的には2時間から3時間毎回やって、5回やりました。だけどこれはね、5回くらいやってもですね、本当に形式的で、私どもが5回やった内容が総合計画に、どこに入っているのかわけ分からん、というぐらいの内容でしか議論はできません。で、それをですね、今回15名で4回やって、これ、なんて言いますかね、地方版ビジョンの、計

画をつくったりですね、総合戦略の案を作成したりというようなことの、えーと、力にはとてもなる内容じゃないと思うんですね。だから本腰でやるんだったら、もっとしっかりやると、例えば今南房総市は16名の男性と4名の女性のチームをつくって1年がかりでやろうとしているんですね。これ、4回くらいでどの程度のことを期待しているんですかね。僕は不十分だと思うんですよ。本当に町の実状を知った人が計画をつくらないかね、またコンサルタントがつくったらですね、コンサルタントは引き出しいっぱい持ってるわけですから、なんかちょろっと言えばですね、どこの引き出しでも開けてですね、ここの計画、ポツ、とつくってくれると思うんですよ。見なくたって。そんな結果つくったって、実際にはあの、役に立たないって言ったら語弊がありますがけれども、実状を知ったね、本当の計画じゃなければあまり最終的には活かされないと、今の総合計画も私はそうだと思っているんですよ。だからどの程度のことを考えた計画なのかね、もうちょっと具体的に説明していただきたいという具合に思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

まずあの、地方版総合戦略の中でですね、国の示されている基本目標というものがございます。その中では地方における安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れをつくる。それから、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える、時代にあった地域づくりで安心な暮らしを守るとともに地域地域の連携を図るといような一つの基本目標がありまして、それに基づきましてそのパッケージとしての施策等が示されているわけで、いるわけでありまして。

それらをですね、当然実効性のあるものとして事業の評価目標、KPIでありますとか、PDCAサイクルを導入して事業の実効性を高めていくというのが基本方向になっております。

それであの、計画そのものですね取りまとめはコンサルに委託をいたします。したいと考えております。それで、ただその積み上げの部分ですね、具体的な施策につきましても当然職員がですね、それぞれの部署のものがかかわって積み上げをしていくわけでございます。その取りまとめの段階におきまして、プロセスの中でその、審査員さんですね、推進委員さんに御説明をさせていただきまして、御意見等をいただく中でまとめあげていくということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

再質問はありますか。

はい、3回目です。最後です。

○3番（緒方猛君）

えーと、これで最後にします。

あの、項目にありますようにね、地方創生先行型事業、これ生易しいものじゃないと思うんですね。で、それで国の政策で、各地方自治体が全部、あの、この1年間でですね、その計画をつくって実行しようと、あの、やったからって言ってできるものでもないと思うんですね。

私の反省は、えー、あの一、その、あの、この、地域ですね、職員さんを含んでも結構です。で、そのメンバーの力を存分に発揮していただいた計画にさせていただくということを大前提にさせていただきたい。

コンサルタントはね、あの、本当の最後の最後、に、するくらいの考えでいかないと、4回の会議の後ですね、コンサルタントにまとめてくれて言ったらすね、真にこの町のね、足りないところ、不十分なところ、やらなきゃならんことというのが、あの、えー、あの、なんて言いますかね、えー、あの、問題が十分出きらないうちにですね、コンサルタントがこの計画をつくってしまうということにならないように、希望しておきたいという具合に思います。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

はい、1番 渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

私の方から2点ですね、質問をさせていただきたいと思います。

まずあの、1点目は、まあ、1点目も2点目もそうなんですけれども、18ページの11目のやはりですね、地方創生の事業の関係になります。委託料の関係ですけれども、まあ、この事業についてはですね、やはり国の事業として良い悪いは別にしてですね、やっぱり大いにまあ利用すべき事業だというふうに思っています。その中で限られた職員数の中ではですね、やはりこの委託料という形でのまあ、業者の力を借りてということが必要なことだろうと思いますが、まあ、緒方議員ともちょっと重複する部分もあろうかと思えます。総務課長の中にあつたように職員の力というものもありましたけれども、その辺の職員の力ということについての、まあ、この事業に対する取り組みについての組織ですね、えー、庁内の組織についての考え方、まあ、南房総市の方ではもうすでにできているというような話もあつたわけですけれども、その辺についての取り組みに対する庁内ですね、組織の状況について、あの、その辺ができていれば、まず1点お答えを願いたいと思います。

2点目ですが、次のページをですね、んー、やはり地方創生事業の今度は19節になりますが、私が聞き洩らしたかもしれません。えー、商店街活性化事業補助金ということで、400万が計上されています。商店街の活性化についてはですね、非常に重要なことだというふうに思っていますが、その辺の補助金が、私がまあ、聞き洩らしたと申し上げ

ましたけれども、その辺の具体的な取り組みの内容がわかっているならばその内容についてもですね、お聞かせいただければと思います。

以上2点ですね。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 内田正司君。

○総務企画課長（内田正司君）

まず1点目のですね、組織、町の体制ということで、の御質問でございますが、実はこの短期間の中でですね、この事業をですね、予算化する計画をしていくということは、非常にまあ時間がない中で取り組んできたわけでございますが、その際にやはりですね、地域それぞれ担当のですね、担当の職員が集まって会議等をしております。それでチームという、特別のなんとか室というようなことではなくて、これはやっぱり各課からですね、人選をされまして、一つ、プロジェクトのような形で事業を進めていくような形になろうかと思っております。

ただ、そのことはですね、この計画の取りまとめの段階ですすでにまあ、同じようなことをですねやっていると、役場の中ではそういう、すでに取り組んでいると理解しております。ただ、正式になんとかプロジェクトチームというようなことにつきましては、えー、という形では公表しておりませんが、作業的、まあ、実務としての内容は同じような取り組みをすでに始めているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

もう1点。

地域振興課長 菊間幸一君。

○地域振興課長（菊間幸一君）

商店街活性化事業補助金の関係でございますが、これにつきましては、勝山の港通り商店街の一角に旧消防署の施設があります。あそこを改修いたしまして、地域のお年寄りや子どもの憩いの場所とするとともにですね、港通り商店街のオリジナルの商品の開発等をですね、行っていきたいということで、港通り商店街の方に補助金として流すというような形になっております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

はい、再度の質問になりますが、1点目の関係ですけれどもね、先ほども言いましたけれども、とにかく、限られた人数の中でのですね、限られた期間でのこの作成という中では大変なことだと思いますが、いずれにしてもこの事業はですね、かなりこの大き

な事業になりますし、町にとっても非常に重要な事業だと思います。したがって、明確にその辺の組織と言いますか、はっきりと、これ大変な仕事ですよ、自分の仕事をしながらさらにこの事業に取り組むということは大変なことだと思いますけれども、まあやっぱり、その辺を明確にさせていただいて、町のこの事業に対してですね、非常にまあ大きな活用をできる事業にさせていただくような組織、はっきりとした組織をつくりあげて実施をしていただくように要望してですね、終わりたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

要望ということでよろしいですね。

他に質疑はございますか。

3番 緒方猛君。

すいませんちょっと。

失礼しました。

予算については3回までということになっていますので。

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

午後1時30分から再開ということで、よろしくお願いいたします。

…………… 休 憩・午後12時02分 ……………

…………… 再 開・午後 1時30分 ……………

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第13 議案第13号「平成26年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第13号「平成26年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

平成26年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足の調整をお願いするもので、1,649万7,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億1,107万9,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、2項徴税费、3項運営協議会費は、決算を見据え不用額を減額するものでございます。

4項趣旨普及費の需用費につきましては、国保制度周知用パンフレットの作成にかかる費用として17万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、療養給付費の動向を勘案し、491万4,000円を減額補正するものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費につきましては、退職被保険者数の減及び月額療養費の見込みにより1,700万円を減額補正するものでございます。

3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者等療養費につきましては、交付金等の額の確定により財源内訳の変更をするものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、高額療養費の給付動向を勘案し、363万9,000円の減額をお願いするものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費につきましては、交付金等の額の確定により財源内訳の変更をするものでございます。

14ページをお願いいたします。

5項出産育児諸費、1目出産育児一時金につきましては、当初8件の見込みでしたが、

6件の見込みとなりましたので、84万円の減額をするものでございます。

6項葬祭諸費につきましては、月例見込みにより30万円を減額するものでございます。

3款後期高齢者支援金等、第4款前期高齢者納付金等。

次のページ15ページをお願いいたします。

5款老人保健拠出金、6款介護納付金につきましては、額の決定に基づき、補正お願いするものでございます。

7款共同事業費拠出金、1目高額医療費拠出金及び3目保険財政共同安定化事業拠出金は、それぞれ本年度の拠出額が決定されたことにより、合わせて505万円を減額補正するものでございます。

16ページをお願いいたします。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費につきましては、受診実績に基づき、合計で405万9,000円の減額補正をするものでございます。

2項保健事業費、3項特別総合保険事業費につきましては、事業費の確定により減額をするものでございます。

17ページをお願いいたします。

9款基金積立金、1目財政調整基金積立金でございますが、地方財政法第7条の規定により、繰越金の2分の1を超える額を基金に積み立てるため、3,365万4,000円を積み立てしようとするものでございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金につきましては、平成25年度精算分として、療養給付費負担金等の超過交付された分を返納するものでございます。

3項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金につきましては、鋸南病院での施設整備分として81万円の繰り出しをするものでございます。

2目一般会計繰出金は、前年度の精算により158万5,000円を返還しようとするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1款国民健康保険につきましては、直近の調定額により確実な保険料収入を見込んでそれぞれ補正しようとするものでございます。

8ページ下段から次のページ、9ページ上段にかけての、2款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、実績や概算交付額の決定により、それぞれ補正しようとするものでございます。

3款療養給付費等交付金ですが、退職被保険者に係る社会保障、失礼しました。社会保険診療報酬支払基金からの交付金であり、交付額の変更決定により、それぞれ補正しようとするものであります。

4 款前期高齢者交付金につきましては、交付決定に基づき減額するものであります。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金及び2 目特定健康診査等負担金につきましては、概算交付額決定に伴う補正でございます。

2 項県補助金、1 目財政調整交付金につきましては、現在確実に見込まれる額として合計で、640 万円を増額補正しようとするものでございます。

10 ページをお願いします。

6 款共同事業交付金ですが、1 目高額医療費共同事業交付金及び2 目保険財政共同安定化事業交付金は、ともに事業費の確定に伴い、合わせて 1,422 万 3,000 円を減額補正しようとするものでございます。

7 款繰入金、1 目一般会計繰入金につきましては、それぞれ額の確定により、938 万 6,000 円を増額補正をしようとするものでございます。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金の繰入金につきましては、事業等の交付金確定に伴い、200 万円を減額しようとするものでございます。

8 款繰越金につきましては、前年度の繰越金が 6,727 万 1,000 円でしたので、4,227 万円を増額補正するものでございます。

次のページ、11 ページをお願いします。

9 款諸収入、2 項雑入、3 目一般被保険者返納金につきましては、労働者災害補償保険該当により、被保険者からの診療費 174 万円が返納されるものでございます。

6 目雑入、190 万 4,000 円を増額補正につきましては、国保連合会から保険者支援金として交付されるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑がな、はい、1 番 渡邊信廣君。

○1 番（渡邊信廣君）

1 点だけお伺いしたいと思います。

いいですか、16 ページになりますけども、特定健診事業のですね、中のことなんですけど、これはあの、予防事業としてまあ非常にあの、重要な事業だと思います。そういう中で、まあどのくらいの方が受診をされているのか。またあの、昨年と比べてどうなったのか、その辺についてをですね、お聞きできればと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、税務住民課長 福原傳夫君。

○税務住民課長（福原傳夫君）

国保の対象者、受診対象者ですけれども、2400、26年度についてですけれども、2,444人いまして、受信者が644人ということで、率にして、26.4%です。昨年の実績ですが、対象者が2,547人に対して683人、受診率にして26.8%という結果でございました。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

皆さん努力はされていると思いますけれどもね、こういう予防事業をすることによって、また、増やすことによって、病気をですね、早期発見、早期治療というようなことになろうかと思っておりますので、この辺についてもですね、まあ、できる限りこれからも検診者を増やすように努力をしていただくことをね、要望をしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑がございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

現案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第14 議案第14号「平成26年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

[税務住民課長 福原傳夫君 登壇]

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第14号「平成26年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

今、補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出それぞれ24万8,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億888万5,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

1款総務費、1目総務管理費及び2項徴収費につきましては、実績に基づき、補正をするものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、額の確定により75万5,000円を増額補正をお願いするものでございます。

3款保健事業費、1目保健事業費ですが、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託されている、後期高齢者検診事業の確定に伴い、合計で41万2,000円の減額をしようとするものでございます。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、実績に応じて49万円の減額をしようとするものでございます。

8ページをお願いします。

2項繰入金につきましては、25年度一般会計からの繰入金、繰出分の精算として52万5,000円を、一般会計に返納するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料につきましては、被保険者の異動に伴い、それぞれ、増額補正をお願いするものでございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金は、事業の確定に伴い、222万2,000円の減額補正をするものでございます。

3款繰越金につきましては、前年度繰越金225万7,000円を計上いたしました。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金につきましては、実績に応じて、49万円を減額するものでございます。

4項受託事業収入につきましては、千葉県後期高齢者広域連合から事業委託されております、後期高齢者検診事業の確定に伴い、36万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第15 議案第15号「平成26年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第15号「平成26年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ5,738万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,717万9,000円とするものでございます。

当初予算におきましては、第5期介護保険事業計画に基づいて給付費等見込んだとこ

ろでございますが、決算見込み、実績見込みによりまして、各サービス給付費等を増減させていただきました。

初めに歳出から説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費でございますが、合計で4,851万1,000円の増額となるものでございます。

これは、第1目の居宅介護サービス給付費、及び第2目の地域密着型介護サービス給付費における利用者の増が、主な理由でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入関係でございますが、決算を見込んだ歳出予算額に合わせまして、それぞれの国・県、支払基金、町等の負担分を計上したものでございます。

7ページをお願いいたします。

第6款繰入金、第2項基金繰入金、第1目の介護給付費準備基金繰入金につきましては、481万3,000円増額いたしまして、基金の取り崩し額を2,585万円とするものであります。

なお、基金につきましては、9月補正で91万円の積み立てをお願いしましたので、平成26年度末の基金残高は、736万3,000円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第16 議案第16号「平成26年度鋸南町鋸南病院特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第16号「平成26年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

初めに2ページをお開き願います。

実施計画に基づき、御説明申し上げます。

初めに収益的収入では、第1款病院事業収益に140万1,000円を減額し、補正後の総額を2,438万1,000円とするものでございます。

第1項医業収益、第1目その他医業収益の72万9,000円の減額は、きさらぎ会からの文書料収入見込みが減となったものでございます。

第2項医業外収益、第2目他会計補助金は、直営診療施設の運営費として国保調整交付金が交付されますので、国保会計からの補助金81万円を増額、及び医業費用確定に伴い一般会計補助金を減額するものであります。

次に収益的支出につきましては、227万円を増額し、補正後の総額を5,794万1,000円とするものでございます。内訳であります、第1目経費の153万6,000円の減額は、特殊建物検査委託料等の減でございます。

第3目指定管理者交付金の13万5,000円は、国保会計補助金81万円から、文書料の67万5,000円を減額し「鋸南きさらぎ会」へ交付するものでございます。

第2項医業外費用、第2目の雑支出367万1,000円は、資本的収支で計上いたします建設改良費に伴う仮払消費税調整分でございます。

次に、資本的収入及び支出であります、支出の建設改良費72万9,000円の減額は、病院3階改修及び屋上防水工事の事業費確定によるものでございます。

また収入でも、一般会計出資金におきまして、同額を減額しようとするものでござい

ます。

3ページをお願いいたします。

平成26年度のキャッシュフロー計算書であります。平成26年度末における資金残高は、995万3,000円と見込んでおります。

4ページから6ページは、平成25年度の損益計算書及び貸借対照表、7ページ・8ページは平成26年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、1番 渡邊信廣君。

○1番（渡邊信廣君）

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

2ページですね、資金的収入及び支出の欄の建設改良費の町からの助成の中のことについての確認であります。

3階、屋上ですね改修と、3階の改修ということで、療養型病床をつくったことは鋸南町にとって非常にまあ良いことではないかなと思います。多分34床ですかね、療養型病床をつくったことは。で、まあ、その中で過去に看護師が足りないとかいろいろなことがあって、まあ、実際には今現状がですね、その療養型病床についてどのような状況になっているか、お聞かせいただければと思います。

○議長（伊藤茂明）

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

はい、お答えいたします。

現在3階を改修いたしまして、療養型病床としては、34床ございます。2階が32床ですので、合計いたしまして64床病床がございます。ただし、きさらぎ会の方で、確かに看護師がちょっと不足しております。現在9床、休床、9床休床しております。実稼働が25床、3階が25床となります。1階の病床と合わせて57床が現在稼働してございます。

○議長（伊藤茂明）

よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第17 議案第17号「平成26年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

水道課長から説明を求めます。

水道課長 山崎友之君。

〔水道課長 山崎友之君 登壇〕

○水道課長（山崎友之君）

議案第17号「平成26年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」御説明申し上げます。

今補正予算は、事業の完了等、額の確定による補正をお願いするものであります。

それでは、予算書の3ページをお願いします。

実施計画により説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、第1款水道事業収益を21万6,000円減額し、4億9,322万8,000円にしようとするものです。

内訳であります。第1項営業収益、第2目受託工事収益は、年度末まで受託工事の見込みがないと思われることから、減額するものであります。

第3目その他営業収益は、消火栓工事に係る負担金が確定したことにより、44万2,000

円を減額するものであります。

第2項営業外収益第3目県補助金は、補助金の確定により、80万3,000円増額し、7,780万3,000円にしようとするものであります。

第5目長期前受金戻入は、地方公営企業法の改正に伴い、「みなし償却制度」が廃止され、国庫補助金等を対応する事業の償却年度に按分したしたことにより、42万3,000円を減額するものです。

第6目雑収益は、原発事故による損害賠償金の受け入れ額12万6,000円をお願いするものです。なお、損害賠償金の内容は、原水及び浄水の放射能測定に係る費用でございます。

支出では、第1款水道事業費を334万1,000円増額し、4億8,836万5,000円にしようとするものです。

内訳であります。第1項営業費用第1目原水及び浄水費から、第4目総係費までは、事業費確定による減額であります。

第6目資産減耗費は、配水管布設工事、浄水場ろ過池改修工事及びダンプトラック購入により、既存の資産を処理する費用で、511万8,000円を増額し、512万8,000円にしようとするものです。なお、資産減耗費は、減価償却費同様、現金の伴わない費用です。

第2項営業外費用第2目消費税は、収益的支出における委託料及び修繕費の減、資本的支出の建設改良費の減に伴い、75万9,000円を増額しようとするものです。

第4項第2目過年度損益修正損6万7,000円は、9件分の不納欠損をお願いするものです。

4ページをお願いします。

資本的収入及び支出のうち、収入では、第1款資本的収入を800万円減額し、7,000万円にしようとするものです。

これは、事業費確定により、企業債800万円を減額するものです。

支出では、第1款資本的支出を755万4,000円減額し、2億137万7,000円にしようとするものです。

第1項建設改良費第1目営業設備費から第3目浄水施設改良費までは、事業費確定により減額しようとするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額、1億3,137万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で同額補てんをお願いするものです。

5ページをお願いいたします。

平成26年度鋸南町水道事業会計予算予定キャッシュフロー計算書でございますが、平成26年度末における資金残高は、2億4,566万8,000円となる見込みでございます。

6ページから8ページは、平成25年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表。

9ページ、10ページは平成26年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので後ほど御参

願います。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第18 議案第18号「平成27年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

副町長より、議案の重点説明を求めます。

副町長 川名吾一君。

〔副町長 川名吾一君 登壇〕

○副町長（川名吾一君）

それでは、平成27年度鋸南町一般会計予算について、御説明を申し上げます。

当年度の予算編成方針につきましては、当初、町長からですね提案理由において、述べさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

なお、本定例会におきまして予算審査特別委員会が設置され、御審議をいただくのことでございますので、私の方からは全般的な事項を主に御説明をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最初に、平成 27 年度鋸南町一般会計予算の総額は、40 億 4,401 万。すいません。40 億 441 万 8,000 円と決めました。前年度予算額 39 億 454 万 3,000 円と比較しまして、9,987 万 5,000 円、率といたしまして、2.6%の増となるものでございます。

増額の要因となりました主なものにつきましては、都市交流施設整備事業につきまして、前年度比で 1 億 9,662 万 3,000 円の増額で計上いたしましたこと。また、橋梁の長寿命化修繕計画によりまして元名大橋の橋梁補修工事費 6,500 万円を計上したこと等によるものでございます。

それでは、歳出から主要事業等について御説明申し上げますので、ページ数、26 ページの方をお開き願ひしたいと思います。

26 ページの下段からページ 27 の上段にかかるわけではありますが、2 款総務費、1 項の総務管理費関係では、1 目の一般管理費中ですね、12 節の役務費中、クレジットカード取扱手数料 10 万 5,000 円、13 節委託料中、豊かなまちづくり寄付金業務代行委託料 1,065 万円を計上いたしました。平成 27 年 1 月からふるさと納税推進事業としまして開始をいたしました「豊かなまちづくり寄付金業務代行委託料」は、代行業者を通じました寄付金を 1,500 万円と見込み、業務代行手数料と特典品の代金を合わせたものでございます。

続きまして、28 ページをお開き願ひしたいと思います。

上段に、24 節の南房総広域水道企業団出資金 3,247 万 4,000 円を計上いたしております。平成 27 年度から 28 年度に予定をしております非常用発電装置の設置事業に係る出資金が 1,584 万 6,000 円、そして新たに加わったため、前年度比 1,736 万円の増となりました。

続いて 29 ページをお開き願ひいたします。

下段の方にはございますが、3 目の財産管理費、15 節の工事請負費でございます。保田倉庫建築工事は 1,500 万円を予定をいたしました。木造平屋建て、延床面積は 159 平方メートルで、倉庫機材庫と作業ヤードを兼ねた、兼ね備えました倉庫の建築を行います。建築場所については保健福祉課、保健福祉総合センター、すこやか、東側の、旧一中の敷地内を予定しているところでございます。

続いて 30 ページをお開き願ひいたします。

中段になりますが、4 目の企画費、13 節中委託料、後期総合計画策定業務委託、委託業務、策定業務委託は、248 万 4,000 円を計上いたしました。現行の基本構想をもとに、平成 28 年度から平成 32 年度までの鋸南町総合計画後期基本計画を策定いたします。

3 月補正予算でお願いをしております、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に関わります総合戦略推進委員に、総合計画審議委員も兼ねていただき、効果的な、効率

的な検討体制によりまして計画策定を推進いたしたいと考えております。

続きまして、31 ページをお開き願います。

上段にございますが、6 目の諸費でございます。19 節負担金補助及び交付金中、広域市町村圏事務組合負担金は、主に常備消防費における合同庁舎建設に伴う公債費の増等によりまして、前年度比 1,139 万 2,000 円増の 2 億 1,945 万円を計上いたしました。

続きまして、9 目の都市交流施設整備事業費、前年度比 1 億 9,662 万 3,000 円増の 2 億 2,380 万 7,000 円を計上いたしました。平成 24 年度の基本調査から始まった本事業も、いよいよ平成 27 年の 12 月のオープンを見据え、工事が着工いたしました。平成 27 年度は、主に外構工事と太陽光発電システムの設置工事を行う予定でございます。また、施設の指定管理委託につきましては、本予算にて 2,320 万円、また平成 27 年度から平成 32 年度までで 4,050 万円の債務負担行為を設定をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 6,834 万 7,000 円と県の再生可能エネルギー導入推進基金事業補助金等の 4,442 万 7,000 円、そして過疎対策債 5,200 万円を充てる予定となっております。

オープンに向けまして、準備を着実に進めてまいりたいと思っておりますが、皆様の御理解と御協力を得る中で、この施設を軌道に乗せることが町の責任であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、34 ページの下段から 35 ページの上段にかけて御説明いたします。

3 項の戸籍住民基本台帳費では、1 目の戸籍住民基本台帳費、13 節委託料、社会保障・税番号制度連携システム構築委託。そして、19 節負担金補助及び交付金中の社会保障・税番号制度中間サーバ利用等負担金及び関連事務委任交付金は、マイナンバー制度導入に関する、係る負担金でございます。合計で 856 万 9,000 円を計上いたしました。まだあの、まだまだ国の方からですね、細かな説明は漠然としたところがございますが、その準備を着実に進めてまいりたいと、このように考えております。

続いて 39 ページをお開き願います。

中段になります。3 款の民生費、1 項社会福祉費関係では、1 目社会福祉総務費、28 節繰出金でございます。国民健康保険特別会計繰出金は、前年度比 1,950 万 4,000 円増の 8,991 万 5,000 円で計上いたしております。

増額の主な要因は、保険料軽減対象の拡大に伴いまして基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の繰出金が増額となる見込みのためでございます。

続いて、続きまして、40 ページをお開き願いたいと、お開き願います。

下段になります。3 目の老人福祉費、19 節負担金補助及び交付金中、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は、前年度比 765 万 9,000 円増の 1 億 3,679 万 6,000 円で計上いたしました。増額の主な要因は、医療諸費見込み額の増によりまして、町が負担する医療給付費負担金が増額となるためでございます。

そして、そのすぐ下でございますが。

28 節の繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金は、前年度比 154 万 6,000 円減の 3,505 万 3,000 円で計上いたしました。減額の主な要因は、保険基盤安定拠出金が減額となる見込みのためでございます。

続きまして、42 ページをお開き願います。

下段になりますが、5 目の介護保険費、28 節介護保険特別会計繰出金は、前年度比 55 万 6,000 円増の 1 億 5,861 万 7,000 円を計上いたしました。増額の主な要因は、事務費繰出金のうち認定調査費が増額となる見込みのためでございます。

続きまして、45 ページをお開き願います。

下段ですが、10 目の臨時福祉給付金給付事業費は 1,961 万 7,000 円を計上いたしました。消費税率の引き上げに際しまして、住民税非課税者等に与える負担の影響を緩和するため、暫定的臨時的な措置として、国からの給付金を給付するものでございます。本町におけます対象者はおおむね 2,850 人で、給付対象者 1 人につきまして 6,000 円の給付を行うものでございます。

続きまして、46 ページをお開き願います。

2 項の児童福祉費関係では、1 目児童福祉総務費、20 節の扶助費、子ども医療費扶助は、前年度比 780 万円増の 1,920 万円を計上いたしました。子育て支援策の一つとして、現行より助成枠を拡大し、平成 27 年 4 月から小学 4 年生から中学 3 年生までの通院 1 回の自己負担を 300 円とし、調剤は無料とすることといたしました。

ただし、所得制限を設けますが、町民税非課税世帯は無料となるものでございます。

続きまして、49 ページをお開き願います。

最初に 4 目学童保育費でございます。13 節の委託料に学童保育所改修工事設計委託は、としまして 450 万円を計上いたしておりますが、現在の学童保育所の場所に、幼稚園を移転する予定もあります。新しい学童保育所について、検討する必要があることから計上するものでございますが、議会の皆様とも十分御協議を重ねる中で対応してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

5 目の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は、前年度比 449 万 4,000 円減の 323 万 1,000 円を計上いたしました。消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、国から臨時的な給付措置を行うものでございます。本町の対象事業費は、対象児童はおおむね 700 人で、対象児童 1 人につきまして 3,000 円の給付を行うものでございます。

続きまして、53 ページをお開き願います。

4 款の衛生費でございます。1 項保健衛生費関係では、3 目の環境衛生費、19 節の負担金補助及び交付金中、一般廃棄物処理施設整備負担金 1,128 万 1,000 円を計上いたしました。

南房総市に建設を予定しております一般廃棄物、し尿でございますが、処理施設の整備及び運営管理につきましては、南房総市と協定を締結し、その必要な経費を人口に応じて按分し負担することとなっております。平成27年度の事業費は6,527万4,000円で、生活環境影響調査や基本設計、そして地質調査等を行う予定でございます。

同じページの、5目の病院費、28節繰出金、鋸南町、鋸南病院事業会計への繰出金は、前年度比6,072万6,000円減の5,702万3,000円を計上いたしました。

減額の主な要因は、前年度には防水改修工事5,027万9,000円の繰り出しがあったためでございます。繰出金の内訳は、起債の元利償還金が4,671万7,000円、運営費補助で、ほかで1,030万6,000円となっております。

続きまして、54ページをお開き願いたいと思います。

2項の清掃費関係では、1目の清掃総務費、19節の負担金補助及び交付金中です。鋸南地区環境衛生組合分担金は、前年度比784万7,000円減の1億3,150万5,000円で計上いたしました。減額の主な要因は、前年度をもって起債の元利償還が終了し、公債費分の負担がなくなったためでございます。

3項の水道費では、1目の水道費の28節繰出金、水道事業会計への繰出金は、前年度とほぼ同額の8,065万4,000円で計上いたしております。

繰出金の内訳は、高料金対策繰出分が、前年度と同額の8,000万円。水道事業会計職員の児童手当費繰出分が、前年度比6万2,000円減の65万4,000円となっております。

続いて、56ページをお開き願います。

5款農林水産業費、1項の農業費関係では、3目の農業振興費中に有害鳥獣対策経費を合計で1,435万4,000円を計上いたしました。前年度と比べまして717万6,000円となっております。

年々増加している有害鳥獣からの被害を防ぐため、被害防止対策の実践的な活動を担う、鳥獣被害対策実施隊員20名に対する報酬をはじめ、鋸南町有害鳥獣対策協議会に対する被害防止対策業務の委託や事業に対する交付金等を計上してございます。

続きまして、60ページをお願いいたします。

このページの3項水産業費関係では、4目の漁港建設費、勝山漁港関係でございます。19節の負担金補助及び交付金中、農山漁村地域整備事業負担金は、前年度と同額の1,250万円を計上いたしました。県営勝山漁港の沖北防波堤25メートルの整備事業費を、整備事業費1億円のうち、町と勝山漁協の地元負担分を計上いたしました。負担割合は町8.75%の875万円、勝山漁協3.75%の375万円となります。

そして、5目の漁港建設費、これは保田漁港の関係です。前年度と同額の2,510万円を計上いたしました。平成27年度は引き続き町営保田漁港内の道路補修工事215メートルと、その積算委託を行う予定でございます。負担割合は、国と町がそれぞれ50%ずつの負担となるものです。

続きまして、62 ページをお開き願いたいと思います。

ここでは6 款の商工費の関係ですが、1 項商工費関係では、3 目の観光費でございます。15 節工事請負費で、大黒山下観光トイレ修繕工事 167 万 6,000 円を計上いたしました。県の観光地魅力アップ推進事業補助金を活用しまして、老朽化した大黒山下トイレをリニューアルをするものでございます。

続いてページ数、64 ページをお開き願います。

下の方でございますが、7 款の土木費の関係です。1 項の土木管理費関係では1 目の土木総務費、19 節の負担金補助及び交付金中、住宅取得奨励金は、前年度比 140 万円増の 1,660 万円を計上いたしました。本町への定住促進と地域経済の活性化を図ることを目的に、町内で新築住宅を建設、建築又は購入し、一定の条件を満たす方を対象としまして最高で 100 万円の奨励金を交付しようとするものでございます。

財源につきましては国から 830 万円の補助を受け、町負担額 830 万円には、これまで過疎対策事業に充てる目的で積み立ててまいりました、過疎地域自立促進特別事業基金を取り崩して、全額充当する予定でございます。

続きまして、66 ページをお開き願いたいと思います。

2 項の道路橋梁費関係でございますが、2 目道路維持費、15 節工事請負費、橋梁補修工事 6,500 万円を計上いたしております。橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、計画的かつ予防的に元名大橋、延長 25 メートルでございますが、の補修工事を実施いたします。財源に国の社会資本整備総合交付金 4,563 万円を充当いたします。また、次年度以降に予定をしております 2 カ所の橋梁補修工事の設計も委託する予定となっております。

そして、3 目道路新設改良費、3015 号線でございますが、前年度比 1,000 万円増の 3,501 万円を計上いたしております。継続事業としまして市井原から横根地区に向かう町道 3015 号線の道路改良工事を行うもので、平成 27 年度はカルバ、カルバート工 23 メートル、現場打水路工 63 メートルを実施する予定でございます。本事業は国の地域再生基盤強化交付金 1,750 万円を充当し実施してまいります。

続きまして、68 ページをお開き願います。

8 款の消防費でございます、1 項の消防費関係では、2 目消防施設費、13 節の委託料中です。地域防災計画策定業務委託は、前年度からの継続事業で、449 万 4,000 円を計上いたしております。

平成 11 年 3 月に策定しました地域防災計画につきましては、防災基本計画、千葉県地域防災計画との整合性を図り、現下の諸情勢に合わせた計画の見直しを行ってまいります。財源には東日本大震災復興基金を取り崩し、全額充当する予定でございます。また、平成 27 年度中に防災会議を開催しまして、計画策定の推進と内容の審議をお願いしたいと考えております。

続いて 69 ページをお願いいたします。

18 節の備品購入費でございますが、災害や不測の事態に備えまして、デジタル戸別受信機 40 台の購入 200 万円、保健福祉総合センター内、総合センターに配備の、移動系無線機の更新で 28 万 1,000 円、携帯電話の電波を使って、通信することができるトランシーバー 11 台を消防団に配備するため 99 万 3,000 円の計上を予定しております。予定いたしました。

続いて、75 ページをお開き願います。

9 款の教育費関係に入りますが、3 項の中学校費、1 目の学校管理費、15 節の工事請負費でございますが、グラウンド整備工事は 602 万 8,000 円を計上いたしております。鋸南中学校のグラウンドと野球場の表層処理を、表層処理を行う整備工事を予定をしている、いるところであります。

そして、77 ページでございますが、ここに 4 項幼稚園費、13 節の、1 目の幼稚園費の中の 13 節委託料、ここに幼稚園の改築工事設計委託 2,260 万円を計上しておりますが、これも先ほど学童保育所の設計等の関係で御説明いたしました。学童保育所との関係性もありますので十分検討する中で、検討を重ねる中でですね、対応してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

そして、ページ数今度、86 ページをお開き願います。

7 項の学校給食センター費です。1 目学校給食センター費、14 節の使用料及び賃借料中、食器等洗浄機賃借料は 278 万 7,000 円を計上いたしております。

老朽化に伴う更新によりまして、債務負担行為を平成 27 年度から平成 34 年度までの間 2,229 万 6,000 円を設定し 8 年のリースをしようとするものでございます。

続きまして、88 ページをお開き願います。

11 款の公債費でございます。1 目元金と 2 目利子の合計は、前年度比 9,577 万 6,000 円減の 5 億 1,607 万 7,000 円で計上いたしております。

平成 26 年度に償還を終了した地方債が、1 億 1,152 万 8,000 円となったことから、前年度より大きく減額となったものでございます。

続きまして、歳入関係の御説明に入らせていただきたいと思います。

ページ数は 13 ページをお開き願いたいと思います。

ここの 1 款の町税であります。町税の総額は、7 億 3,428 万 1,000 円でございます。前年度比 794 万 4,000 円、1.1%の減といたしました。減額と、減となった主な要因は、固定資産税の評価替えに伴う課税標準額の減と、景気の低迷や新税率の影響による法人税が減額となったことによるものでございます。

続いてページ数、14 ページから 15 ページにかけて、御説明申し上げます。

2 款の地方譲与税から 8 款の地方特例交付金につきましては、国からの交付を見込み、合計で 1 億 3,420 万 1,000 円を予定いたしました。

前年度比 970 万円、7.8%の増となる見込みでございます。

増額の主な要因は、消費税率の引き上げ後により、今後、消費が回復するとの見込みの中から、地方消費税交付金が、前年度比 640 万円増と見込まれるためでございます。

続いて、9 款の地方交付税であります。前年度比 700 万円減の 17 億 4,000 万円を予定いたしました。

その内、普通交付税は、前年度比 900 万円減の 16 億 5,000 万円、これは平成 27 年度の国の交付税総額が前年度比 0.8%減の見込みでございます。試算による見込額の結果も踏まえ、予算計上額は 0.5%減といたしましたものでございます。

また、特別交付税は特に大きな増減要因がないことから、前年度比 200 万円増の 9,000 万円としたところでございます。

続いて 17 ページをお願いいたします。

17 ページの中段の方、13 款の国庫支出金から 21 ページの中段までですが、ここに 14 款県支出金が計上されております。各事業の特定財源でありますので、予算審査特別委員会におきまして各課の説明の中で、御説明申し上げさせていただきます。

続いて 22 ページをお開き願います。

16 款寄付金でございます。1 項寄付金であります。1 目豊かなまちづくり寄付金は 1,700 万円と見込みました。うち 1,500 万円を代行業者を通じた寄付金と見込み、歳出の代行委託料等を算出して、算出してございます。

そして中段になりますが、17 款繰入金、2 項基金繰入金でございます。4 目の過疎地域自立促進特別事業基金繰入金は 830 万円を計上し、歳出で御説明しましたとおり、土木費の住宅取得奨励金交付事業に充当いたします。

5 目の東日本大震災復興基金繰入金は 548 万 7,000 円を計上し、消費費の地域防災計画策定事業に 449 万 4,000 円、それと、消防団に配備しますトランシーバー購入費に 99 万 3,000 円を充当いたします。

続きまして、24 ページをお開き願います。

19 款の諸収入の 3 項雑入であります。6 目の雑入、1 節の雑入でございます。医療財団負担金は前年度比 1,368 万 3,000 円の増の、2,651 万 9,000 円を計上いたしております。県からの派遣で町職員として位置づけられております医師を、平成 27 年度は 1 名の増の 2 名で予定していることから、大きく増額となっているところであります。

続いて、20 款の町債でございます。

平成 27 年度の町債合計は、前年度比 4,400 万円増の 2 億 700 万円を予定いたしました。

前年度予算では、都市交流施設整備事業における町債を、当初予算では計上できず、臨時財政対策債のみの計上であったため、大きく増額となったものでございます。1 目臨時財政対策債は市町村分が 11.6%減となる見込みであることから、前年度比 2,300 万円減の 1 億 4,000 万円を予定をしたものでございます。

また、2 目の総務債、1 節都市交流施設整備事業債 5,200 万円は、過疎対策債を活用

する予定でございます。

起債の借入等々における基本方針は、これまでと同様にですね、公債費負担適正化計画に掲げてまいりました「原則、償還元金以上に借入れをしない」ということを遵守しながら、起債額の抑制をし、計上したところでございます。

22 ページの一番下の段になります。

これまで、平成 27 年度の歳入歳出の概要を申し上げてまいりましたが、18 款の繰越金は前年度より 500 万円減の 1 億円としまして、なお不足する財源を 17 款の繰入金の 2 項基金繰入金、そして 1 目財政調整基金繰入金から 2 億 8,634 万 8,000 円で繰り入れて補てんをしようとするものでございました。補てんをすることといたしました。

その結果、基金取り崩し後の残高は、5 億 492 万 1,000 円となる予定でございます。

まだまだ地方までの景気回復の、感じるまでには至りませんが、これからも、この基金を大切にかつ有効に活用できますよう努力すると共に、自主財源の乏しい本町におきましては、地方交付税の動向によって、様々な指標や財政運営上に大きな影響があることから、今後も注視してまいりたいと思います。

また、町税等徴収率の向上と各種補助制度の活用、地域活性化により町民の皆様が稼ぐことができる、そういう仕組みづくりなどしまして、税収増につながる施策や事業の積極的な推進を図って、一般財源の確実な確保に向けた財政運営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、人件費関係でございますが、引き続き厳しい財政運営が見込まれることから、管理職 2%、その他職員 1%の給料独自削減を実施することで、予算でも計上したところでございます。

また、併せまして、特別職の給料につきましても、引き続き町長 30%、副町長教育長 20%の削減で計上をさせていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

副町長から、議案の説明が終わりました。

これより、平成 27 年度鋸南町一般会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑に対する答弁については、この後付託予定となる、予算審査特別委員会の際にお願いすることとし、詳細部分につきましては、特別委員会において、慎重に審議を行っていただきたいと思っております。

それでは、予算編成方針等、予算全般にかかわることで総括質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 18 号「平成 27 年度鋸南町一般会計予算について」は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号「平成 27 年度鋸南町一般会計予算について」は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、休憩中に予算審査特別委員会を開催願ひ、委員長・副委員長の互選をお願いしたいと思います。

議員各位は委員会室にお集まりください。

暫時休憩といたします。

…………… 休 憩・午後 2 時 4 1 分 ……………
…………… 再 開・午後 3 時 1 0 分 ……………

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長に松岡直行君、副委員長に小藤田一幸君が選任されましたので、報告いたします。

◎議案第 19 号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第 19 議案第 19 号「平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第 19 号「平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」御説明いたします。

まず、予算編成方針の基本的事項について御説明いたします。

本町の国民健康保険を取り巻く情勢は、被保険者の年齢構成の高いことや、医療技術の高度化等により、1人当たりの医療費の伸びが大きくなる一方、後期高齢者医療制度への移行等による被保険者の減少、さらには長引く景気の低迷による保険料の収入減などにより、今後も厳しい財政運営が想定されております。

平成 26 年度末の国保財政調整基金につきましては、4,973 万 6,000 円となる見込みでございます。

そのため、一般会計から財政安定化支援事業繰出金及び事務費分を繰り入れるとともに、保険料につきましては、年々伸びている、一般被保険者療養給付費等を勘案し、予算規模で対前年度比 3.4%増を計上させていただきましたが、保険料率につきましては、本算定により確定となりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、予算内容を御説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ 14 億 5,946 万 6,000 円にしようとするものであります。

平成 26 年度当初と比較いたしますと 12.9%増の 1 億 6,710 万 5,000 円の増となります。

それでは、歳出から御説明しますので、13 ページをお願いいたします。

1 款総務費につきましては、国保事業に必要な事務的経費を計上しております。

14 ページをお願いします。

14 ページ下段から 15 ページにかけての 2 款保険給付費、1 項療養諸費につきましては、合計 7 億 6,840 万 6,000 円、対前年度比 2.0%の減でございます。

平成 26 年度決算見込額に過去 3 カ年の平均伸率等を推計し、計上いたしました。

2 款保険給付費、2 項高額療養費につきましては、9,078 万 5,000 円、対前年度比 0.4%の減でございます。前年度実績を考慮し、計上いたしました。

16 ページをお願いします。

一番下になりますが、5 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金ですが、7 件分を見込みました。

17 ページをお願いします。

3 款後期高齢者支援金等ですが、これは、後期高齢者の療養給付に係る費用総額の 40%を各医療保険者で負担する制度でございます。27 年度は、1 億 5,893 万 3,000 円、対前年度比 0.4%の減となるものでございます。

次に、4款前期高齢者納付金等ですが、これは、65歳から74歳の前期高齢者の加入率によって、各保険者間で費用負担の調整を行う制度ですが、合計で17万9,000円を計上いたしました。

18ページをお願いします。

5款老人保健拠出金、合計12万円ですが、後期高齢者医療制度への移行により、制度は廃止されましたが、過去の医療分の精算が考えられますので計上させていただいております。

6款介護納付金ですが、介護保険給付分の28%を40歳から64歳の第2号被保険者が負担するもので、723万、失礼しました。7,230万6,000円、対前年度比1.4%の減となります。

18ページ下段から19ページ上段にかけての7款共同事業費拠出金ですが、国保連合会を事業主体として行われている、高額な医療費に対する再保険制度で、国保連合会への拠出金でございますが、3目保険財政安定化事業拠出金につきましては、制度改正により30万円以上80万円までを医療費対象に行われていましたが、27年度からその対象が全ての医療費に拡大されたことから、拠出金総額は、前年度、対前年度比145.7%増の3億1,254万8,000円を計上いたしました。

拠出金につきましては、国保連合会から示されております、27年度見込額によるものでございます。

続きまして、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費985万7,000円ですが、特定検診に係る委託料等が主なものであり、前年実績を考慮し計上いたしました。

19ページ下段から20ページ上段にかけての2項保健事業費、2目疾病予防費、19節人間ドック助成金250万円ですが、前年実績を考慮し計上いたしました。

次に、3項特別総合保健事業費、1目施設管理費1,686万円につきましては、保健福祉センター「すこやか」の維持管理費と保健事業に係る職員2名の人件費等でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

1款国民健康保険料につきましては、被保険者数は前年度と比較し減少しておりますが、年々伸びている療養給付費等を勘案し、2億7,880万6,000円を計上いたしました。対前年度比0.6%減となりました。

8ページ下段から9ページ上段にかけての2款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、各目を合わせた負担金は、2億1,105万1,000円でございます。対前年度比、0.3%の減を見込みました。

その下になります2項国庫補助金、1目財政調整交付金ですが、前年実績を考慮し、計上いたしました。

3 款療養給付費等交付金ですが、退職被保険者に係る歳出分から保険料等を差し引いた額が交付されるものですが、平成 26 年度の交付決定額を基に、対前年度比 39.5%の減の 4,476 万 9,000 円を計上いたしました。

4 款前期高齢者交付金は、65 歳から 74 歳の被保険者にかかる療養給付費の負担調整として交付されるもので、3 億 4,547 万 8,000 円の交付金を計上いたしました。

10 ページをお願いいたします。

5 款県支出金、2 項県補助金、1 目財政調整交付金につきましては、26 年度の実績を考慮し、対前年度比 13.9%減の 4,100 万円を計上いたしました。

6 款共同事業交付金は、高額な医療費の財政運営の安定化を図るための制度でございますが、昨年度比 146.5%増の 3 億 1,693 万 4,000 円を計上しました。

増となった要因は、歳出予算で御説明をいたしました、保険財政共同安定化事業拠出金と同様に、制度改正に伴い、保険財政共同安定化事業交付金を増額計上するものでございます。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金ですが、低所得者の保険料軽減分として、県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 を負担し、一般会計より繰り入れするものでございます。

2 節の保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国が 2 分の 1、県と町がおおむね 4 分の 1 を負担して、繰り入れるものです。

3 節の出産育児一時金繰入金は、町が 42 万円の 3 分の 2 を負担し、7 人分を繰り入れるものでございます。

4 節のその他一般会計繰入金は、すこやか施設管理分等を繰り入れるものです。

5 節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため、繰り入れるもので、前年度比 77.7%増の、1,758 万 3,000 円を繰り入れるものでございます。

11 ページをお願いします。

6 節の一般会計事務費等繰入金は、国保会計事務経費分として、1,337 万 1,000 円を繰り入れるものです。2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金につきましては、2,500 万円を予定いたしました。

これにより、当初予算後の基金残高は、2,473 万 6,000 円となる予定でございます。

9 款繰越金につきましては、現時点で見込める額として、2,500 万 1,000 円を計上させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

税務住民課長から議案の説明が終わりました。

これより、平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

はい、12番 三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

今説明のあった医療費の共同事業の関係で、総括質疑をしたいと思います。

今回 17 年度から、医療費ゼロ円から全て共同事業化されるということで、何年か前から始まっている、まず最初に始まったのが高額医療費の共同運営。それから、前期高齢者の共同運営。

で、17 年度からはゼロ円から全ての医療費を共同運営するというので、実質的に運営が全てその、共同運営化されたと、これ、別の言い方をすると、あれ、何年か後に国が予定している都道府県、国保運営の都道府県化ということと中身としては一緒じゃないかなというふうに思われます。

そして、この共同化することによるメリットとデメリット、どんなふうになっているのか。それから国はそれに対する財政支援なんかどのように行うようになっているのか。それから、その、共同運営の組織の在り方とか、その辺のことをできるだけわかりやすく特別委員会の国保の時に説明してもらえると助かります。

よろしくお願いします。

○議長（伊藤茂明）

他にありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

それでは質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第 19 号「平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号「平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第20 議案第20号「平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第20号「平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」御説明いたします。

まず、予算編成の基本的事項について御説明いたします。

本特別会計の主なものは、保険料収入と保険料軽減分に対する基盤安定繰入金の収入、そして保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金と、後期高齢者検診に関するものについての予算であります。

それでは、1ページをお願いいたします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億695万9,000円にしようとするものであります。

前年度当初予算と比較しますと、1.5%の減となります。

それでは、歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費でございますが、後期高齢者の医療給付等に必要な事務的経費で、127万円を計上いたしました。

2項徴収費では、保険料の徴収に関する経費や本算定に伴う算定処理委託料が主なもので、72万6,000円を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者の均等割保険料軽減対象者の減に伴い、対前年度比177万7,000円減の1億148万8,000円を計上いたしました。

8ページ下段から9ページ上段にかけての3款保健事業費、1目保健事業費182万2,000円につきましては、広域連合が実施する保健事業を受託して行うものですが、昨年同様安房地域医療センターに再委託し、保健福祉課との連携により総合検診の中で実施する予定であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料では、総額6,848万1,000円でございます。

制度改正により、保険料の軽減対象者が拡大されたことから、対前年度比で0.3%減の、23万1,000円の減額となるものでございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金及び2目保険基盤安定繰入金、これは保険料軽減額に対する補填分ですが、合わせて3,505万3,000円を計上いたしました。対前年度比4.2%の減でございます。

一番下になりますが、4款諸収入、4項受託事業収入231万9,000円につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健康、健診事業分が、主なものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、税務住民課長から議案の説明がありました。

これより、平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第20号「平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号「平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第21 議案第21号「平成27年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第 21 号「平成 27 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」御説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 27 年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 6,867 万 9,000 円を予定いたしました。

前年度と比較いたしまして、382 万 9,000 円、0.3%の減となるものでございます。

本予算につきましては、第 6 期介護保険事業計画に基づきまして、編成させていただきました。

初めに歳出から御説明申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費は、介護保険システム使用料等の事務運営費でございます。

第 2 項賦課徴収費につきましては、保険料の算定に伴う電算委託に要する費用が主なものでございます。

10 ページをお願いいたします。

第 3 項の介護認定審査会費 312 万 9,000 円は、認定審査委員 10 名によります、隔週ごとに実施する審査会の委員報酬等でございます。

11 ページをお願いいたします。

この 11 ページから 13 ページまでの第 2 款保険給付費関係につきましては、介護保険事業計画における個々の給付見込みによりまして、編成させていただいております。

11 ページの第 1 項介護サービス等諸費の第 1 目居宅介護サービス給付費から第 6 目の居宅介護サービス計画給付費までは、要介護 1 から要介護 5 に認定された方々に対する介護サービス費用で、総額 10 億 2,756 万 4,000 円を予定しております。

前年度と比較いたしまして、399 万 4,000 円、0.4%の増となっております。

12 ページをお願いいたします。

第 2 項介護予防サービス等諸費につきましては、第 1 目の介護予防サービス給付費から第 5 目の介護予防サービス計画給付費まで、要支援 1・要支援 2 に認定された方に対する予防サービス費用で、2,349 万 3,000 円を予定いたしました。前年度とほぼ同額となっております。

13 ページをお願いいたします。

第 4 項高額介護サービス費は、1 カ月の「利用者 1 割負担相当額」が一定額を超えた部分に対し支給する費用であります。2,286 万 8,000 円を予定いたしました。

第5項の高額医療合算介護サービス費は、その世帯における1年間の医療及び介護の自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について支給するものでございます。

166万2,000円を予定させていただきました。

第6項特定入所者介護サービス費であります。施設入所されている方の食事代や居住費の負担額は、課税状況等に応じて決められており、低所得の方が利用した場合の本人負担を軽減するための費用として、4,719万4,000円を予定させていただきました。

15ページをお願いいたします。

第6款地域支援事業費であります。第1項介護予防事業費は、要介護状態等になることを予防するための費用でございます。職員1名分の人件費を含む事業費1,560万円を予定いたしました。

16ページをお願いいたします。

第2項包括的支援事業・任意事業費は、高齢者からの各種相談や各事業所への指導・助言、また、ケアプラン作成に関する相談、支援をするための費用として、職員2名分の人件費を含む事業費を、前年度とほぼ同額を予定させていただきました。

それでは、歳入について御説明いたします。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目の第1号被保険者保険料は、2億2,008万9,000円で、前年度と比較いたしまして3,038万7,000円の増となっております。第6期介護保険事業計画に基づきます保険料率の改定によるものでございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金1億9,894万9,000円は、保険給付費の居宅給付費に対して20%、施設給付費に対しては、15%相当分が国から交付されるものでございます。

第2項の国庫補助金、第1目の調整交付金は、調整交付金8,573万2,000円は、保険給付費の7.63%相当分でございます。

第4款・支払基金交付金3億2,299万5,000円は、第2号被保険者の保険料分として、保険給付費の28%相当分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第5款県支出金、第1項県負担金1億6,622万7,000円は、居宅給付費に対して12.5%、施設給付費に対しては17.5%相当分が、県から交付されるものでございます。

第2項県補助金479万円は、地域支援事業交付金でありまして、地域包括支援センターで実施する各事業に対するそれぞれの負担分として、見込額を予定させていただきました。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目の介護給付費繰入金1億4,041万9,000

円は、保険給付費の 12.5%相当額でございます。

第 4 目のその他一般会計繰入金 1,340 万 8,000 円は事務費に係る町一般会計からの繰入金でございます。

第 2 項基金繰入金、第 1 目の介護給付費準備基金繰入金は、169 万 2,000 円を基金から取り崩そうとするものでございます。

これによります当初予算編成後の基金残高は、567 万 2,000 円となる予定でございます。以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、保健福祉課長から議案の説明がありました。

これより、平成 27 年度鋸南町介護保険特別会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第 21 号「平成 27 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号「平成 27 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第 22 号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第 22 議案 22 号「平成 27 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第 22 号「平成 27 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」御説明申し上げます。

予算書の 3 ページをお開き願います。

実施計画に基づき、御説明いたします。

初めに、収益的収入であります、病院事業収益では 2,263 万 2,000 円を予定いたしました。

第 1 項医業収益、第 1 目その他医業収益 324 万円は、指定管理者が収受した証明書等の文書料でございます。

第 2 項の医業外収益であります、第 1 目他会計負担金 332 万 9,000 円は、繰出基準に基づく企業債償還利息に係る一般会計からの負担金であります。

第 2 目他会計補助金 1,198 万円は、指定管理者交付金及び経費等に充当する一般会計からの補助金を予定いたしました。

第 3 目長期前受金戻入 308 万 3,000 円ですが、本年度減価償却される資産に合わせ、国や県の補助金等の見合い分を現金の伴わない収益として予定いたしました。

第 4 目その他医業外収益 100 万円は、病院官舎家賃等に係る指定管理者からの負担金でございます。

次に支出でございますが、第 1 款病院事業費用は 5,362 万 2,000 円を予定いたしました。

第 1 項医業費用であります、第 1 目の経費 354 万 6,000 円は、修繕費等の運営経費を予定いたしました。

第 2 目減価償却費は 3,407 万 3,000 円を、第 3 目指定管理者交付金は、指定管理者である「鋸南きさらぎ会」へ支出するもので、病院の運営費 800 万円と、収入した文書料から消費税を除いた 300 万円の計 1,100 万円を予定いたしました。

第 2 項医業外費用の「支払利息及び企業債取扱諸費」は、建物及び機器に係る企業債の償還利息 500 万 3,000 円でございます。

4 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の、まず下段の支出であります、7,371 万 4,000 円を予定いたしました。

第 1 項建設改良費、1 目の有形固定資産購入費 3,200 万円は、医療機器整備費として、内視鏡を更新しようとするものでございます。

第 2 項企業債償還金は、建物及び機器に係る企業債の償還元金 4,171 万 4,000 円を予定しました。

収入におきましては、医療機器整備費に伴う企業債 3,200 万円と、一般会計出資金として、企業債元金償還分 4,171 万 4,000 円を繰り入れ、支出総額と同額を予定するもの

でございます。

5ページをお願いします。

平成27年度の予定キャッシュフロー計算書であります。年度末の現金預金残高は、1,007万3,000円と見込みました。

6ページから8ページは、平成26年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、9ページ・10ページは、平成27年度の予定貸借対照表でございます。

後ほど、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、保健福祉課長から議案の説明がありました。

これより平成27年度鋸南町鋸南病院事業会計予算全般に係ることについて、総括質疑を行います。

総括質疑ありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案22号「平成27年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号「平成27年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第23 議案第23号「平成27年度鋸南町水道事業会計予算について」を議題といたします。

水道課長より、議案の重点説明を求めます。

水道課長 山崎友之君。

○水道課長（山崎友之君）

議案第 23 号平成 27 年度鋸南町水道事業会計予算について、御説明いたします。

予算書 1 ページ及び別添の予算説明書、併せて御覧願います。

第 2 条業務の予定量でございますが、給水戸数 3,688 戸、5,519 栓、給水人口 8,350 人を予定し、年間総給水量を 112 万 1,400 立法メートル、1 日平均給水量を 3,072 立法メートル、1 日平均 1 人当たり給水量を 368 リットルといたしました。

給水戸数、年間総給水量等は、平成 27 年 1 月末までの実績を基に推計させていただきました。

第 3 条収益的収入及び支出、第 4 条資本的収入及び支出につきましては、3 ページから 5 ページの実施計画により、御説明いたします。

3 ページをお願いします。

収益的収入でございますが、第 1 款水道事業収益の総額を 4 億 8,402 万円と決めました。

第 1 項営業収益を 2 億 8,306 万 8,000 円とし、主な収益といたしまして、第 1 目給水収益で 2 億 8,259 万 6,000 円を予定いたしました。

第 2 項営業外収益では、2 億 95 万 2,000 円を予定いたしました。

主な収益といたしまして、第 3 目県補助金は市町村水道総合対策補助金分として、7,700 万円を、第 4 目他会計補助金では、一般会計より、市町村水道総合対策補助金分として、8,000 万円及び、児童手当分として、65 万 4,000 円を予定いたしました。

また、第 5 目長期前受金戻入は現金の伴わない収益ですが、4,185 万 9,000 円を予定いたしました。

4 ページをお願いいたします。

次に、収益的支出でございますが、第 1 款水道事業費の総額を 4 億 7,635 万 1,000 円と決めました。

第 1 項営業費用では、4 億 2,203 万 8,000 円を予定いたしました。

主な支出といたしまして、職員給与費 6,685 万 2,000 円、委託料 1,630 万 4,000 円、各施設の修繕費 581 万 8,000 円、動力費 1,049 万 8,000 円、薬品費 673 万 7,000 円、南房総広域水道企業団からの受水費 1 億 4,924 万 2,000 円、減価償却費 1 億 5,092 万 2,000 円を予定いたしました。

第 2 項営業外費用では、5,421 万 3,000 円を予定いたしました。企業債利息 4,416 万 3,000 円が主なものです。

5 ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、第 1 款資本的収入の総額を 4,600 万円と決めました。

第 1 項企業債は、本年度予定いたします工事に係る借入金として、4,600 万円予定いた

しました。

次に資本的支出ですが、第1款資本的支出の総額を、1億6,854万6,000円と決めました。

第1項建設改良費、第1目営業設備費は、漏水工事等に使用する備品購入等で156万1,000円、第2目配水施設改良費は、元名大橋配水管布設工事230万1,000円、第3目浄水施設改修費は、浄水場配水池、湯沢配水場配水池の電磁流量計の改修工事及び、湯沢配水場の次亜塩素注入機更新工事に伴う費用4,491万9,000円を予定いたしました。

また、第2項企業債償還金におきましては、1億1,976万5,000円を予定いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,254万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で同額補てんすることと決めました。

6ページをお願いいたします。

平成27年度鋸南町水道事業会計予算予定キャッシュフローでございますが、年度末における資金残高は、2億4,029万8,000円となる見込みでございます。

7ページから9ページは職員の給与等に関する明細。10ページから12ページは、平成26年度鋸南町水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表。13ページから14ページは平成27年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございますので、後ほど御参照願います。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、水道課長から議案の説明がありました。

これより、平成27年度鋸南町水道事業会計予算全般に係ることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案23号「平成27年度鋸南町水道事業会計予算について」、予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、議案第23号「平成27年度鋸南町水道事業会計予算について」は、予算審査

特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休 憩・午後 3時55分 ……………
…………… 再 開・午後 3時57分 ……………

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に会期日程表及び議案付託表、予算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配布いたしました。

休会中の3月6日午前10時から議案第18号「一般会計予算の予算の審査」を、3月9日午前10時から、議案第19号「国民健康保険特別会計予算」、議案第20号「後期高齢者医療特別会計予算」、議案第21号「介護保険特別会計予算」、議案第22号「鋸南病院事業会計予算」、議案第23号「水道事業会計予算」についてそれぞれ予算審査特別委員会を開催し、議案の審査をお願いしたいと思います。

◎散 会

○議長（伊藤茂明）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

3月6日及び3月9日は午前10時から予算審査特別委員会をお願いいたします。

最終日の3月13日は午後2時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会・午後 3時58分 ……………

平成27年第2回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成27年3月13日 午後2時開議

日程第1	議案第18号	平成27年度鋸南町一般会計予算について
日程第2	議案第19号	平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案第20号	平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	議案第21号	平成27年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第5	議案第22号	平成27年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第6	議案第23号	平成27年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番 渡邊信廣君	2番 小藤田一幸君
3番 緒方猛君	4番 鈴木辰也君
5番 手塚節君	6番 黒川大司君
7番 伊藤茂明君	8番 松岡直行君
9番 笹生正己君	11番 中村豊君
12番 三国幸次君	

欠席議員（1名）

10番 平島孝一郎君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 白石治和君	副町長 川名吾一君
教育長 富永清人君	会計管理者 篠原一成君
総務企画課長 内田正司君	税務住民課長 福原傳夫君
保健福祉課長 渡邊昌廣君	地域振興課長 菊間幸一君
教育課長 前田義夫君	水道課長 山崎友之君

総務管理室長 福原規生君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 増田光俊

書

記 醍醐陽子

◎開議の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さん、こんにちは。
議員各位には、御苦勞さまです。
定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。
ただいまの出席議員は 11 名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
なお、10 番 平島孝一郎君から欠席届が出ております。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第 1 8 号の委員長報告、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 1 議案第 1 8 号「平成 2 7 年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し審査をいただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 松岡直行君。

〔予算審査特別委員会委員長 松岡直行君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（松岡直行君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成 27 年度鋸南町一般会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る 3 月 6 日に行いました。

審査にあたり、各委員より多くの質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告いたします。

審査した順番に、課ごとに報告いたします。

最初に、議会事務局関係について。

「議会インターネット中継について、視聴されている状況は」との質疑に対し、「議会インターネット中継は平成 24 年 12 月議会からスタートし、1 回目には 92 名の方が視聴されました。平成 25 年は 5 回の議会で合計 386 名、平成 26 年は 6 回の議会で 222 名の方に視聴いただきました」との答弁がありました。

総務企画課関係について。

「防災会議委員報酬について、委員の構成内容は」との質疑に対し、「条例に規定されておりますが、県知事部内の職員の内から 4 名、千葉県警察の警察官 1 名、町長部局の職員 3 名、教育長、消防団長、鋸南分署長、指定公共機関または指定地方公共機関の職員 4 名、その他町長が必要と認めるものが 5 名となります」との答弁がありました。

「デジタル戸別受信機の配布については、独居老人世帯に対するものか」との質疑に対し、「独居老人世帯へは既に配布済みです。現在、修理や新規希望世帯が増加しているため、その代替機や予備分として購入するものです」との答弁がありました。

「ホームページ保守管理委託の事業内容は」との質疑に対し、「委託内容は、ネットワーク監視、システム障害対応、ソフトウェア対応、バージョンアップ、ホームページ更新等です」との答弁がありました。

「まちづくり寄付金の委託料 1,065 万円の根拠は。また、総務省より過剰な特典等は控えるような通知はあるか」との質疑に対し、「1 万円の寄付に対して特典を 4,000 円、送料を加えると 5,000 円とし、年間 1,500 万円の寄付金を見込むと、特典が 750 万円で委託業者へは取扱額の 20%の 300 万円を支払うこととなります。寄付金 1 万円に対しては、特典分が 5,000 円、業者へ 2,000 円、残り 3,000 円が町の収入となります。また、総務省からの通知は届いていますが、本町の特典品の額は平均的なものであり、経費も少ないものと考えています」との答弁がありました。

「人口が減少しているが、消防団員の確保についての対策は」との質疑に対し、「団員確保は厳しい現状ですが、行政委員に声掛けをする等、分団と協力しながら対応しております」との答弁がありました。

税務住民課関係について。

「たばこ税が 5,979 万 4,000 円計上されているが、26 年度では 6,300 万円に対し増額補正しており、見込み額が少ないのでは」との質疑に対し、「たばこ税は、健康志向の高まりや消費税増税の影響を考慮し、計上しました」との答弁がありました。

「社会保障・税番号制度関連事務委任交付金はどこに交付するのか」との質疑に対し、「社会保障・税番号制度については、国は一部の事務を地方公共団体情報システム機構に委任し、事業を進めているため、全国の自治体においても事務作業の一部を機構に委任することになり、その費用を交付金として交付いたします」との答弁がありました。

「町税の滞納繰越分が計上されているが、その件数及び高額滞納者の状況は」との質疑に対し、「町税滞納者は2月末現在で、357人です。滞納額50万円から100万円までの人数は30人、100万円以上は9人です」との答弁がありました。

保健福祉課関係について。

「昨年8月に温泉化してから評判が良いが、入浴者の状況は」との質疑に対し、「4月から2月までの入浴者数は、平成25年度の8,296に対し、平成26年度は1万2,764人と前年比で4,468人の増となっております。これは温泉化による増と自衛隊員の利用による増です」との答弁がありました。

「成年後見制度利用助成について、申し立ての現状は」との質疑に対し、「平成26年度の申し立て実績はゼロ件です。27年度では1件分の予算を計上しています」との答弁がありました。

「緊急通報装置の設置の実態は」との質疑に対し、「本年2月末現在でN T T29件、東亜警備保障7件、アズビル安心ケアサポートが1件、合計37件です。設置の、装置の設置費用を町で補助していますが、申請者各自が事業者を選択しています」との答弁がありました。

地域振興課関係について。

「佐久間ダムのトイレは、他の観光トイレと比べると管理が悪い。ダムの維持管理業務委託とは別の予算にできないか」との質疑に対し、「管理については月曜日と金曜日に清掃し、毎朝トイレトペーパーの確認と補充をしています。今後、検討をしていきます」との答弁がありました。

「道路維持補修費の執行状況は」との質疑があり、「例年ほぼ使い切る状況で、27年度予算では26年度の補正後予算よりも増額して計上しています」との答弁がありました。

「鳥獣被害対策実施隊員の日当について、有害鳥獣対策協議会との協議はどうなったのか」との質疑に対し、「協議会役員会から、実施隊員の日当引き上げよりも、防除への対応をとる要望があり、有害獣被害防止対策事業への補助金を6分の1から2分の1へ引き上げました。また、猪の捕獲単価が他市よりも2,000円低いことについては、理解いただいております」との答弁があり、「緊急捕獲活動支援事業として捕獲単価が上乘せされているが、今後も継続していくのか」との質疑に対し、「26年度までは基金を積んで県が対応していますが、27年度からは交付金化されることとなりました。事業が継続する期限については、はっきりしておりません」との答弁がありました。

「花木の管理について、桜の剪定等、臨時職員への指導方法は」との質疑に対し、「日本花の会から毎年来町いただいて、手入れの仕方等について職員と臨時職員と一緒に研修を受けております」との答弁がありました。

「物産センター建物の看板枠を町で設置したが、看板の設置をこれからどうしていくのか」との質疑に対し、「看板の設置について理解をいただいておりますが、いろいろな理

由があり全てには設置されていません。今後良い方法を検討していきます」との答弁があり、「大家は町であり、しっかりと対応するべきだが」との質疑に対し、「看板は個人負担であるため、強制できませんでしたが、5月には入居者と会議を行いますので、その中で意見交換を行ってまいります」との答弁がありました。

「海水浴場の監視業務委託は8月1日からの実施だが、海水浴客の調査を行って決めたのか」との質疑に対し、「監視業務委託費用は全額を一般財源で賄っており、専門的な技術のある方々をお願いしているため、このような形で実施しています」との答弁がありました。

「不法投棄監視用カメラはどのようなシステムか」との質疑に対し、「SDカードに記録がされ、保存がされ、容量が8日分ですので、一週間に一度交換を行い、記録された内容を確認します」との答弁がありました。

「ハイキング客が山の中にも多く来ているが、有害獣の危険もある。自己責任を明記した注意看板が必要ではないか」との質疑に対し、「現状を把握して、検討していきます」との答弁がありました。

教育委員会関係について。

「中央公民館の調理室について、現在は使用できない状況のようだが、修繕に対する考え方はどうか」との質疑に対し、「調理室は、水道管及びガス管の腐食により3年ほど前から使用できないため利用希望者には「すこやか」の調理室を活用いただいておりますが、中学校の家庭科室の利用も検討しています。今後の調理室の活用については、図書室利用者の閲覧場所を兼ねた多目的な部屋として検討していきたい」との答弁がありました。

「大帷子運動場と岩井袋野球場は、どちらも整備状態が良くない。野球場は1カ所について、集約して管理することができないか」との質疑に対し、「野球場については、岩井袋野球場を主として考えています」との答弁がありました。

「AEDの購入予算は、新たに追加するものか。また、バッテリーやパッドなど、消耗品の交換で対応できないか」との質疑に対し、「各施設のAEDは5年を目途に取り換える必要があるため、既存のAEDの更新です。また、本体そのものを買替えるよう、指導されています」との答弁がありました。

「AEDの使用については、講習は行っているか」との質疑に対し、「安房消防等が実施する講習会に参加するようにしていますが、海洋センターでは夏休み前に鋸南分署に講師の派遣を依頼し、指導員・監視員を対象とした講習会を行っています。さらに、小中学校については、プール授業の開始前に安房消防からの派遣による研修を行っています」との答弁がありました。

「給食センターの食器洗浄機のリース料について、8年で約2,200万円と高額だが、購入すべきではないか」との質疑に対し、「購入の方が安価ですが、財政事情を考慮して、

単年度の高額負担より長期リースによる財政負担の平準化を選択しました」との答弁があり、「1,000 人規模の食器洗浄機とのことだが、300 人規模の機械を3台購入するといったような検討は行ったのか」との質疑に対し、「そのような検討も行った結果、作業が効率的であり、スペースの有効活用が図れることから、1台に集約した食器洗浄機を選択しました」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成27年度鋸南町一般会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第18号平成27年度鋸南町一般会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は全議員による構成ですので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

はい、3番 緒方猛君。

〔3番 緒方猛君 登壇〕

○3番（緒方猛君）

えっと、あの、私も当然この会議には出てますので、えー、えー、あの、十分って言いますかあの、承知の上でですね、えー、こうあるべきじゃないのかなという思いを込めて、あの、意見を述べさせてもらいたいという具合に思っております。

それは、あの、昨今ですね、あの、新聞等々で、えー、大変話題になってると言いますか、えー、地域が、えー、段々人口減だとか、疲弊しているということで、総合計画の策定が今年度、国から要請されてて、それに対応するという事になっていると思います。

このことについては、この間の予算委員会の中でも話がありました。

ただ、その体制がですね、えー、まあこれからののか、どういう形でそのですね、総合計画の策定を進めるということにするのか、例えば私の若干の情報ですけれども、南

房総市ではですね、2月に18名と、それから、単独4名の2チームの地域推進プロジェクト、えー、プロジェクトチームがスタートしております。

それから、館山市と鴨川市はですね、これはちょうどタイミングが良いと言いますか、あの、27年度の総合計画の策定がこれに絡んでます。

で、わが町は、えー、この両方、今はないと思うんですね。だからどういう形でやるのか私は。

○議長（伊藤茂明）

緒方議員、途中ですけど。

平成27年度の一般会計のこの審査について、の討論ですので。

○3番（緒方猛君）

わかっています。

で、それにはまた予算がいるかもわからないんですね。だからどういう体制でやるのかということをしっかり説明していただいて、それには予算付けなくていいのかどうか、私はそれなりの人材をですね、えー、庁内だけじゃなくて、もう少し広くあの、町民からですね、そのメンバーを出して、えー、この総合計画の策定をするという具合にすべきじゃないかと、そのためには予算がいるでしょということ、その辺をどう対応して、対応して、しようとしているのかと、いうことについて、私は今言ったような形にすべきだなということで、あの、意見を申し上げたいという具合に思います。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

予算に対して反対するのか賛成するのか。

○3番（緒方猛君）

だから、その予算が付いてないということであれば反対です。

○議長（伊藤茂明）

賛成討論なのか。

○3番（緒方猛君）

だから、その部分についてはこの前のね、予算審査委員会では、えー、こういう形でやるんだということは、明確に話はなかったと思うんですね。だから私はそういうチームをつくってやるべきだと思う。それには予算がいるでしょうということです。

はい。

その部分では、反対です。

その部分では、反対です。

○議長（伊藤茂明）

緒方議員、その部分と違ってことじゃないんですよ。

27年度の一般会計の予算に対して、反対するのか賛成するのか。

○3番（緒方猛君）

だって、全部一言であの、片づけるっちゅうわけにいかないでしょ。

○議長（伊藤茂明）

いえ、そのために、予算審査特別委員会を開いて、質疑を受けているわけです。

○3番（緒方猛君）

全部をだけど、一言で答えられますか。質問できますか。できないと思いますよ。どの部分が問題だっていうことになるんじゃないんですか当然。

○議長（伊藤茂明）

討論を終了します。

他に討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（伊藤茂明）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の委員長報告、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第2 議案第19号「平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員長から審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 松岡直行君。

〔予算審査特別委員会委員長 松岡直行君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（松岡直行君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成27年度鋸南町国民健康保険特別会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月6日に行いました。

主な質疑、意見等を要約して、報告いたします。

初めに総括質疑 1 件。

「27 年度から 1 円以上全ての医療費が共同事業化されるが、このことによるメリット・デメリットは。また、国からの財政支援や共同運営の組織について、それぞれ説明してほしい」との質疑に対し、「1 点目で、保険財政共同安定化事業は市町村間の保険料の平準化及び財政安定化を図ることが目的ですので、対象医療費の拡大による町へのメリットとしては、より国保財政の安定が見込まれることとなります。また、デメリットでは本事業のみでは県内市町村の所得格差が反映されないまま、反映されない点があります。2 点目の国の財政支援については、現在は予定されていません。ただし激変緩和措置として、県の調整交付金にて市町村間の調整が図られます。3 点目の共同事業の運営主体は、千葉県国民健康保険団体連合会です」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略の後、採決の結果、平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 19 号平成 27 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべきもの」との報告でございます。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の委員長報告、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第3 議案第20号「平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 松岡直行君。

〔予算審査特別委員会委員長 松岡直行君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（松岡直行君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月6日に行いました。

各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略の後、採決の結果、平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、全員参加で、賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第20号平成27年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 1 号の委員長報告、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 4 議案第 2 1 号「平成 2 7 年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案につきましても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 松岡直行君。

〔予算審査特別委員会委員長 松岡直行君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（松岡直行君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成 27 年度鋸南町介護保険特別会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る 3 月 6 日に行いました。

主な質疑、意見等を要約して、報告いたします。

「居宅介護及び施設介護について、それぞれの対象者人数は」との質疑に対し、「居宅介護は 389 名、施設介護は 144 名と見込んでいます」との答弁があり、「今後も介護予防事業に取り組み、介護給付費を減らすよう努力してほしい」との要望がありました。

以上が、要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、平成 27 年度鋸南町介護保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 21 号平成 27 年度鋸南町介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 2 号の委員長報告、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 5 議案第 2 2 号「平成 2 7 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託をし審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 松岡直行君。

〔予算審査特別委員会委員長 松岡直行君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（松岡直行君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成 27 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る 3 月 6 日に行いました。

主な質疑、意見等を要約して、報告いたします。

「資本的支出の医療器具整備費 3,200 万円については内視鏡の更新とのことだが、具体的な内容は」との質疑に対し、「胃カメラ用が 4 本と大腸用が 2 本の内視鏡の更新です。また、胃カメラ用の内訳では、鼻からの内視鏡と口からの内視鏡がそれぞれ 2 本ずつとなります」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略の後、採決の結果、平成 27 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

以上で、議案第 22 号平成 27 年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号の委員長報告、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 6 議案第 23 号「平成 27 年度鋸南町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案についても、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 松岡直行君。

〔予算審査特別委員会委員長 松岡直行君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（松岡直行君）

予算審査特別委員会に付託されました、平成 27 年度鋸南町水道事業会計予算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本予算の審査は、去る 3 月 6 日に行いました。

予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、各委員からの主な質疑、意見等を要約して、報告いたします。

「有収率が昨年度は良好だったが、今年度はどのように見ているか」との質疑に対し、「昨年度は有収率が 84%でしたが、今年度は大きな漏水により 1 から 2 %は落ちるものと推測しています。県全体での有収率の平均は 92%くらいであり、本町の有収率は低いと言えます」との答弁がありました。

「監査委員報告で営業未収金が増えているとあったが、当初予算ではどのように見ているのか」との質疑に対し、「現年度分の収納率は 97%でみています。現年度未収金は 850 万円と見込み、過年度分の収入額としては 580 万円を見込み予算計上いたしました」との答弁があり、「過年度からの滞納者は何世帯くらいいるのか」との質疑があり、「約 100 世帯になります」との答弁がありました。

「石綿管が 13 キロから 14 キロあるとのことだが、今後どのように交換していく予定なのか」との質疑があり、「財政面から、少しずつ工事を実施していかなければならないのが実態です」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略の後、採決の結果、平成 27 年度鋸南町水道事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 23 号平成 27 年度鋸南町水道事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（伊藤茂明）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、平成 27 年度、失礼、平成 27 年第 2 回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん御苦勞さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… **閉 会 ・ 午後 2 時 4 1 分** ……………

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 4 月 2 1 日

議 会 議 長 伊 藤 茂 明

署 名 議 員 小 藤 田 一 幸

署 名 議 員 三 国 幸 次